

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。



Home Office

中国 出身国情報 (COI) 報告書

COI 公式資料局

2013年12月20日

目次

序文

	項目
1. 地図.....	1.01

人権問題

2. 序論.....	2.01
3. 治安部隊.....	3.01
警察機関.....	3.04
中国人民武装警察部隊（PAP）.....	3.04
城市管理行政執行局.....	3.07
軍隊.....	3.08
治安部隊による人権侵害.....	3.09
恣意的な逮捕及び拘留.....	3.09
拷問.....	3.13
超法規的な殺人.....	3.19
4. 苦情を申し立てる方法.....	4.01
政府への陳情.....	4.01
裏監獄.....	4.10
5. 法律問題.....	5.01
二重の危険.....	5.01
身代わり/代役.....	5.02
6. 刑務所の環境.....	6.01
行政拘禁/強制労働収容所.....	6.06
軽犯罪に対する刑罰及び労働教養（RTL）.....	6.06
その他の形態の行政拘禁.....	6.15
7. 政治的所属.....	7.01
政治的な表現の自由.....	7.02
結社及び集会の自由.....	7.06
国民による騒乱.....	7.11
政治的な反対勢力と政治活動家.....	7.17
中国民主党（CDP）.....	7.24
天安門広場の活動家.....	7.28

8.	活動が禁止された精神的団体.....	8.01
	概観.....	8.01
	法輪功（ファルンダーファ[Fulan Dafa]）.....	8.08
	起源と支持.....	8.19
	法輪功の信徒の家族に対する扱い.....	8.20
9.	チベット.....	9.01
	チベットにおける人権.....	9.03
	チベット人の焼身自殺.....	9.17
	チベットで拘留されている政治犯.....	9.24
10.	家族計画（「一人っ子政策」）.....	10.01
	家族計画法とその他の規定.....	10.08
	強制執行.....	10.15
	強制堕胎/避妊手術.....	10.20
	違反に対する罰則.....	10.28
	福建省で施行される家族計画規定.....	10.32
	広東省で施行される家族計画規定.....	10.34
	少数民族.....	10.35
	農村部及び都市部における家族計画.....	10.36
11.	医療問題.....	11.01
	医療的な処置と医薬品の利用可能性に関する概要.....	11.01
	伝統的な医薬品.....	11.04
	HIV/エイズ(AIDS)（後天性免疫不全症候群）.....	11.05
	抗レトロウイルス療法.....	11.09
	HIV/エイズの患者に対する差別.....	11.11
	B 型肝炎の患者に対する差別.....	11.16
	精神衛生.....	11.18
12.	移動の自由.....	12.01
	出入国手続き.....	12.02

序文

i この出身国情報（COI）報告書は、庇護/人権保護の決定プロセスに携わる職員の利用に供するため、英国国境局(UKBA)の出身国情報センター（COIセンター）が作成した。本報告書は、英国で行われる庇護/人権保護申請において最も共通して提起される問題について、全般的な背景情報を提供する。本報告書の本文には2013年12月10日時点までに入手可能な情報が含まれている。本報告書は2013年12月20日に発行された。

ii 本報告書は、広範囲に亘る外部情報筋が作成した資料を総括したものであり、内務省の意見または政策を一切含むものではない。本報告書に掲載されるすべての情報は本文全体に亘って、各情報筋の出典資料に帰属し、庇護/人権保護の決定プロセスに従事する職員が利用できるようになっている。

iii 本報告書は、庇護及び人権保護申請で提起される主要な問題に焦点を当てた特定の出典資料を抜粋して編集することを目的とする。庇護/人権保護申請の中で稀にしか提起されないテーマを取扱っている項目においては、ウェブリンクのみが提供されている。本報告書は詳細な調査あるいは包括的調査を意図したものではない。詳細な説明については、関連する出典文献を直接検討するのが望ましい。

iv このCOI報告書は、電子的な手段を使用して特定の問題に関する情報を迅速に入手する必要がある、目次頁を活用して必要な情報を直接入手しようとする内務省の意思決定者や庇護・人権保護申請審査官が用いることのできるような構成と形式になっている。重要な問題は大部分の場合、独立の項目で多少とも掘り下げて取り上げられる他、他の項でも簡単に言及される場合がある。従って、報告書の構成上、多少の反復は避け難い。

v このCOI報告書に記載される情報は、情報源の文献から特定できるものに限定される。特定の話題に関連するすべての局面を網羅するために全力を尽くしているが、関連情報を必ずしも入手できるとは限らない。これにより、本報告書の掲載情報が実際に記述される範囲以上のことを含意すると解釈してはならないことに留意されたい。例えば、特定の法律が可決されたという記述がある場合、実施に関する記述がない限り、その法律が有効に施行されたと解釈すべきではない。同様に、例えば、情報がない場合、特定の出来事や行為が発生しなかったということを必ずしも意味するものではない。

vi 上述の通り、本報告書は、多くの情報筋から入手した情報の抜粋を編集したものである。出身国情報（COI）センターは、報告書を取りまとめるに当たって、異なる出典文献に

より提供された情報間の矛盾を解決する試みは行わなかったが、バランスの取れた全体像が確実に示されるよう、相反する内容を併記し、様々な情報源を提供することを心掛けた。一例として、出典文献ごとに、記載される個人、場所及び政党名などの名称や綴りが異なることはよくあることである。このCOI報告書は、綴りを一致させようとはせず、情報源の出典文献で用いられた綴りを忠実に反映するようにしている。同様に、数値についても、それを提供した出典文献ごとに異なることがあるため、出典元の本文をそのまま単純に引用した。本報告書では、引用した本文の誤った綴り又は誤植を示すことを目的として、「原文のまま」という用語を使用した。すなわち、この用語は、引用資料の内容に関して何らかの意見を含意しようとして使用されてはいない。

vii 本報告書は実質的に過去2年間に発行された出典文献に基づいている。但し、直近の文献では入手できない関連情報が含まれているという理由から、それより古い出典文献が一部掲載された可能性もある。出典はすべて、本報告書が発行された時点で関連があると判断される情報を含んでいる。

viii このCOI報告書及び添付される出典資料は公文書である。COI報告書はすべて、内務省ウェブサイト上に公表されており、この報告書で使用された出典資料の大半はパブリックドメインで常時閲覧できる。出典文献が電子形態で閲覧可能な場合は、それに関連するウェブリンクも閲覧日ともに記載している。官庁または購読サービスが提供するもので、閲覧が難しい出典文献の写しは、請求すれば出身国情報センターから入手することができる。

ix 出身国情報センターは、このCOI報告書を作成するに当たって、利用可能な出典資料に関して、正確かつ最新であり、また、バランスのとれた中立的な要約を提供することを目指した。この報告書に関する意見又は出典資料の追加に関する提言は大歓迎であり、下記出身国情報センターまで送付されたい。

Country of Origin Information Service (出身国情報センター)

Home Office	(英国内務省)
9th Floor, Lunar House	(ルナーハウス 9階)
40 Wellesley Road	(ウェルズリー通り 40)
Croydon, CR9 2BY	(クロイドン、CR9 2BY)
United Kingdom	(英国)

電子メール: cois@homeoffice.gsi.gov.uk

ウェブサイト: <http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/policyandlaw/guidance/coi/>

国別情報に関する独立諮問機関

x 国別情報に関する独立諮問機関（The Independent Advisory Group on Country Information, IAGCI）は、英国内務省が発行する国別情報（COI）に関する資料の内容について国境・移民局独立首席調査官（Independent Chief Inspector of Borders and Immigration）に提言する機関として、2009年3月に同首席調査官により設置された。IAGCI は、英国内務省のCOI報告書及びその他のCOI資料に関する意見を歓迎する。IAGCIの業務に関する情報は、独立首席調査官のウェブサイト <http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/> に掲載されている。

xi IAGCI は、業務を遂行する過程で、選択された英国内務省の COI 文書の内容を検証し、それらの文書に関する具体的な助言及び一般的な助言を行う。IAGCI 又は国別情報に関する諮問委員会（2003 年 9 月から 2008 年 10 月にかけて発行された英国内務省の COI 文書の内容を監視した独立組織）により検証された COI 報告書及びその他の文書の一覧は、ウェブサイト <http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/> で閲覧することができる。

xii 留意事項：IAGCI は英国内務省が発行する資料や手順を承認する権限を有していない。IAGCIが検証する資料には、非猶予申立て（Non-Suspensive Appeals, NSA）リストへの指定、又は指定の提言がなされた国々に関するものがある。こうした場合、IAGCIの作業が特定の国をNSAに指定することの決定若しくは提言の承認又はNSA の手順自体の承認を含意するものと解釈されるべきではない。IAGCIの連絡先は下記の通りである。

Independent Advisory Group on Country Information¹（国別情報に関する独立諮問機関）

Independent Chief Inspector of Borders and Immigration（国境・移民局独立首席調査官）

5th Floor, Globe House

（グローブハウス 5階）

89 Eccleston Square

（エクレストンスクエア89番地）

London, SW1V 1PN

（エクレストンスクエア89番地）

電子メール：chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk

ウェブサイト：<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>

1. 地図

1.01 中国の地図¹

¹ エコノミック・インテリジェンス・ユニット (The Economist Intelligence Unit) (<http://www.eiu.com/>)
「国別報告書」(2012 年 9 月公表)、閲覧日：2013 年 11 月 14 日



(地図 凡例)

- 1 幹線鉄道 2 幹線道路 3 国境 4 省境

5 主要空港 6 首都 7 大都市 8 その他の都市

背景情報については、COI報告書「中国」（2012年10月12日付）を参照されたい。

人権問題

2. 序論

2.01 米国議会図書館の議会調査局（Congressional Research Service, CRS）の2013年6月19日付け報告書には、以下の記述がある。

「PRC [中華人民共和国] における人権状況は、多様かつ相反する傾向を反映している。中国政府は、その統治が中国憲法の前文で言及されている中国共産党（Chinese Communist Party, CCP）が主導しており、政府の立法及び司法部門はCCP及び国家を抑止する実力に欠けている。PRC憲法（第35条）は、言論、出版、集会、結社、示威及び信仰の自由を含む多くの権利を保証している。しかしながら、政府は実際面においてこれらの権利を制限している。CCPは、これらの権利がCCP自体の権限並びに社会安定と国家安全保障の維持、経済開発の推進及び経済・社会権の付与という政策目標よりも劣位にあるものとみなしている。PRC指導部は、その人権政策に関する外国の批判を中国への内政干渉だとして非難し、人権に対する見方は一国の経済発展と社会制度に応じて変わるものだ」と主張した。

「この10年間、PRC政府は、一部の学者が名付けた「対応力のある独裁体制」というラインに沿って 展開してきた。中国政府は、より合法的で、責任能力があり、かつ、対応力のある政府になろうと努めてきた。中国政府は、言語道断な人権侵害に一部歯止めをかけることを目指した法律を制定する上で一定の進展を遂げた。昨年、中国は一部の刑事被告人をさらに保護することにもなる新法を制定し、悪名高い「労働教養」（労働を通しての再教育）を改革することを誓約した。

「しかしながら、中国政府はその独裁権限を損なうことにもなりかねない政治改革を拒絶し、社会不安、自律的な社会団体、そして独立した政治活動を反映した兆候や事例へ強引に対応し続けてきた。また、認可されていない宗教活動、民族活動及び労働活動に加え、諸団体、反対派政治家及び人権擁護弁護士を引き続き弾圧した。さらに、政府当局は、特にチベット人、ウイグル人、法輪功信徒に対して過酷な政策をとった。中国指導部は、国民の批判に対しては一部寛容の姿勢を示すとともに、特に地方レベルの政府の職員や政策に反対の意を表明する一方、抗議をしたグループの代表者を逮捕した。共産党及び国家職員は相当程度の恣意的権限を保持し、ガバナンス（統治）を改善するための数々の努力は腐敗によって台無しにされた²。

² 米国議会調査局（Congressional Research Service, CRS）(<http://www.fas.org/>)「中国における人権及び米国の政策：第113回議会に関する諸問題」（2013年6月19日付）（1~2頁）、<http://www.fas.org/sgp/crs/row/R43000.pdf>、閲覧日：2013年9月2日

2.02 「マイノリティの権利グループ・インターナショナル」(Minority Rights Group International) が2012年6月28日に公表した報告書「2012年世界のマイノリティ及び先住民族の状況」には、以下の記載がある。

「2011 年は、中国社会に不満と動揺の兆候が紛れもなく現れた年であった。「アラブの春」と呼ばれる民主化暴動や 2012 年 10 月に予定される中国の政権交代を前にしてやや落ち着きを失った政府は、人権擁護弁護士、活動家及び批評家に対し過去 10 年で最大となる弾圧を開始した。この結果、インターネットの検閲や知名度の高い批評家の迫害が強化されるとともに、強制失踪や恣意的拘留の数が増加した³。」

2.03 米国国務省が 2013 年 4 月 19 日に公表した「2012 年人権慣行に関する国別報告書」(2012 年 USSD 報告書) には、次の記述がある。

「特に、人権擁護や公益問題に関与する団体・個人に対する抑圧や強制は日常茶飯であった。政治的に見て当局から取扱いが難しいと見られていた個人や集団は、引き続き集会、信仰実践及び旅行の自由に厳しい制限が課せられた。政治活動家や公益弁護士の口を封じ、恫喝する動きはとどまることなく加速された。当局は、独立した意見が公の場で表明されるのを防止するため、強制失踪、「軟禁」、厳格な自宅監禁（家族の自宅監禁を含む）などの超法規的措置に訴えた。デリケートな事例に取り組んだ公益弁護士事務所は、嫌がらせや法務担当スタッフの弁護士資格剥奪、事務所閉鎖などの憂き目に遭い続けた。新疆ウイグル自治区(Xinjiang Uighur Autonomous Region, XUAR)におけるウイグル族やチベット自治区(Tibet Autonomous Region, TAR)その他のチベット地域におけるチベット族の活動に関して、言論、宗教、結社の自由が政府によって抑圧されたり、厳しい制限を課せられることが幾度かあった。こうした権利侵害は、外国要人の訪中や神経過敏となる各記念日などの注目を浴びた行事の時期、そして[2012年]11月の中国共産党第18回全国代表大会開催に至るまでの期間に最悪となった⁴。

2.04 ヒューマン・ライツ・ウォッチ(Human Rights Watch, HRW) が2013年1月31日

³ 「マイノリティの権利グループ・インターナショナル」(<http://www.minorityrights.org/>) 報告書「2012 年世界のマイノリティ及び先住民族の状況」(2012年6月28日公表)

<http://www.minorityrights.org/11374/state-of-the-worlds-minorities/state-of-the-worlds-minorities-and-indigenous-peoples-2012.html>、閲覧日：2013 年 9 月 2 日

⁴ 米国国務省(USSD) (<http://www.state.gov/>) 「2012 年人権慣行に関する国別報告書：中国」(2013 年 4 月 19 日公表)(要約), <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>, 閲覧日：2013 年 8 月 30 日

に公表した「2013年世界人権年鑑」（2012年の出来事が対象）は、2012年USSD報告書に同調して、次のように記述している。

「新たな指導者を選出するに当たって中国人民が発言権を有していないということは、中国が30年に亘って急速な近代化を果たしたにもかかわらず、政府は、表現、結社、宗教の自由を恣意的に制限し、独立した労働組合や人権組織の活動を禁止し、また、すべての司法機関を中国共産党の支配下に置く一党独裁体制を維持したままであるという事実を浮彫りにしている。また、中国政府は、新聞社、インターネット及び出版業界を検閲するとともに、チベット、新疆、内モンゴルにある少数民族地域に極めて抑圧的な政策を強行している。

「同時に、中国市民は、土地収用、強制退去、汚職幹部による権限濫用、差別及び経済的不平等など不安定な生活問題に関して、当局に異議を申し立てる態勢を整えつつある。警察の報告によると、毎日 250～500 件の抗議が行われており、各抗議には 1 万から数万人に至るまでの市民が参加していることが正式統計及び学術統計で推定されている。インターネット利用者や改革指向のメディアは、リスクに晒されているにもかかわらず、法の支配と透明性を主唱し、職員の不正行為を暴露し、また政治改革を要求することによって、検閲の境界線を積極的に押し広げている⁵。」

2.05 フリーダム・ハウス（Freedom House, FH）は、2013年1月に公表した「2013年世界の自由度に関する報告書：中国」（2012年の出来事が対象）の中で、次のように記述している。

「2012年11月に開催された中国共産党第18回全国代表大会において、中国共産党は今後5年間を担う新指導部を発表した。習近平（Xi Jinping）共産党総書記を国家主席とする新政治局常務委員会（Politburo Standing Committee）の過半数を保守派党員が占めた。この繊細な指導部交代は、政治局常務委員であった薄熙来（Bo Xilai）の側近が2月に米国総領事館に駆け込むという事件が勃発し、近年における中国最大の政治スキャンダルを引き起こしたため、一次中断されていた。その後数か月に亘って激しい政治闘争が繰り広げられた。薄熙来は共産党から追放され、また、同氏の妻は英国人実業家を殺害したとして有罪判決を受け、さらに活動家に対して全国的な取り締まりが行われた。党大会が開催された後、新指導部は腐敗防止への取組みを強化することを誓約したが。インターネットを一層

⁵ ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW) (<https://www.hrw.org/>) 「2013 年世界人権年鑑」(2012 年の出来事が対象) (2013 年 1 月 31 日公表) [382 頁] https://www.hrw.org/sites/default/files/wr2013_web.pdf, 閲覧日：2013 年 8 月 30 日

厳重に検閲、監視する体制を敷いた。しかしながら、現政治体制が組織化された反対意見を嫌っているにもかかわらず、ますます多くの中国人が基本的権利を主張し、検閲の目を逃れたオンライン情報を共有し、認識された不正行為に異議を申立て、時には政府の譲歩を強制するようになってきている。アラブの春を受けた取締まりの一環として2011年はほとんど沈黙させられていた重要な反体制派が2012年には、よりはっきりと意見を述べるようになり、政府の抑圧に対する社会の抵抗を後押しした⁶。」

(第7節：「政治的所属－政治的な反対勢力と政治活動家」も参照されたい)

3. 治安部隊

3.01 米国国務省が2013年4月19日に公表した「2012年人権慣行に関する国別報告書」(2012年USSD報告書)には、次の記述がある。

「中国国内の主要な保安機関には、中国国家安全部 (Ministry of State Security)、中国公安部 (Ministry of Public Security) 及び中国人民武装警察部隊 (People's Armed Police) がある。中国人民解放軍 (People's Liberation Army) は主に対外安全保障と一定範囲の国内の安全保障について責任を担っている。地方行政区も、行政措置を執行するため、「都市行政管理」職員として知られる民間の自治体治安部隊を頻繁に採用していることが多い。中国公安部 (Ministry of Public Security) は、地方警察、県警察、省警察及び特殊警察で構成されている民間の警察機構の活動を調整している。司法による警察の監督は限定的なもので、確認もバランス調整も行われていない⁷。」

3.02 同報告書は、「地方行政レベルでの腐敗は、蔓延していた。警察や都市行政管理所職員は、超法規的拘留、強要及び暴行に関与した。最高人民検察院 (Supreme People's Procuratorate) は 2009 年、警察部門において職権濫用が引き続き蔓延していることを認めた。国内の報道機関は 2009 年、拘留中の受刑者や容疑者を撲殺した公安職員が有罪になったと報じた⁸。」と追記している。

⁶ フリーダム・ハウス(<http://www.freedomhouse.org/>)「「2013 年世界の自由度に関する報告書: 中国」(2013 年 1 月公表) <http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/china>, 閲覧日: 2013 年 9 月 2 日

⁷ 米国国務省「2012 年人権慣行に関する国別報告書: 中国」((2013 年 4 月 19 日公表) (第 1 節 c 項 - 警察及び治安機関の役割)<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>, 閲覧日: 2013 年 8 月 30 日

⁸ 米国国務省(<http://www.state.gov/>)「2012 年人権慣行に関する国別報告書: 中国」((2013 年 4 月 19 日公表) (第 1 節 c 項 - 警察及び治安機関の役割)<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>, 閲覧日: 2013 年 8 月 30 日

3.03 フリーダム・ハウス (Freedom House, FH) は、2013年1月に公表した「2013年世界の自由度に関する報告書：中国」(2012年の出来事が対象)の中で、次のように記述している。

「治安部隊は、すべての階層で CCP [中国共産党] と緊密に連携している。中国共産党は、法と秩序を維持し、平和的な異説を抑圧し、大衆を厳重に監視することを包含する用語である「治安維持」のために、2012 年を通じてその執行組織を拡大し続けた。重要なものとして、公安局 (Public Security Bureau) などの国家諜報機関、中国人民武装警察部隊 (People's Armed Police) などの民兵組織に加え、CCP によって設置された超法規的機関である「610 オフィス」(中国秘密国家警察)、治安維持部隊及び草の根レベルで日常的に虐待行為を繰り返す「城管 (chengguan)」(城市管理行政执法局の略称) と呼ばれる行政執行組織が含まれる。政府は 2012 年 3 月、国内治安部隊に充てる予算として、2011 年より 12 パーセント以上の増加となる 7,020 億元 (1,110 億ドル) 計上すると発表した。この新たな予算総額は、2 年連続で軍事予算を上回った。この巨額の支出によって、監視を民間人や民間企業に外部委託するための利益率の高い市場が俄かに活気づいた。CCP の指導部交代が 2012 年に進められる中、分析家は、一部の党上層部が、治安組織の権力の拡大を阻止するよう圧力をかけていた、と語った⁹。」

警察機関

中国人民武装警察部隊 (People's Armed Police, PAP)

3.04 2012年USSD報告書には、「中国公安部 (Ministry of Public Security) は、地方警察、県警察、省警察及び特殊警察で構成されている民間の警察機構の活動を調整している。司法による警察の監督は限定的なもので、確認もバランス調整も行われていない¹⁰。」と記述されている。

3.05 ジェーンズ・カントリー・リスク評価 (Jane's Security Country Risk Assessment) の「中国人民武装警察部隊」の項 (2011年11月17日最終更新) には、次の記載がある。

「中国人民武装警察部隊 (PAP) は、中国人民解放軍 (PLA) 及び予備役部隊とともに、中国の 3 つの武装部隊の内の 1 つを構成しており、およそ 150 万人を擁している。この中に

⁹ フリーダム・ハウス「2013年世界の自由度に関する報告書：中国」(2013年1月公表)
<http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/china>, 閲覧日：2013年9月2日

¹⁰ 米国国務省「2012年人権慣行に関する国別報告書：中国」((2013年4月19日公表)(第1節d項)
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>, 閲覧日：2013年8月30日

は、国内治安業務に携わる正規軍隊（PLA）及び武装したおよそ 66 万人の国境警備隊及び消防警察職員が含まれている。PAP は、軍事機関制度のように組織されている。PAP は、国内、警察及び社会目的のために存在しており、PLA の管理規定及び規則に従う。PAP に関する最初の法律は 2009 年 8 月に制定された。これによって、PAP は治安上の緊急事態に対応するための法的権限が与えられ、社会秩序を乱す国民の集会を排除するために必要な措置を講じることができるようになった¹¹。」

3.06 グローバル・セキュリティ（Global Security）の「中国人民武装警察部隊（People's Armed Police）のプロフィール」（2011年7月28日最終更新、閲覧日：2013年9月2日）には、次の記述がある。

「『1989年6月4日に天安門広場で起こった民主化運動』以来、中国人民武装警察部隊（People's Armed Police）の地位と重要性は急速に上昇した。CCPの中央軍事委員会（Central Military Committee）は、国内に大混乱が生じた場合、まず中国人民武装部隊が動員されることを公表した。換言すれば、中国人民武装部隊が、中華人民共和国の主力部隊として、...国内治安と社会安定について責任を担っている。

「省、地方自治体及び自治区における武装警察部隊の大半は、コンピューター利用と電気通信技術を融合した包括的戦闘指揮システムを構築した。この最新指揮システムは、中国全土に亘って設置されている数万の部署間の通信、また各地方自治体や各省の武装警察部隊の間及び北京に拠点を置く本部との通信能力を高めることができる。また、先進装甲車、多機能給油トラック、野外水供給用車両及びその他の種類の機器によって、武装警察の戦闘能力の向上が図られるようになった¹²。」

城市管理行政執法局

3.07 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch, HRW）は2012年5月23日、『犯罪に関係しない都市管理行政規則の執行』を所管する機関として1997年に設置された城市管理行政執法局（chengguan Urban Management Law Enforcement）（略称：城管）の役割を記載した報告書を公表した。同報告書には、次のような記述がある。

「個々の地方自治体が、城管部門の職掌と権限を定義する。城管の活動を調査した中国の

¹¹ 情報処理サービス（Information Handling Services, IHS）、ジェーンズ(<http://www2.janes.com>)（購読）「安全保障評価－治安及び外国部隊、中国人民武装警察部隊（PAP）組織」，閲覧日：2013年11月12日

¹² グローバル・セキュリティ(<http://www.globalsecurity.org/>)「中国人民武装警察部隊」（2011年7月28日最終更新）<http://www.globalsecurity.org/intell/world/china/pap.htm>，閲覧日：2013年9月2日

某学術研究によると、『省、自治区及び地方自治体の各政府は、城管の法執行権[の範囲]を決定する...[このことが直接の原因となって] 地方自治体は城管の職務が[市民の]権利に過度に影響を及ぼすことを認めるようになった結果、城管の職掌範囲は際限もなく拡大していった。』

「城管の職掌は、地方自治体の建物からの強制退去やビル破壊命令の執行まで拡大することができる。こうした活動の過程で、悲嘆に暮れた建物オーナーが執行職員に対して怒りに満ちたかつ暴力的な抗議を行う場合が極めて多い。こうした執行は、よく訓練された有能な警察官が行うのがより適切である。

「他の地方自治体が模範として採用する北京の規則は、城管に 14 の分野での執行権限を与えている他、城管が罰を科す権限を有する違反の対象として 300 の下位区分（この中には、「その他の行政罰」というキャッチオール[汎用]区分も含まれる）を定めている。例えば、衛生の分野において、城管は規則により、レストランの食用油の質を保証する権限を与えられている一方、公益事業分野においては、城管が北京市のガス用パイプラインの安全性を保証することが定められている。2008 年北京オリンピックが開催されている間、北京市政府は 5 千人以上の城管を動員して空気の質を良好に保つよう支援させた。山東省の煙台市では、地方自治体が表現の曖昧な『緊急時』法執行権限を地元の城管に付与した。こうした職務権限によって、極端な拡大解釈と運用が認められるようになった結果、市内居住者の生活のほぼあらゆる側面...[及び]国民の死活的な利益まで対象にしているとして、大きな批判を浴びてきた¹³。」

軍隊

3.08 米国議会図書館の議会調査局（Congressional Research Service、CRS）の2013年6月19日付け報告書には、以下の記載がある。

「中国の国軍である中国人民解放軍（People's Liberation Army, PLA）は、国家に属している軍隊ではない。むしろ、中国共産党の軍事組織であり、中国共産党の『絶対的な指導下』に置かれている。これは共産党規則で基本的に保障されている。共産党の利益を第一義に考える姿勢は 1989 年に試された。この年、中国共産党は、戦車に北京の道路を走行させ、武装していない抗議者を天安門広場から一掃するよう命じた。PLA は、共産党の指示通りに行動し、民衆を排除する過程で数百人を殺害した。死者数については、当局から一

¹³ ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch, HRW）『『あの男を殴打しろ。すべて奪い去れ』中国の準警察『城管』による職権濫用』（18～19 頁）（2012 年 5 月 23 日公表）
<http://www.hrw.org/reports/2012/05/23/beat-him-take-everything-away-0>, 閲覧日：2013 年 9 月 2 日

切公表されていない。また、PLA は、殺害の前後に、北京に数か月間に亘って戒厳令を敷くことによって、中国共産党のために尽くした。しかしながら、その行動によって、中国国内及び世界における PLA イメージが大きく損なわれた¹⁴。」

治安部隊による人権侵害

恣意的な逮捕及び拘留

3.09 米国国務省が2013年4月19日に公表した「2012年人権慣行に関する国別報告書」（2012年USSD報告書）には、次の記述がある。

「恣意的な逮捕及び拘留は引き続き深刻な問題であった。警察は法律によって広範囲な行政拘禁力及び正式な逮捕令状あるいは刑事告発のないまま期間を延長して個人を拘留できる能力を付与されている。2012年を通じて、人権擁護活動家、ジャーナリスト、未登録の宗教指導者に加え、元政治犯及びその家族が恣意的な逮捕や拘留の標的にされ続けた¹⁵。」

米国国務省が2013年4月19日に公表した「2012年人権慣行に関する国別報告書」（2012年USSD報告書）は、恣意的な逮捕や拘留が記録された出来事を引用している（第1節d項：恣意的な逮捕及び拘留）。

3.10 アムネスティ・インターナショナル（Amnesty International, AI）が2012年5月24日に公表した2012年度年次報告書「世界の人権状況：中国」（2011年の出来事が対象）（AIレポート2012）には、次のように記載されている。

「強制失踪の対象となった人々の数は増加した。多くの人々が秘密拘留...に身柄を拘束され、また、その他大勢が違法な自宅監禁に処せられるか自宅軟禁状態に置かれたままにされた。

「当局は[2011年]8月30日、1997年以来初の改正提案となる中国刑事訴訟法の改定草案を公表した。肯定的な修正が数か所見られたものの、同改定案は、家族や友人に知らせないまま、個人を最長6か月間拘留できることを合法化する提案を行っている。多くの法律解説者は、この提案を強制失踪の合法化であるとみなした。また、強要された自白や拷問その

¹⁴ 米国議会調査局（Congressional Research Service, CRS）(<http://www.fas.org/>)「中国における人権及び米国の政策：第113回議会に関する諸問題」（2013年6月19日付）（6頁—中国共産党の軍事組織としての軍隊）<http://www.fas.org/sgp/crs/row/R43000.pdf>, 閲覧日：2013年9月2日

¹⁵ USSD「2012年人権慣行に関する国別報告書：中国」（2013年4月19日公表）（第1節d項：恣意的な逮捕及び拘留）<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>, 閲覧日：2013年8月30日

他の虐待により得られた証拠を含む違法な証拠の使用を禁止する規定が同改定草案に盛り込まれた。しかしながら、拷問は拘留施設で蔓延したままであった。これは、刑務所や拘留施設の職員に宗教的異端者を『変身させて』自己の信条を捨てさせるよう義務付ける政策など政府の諸方針によって、拷問を助長するような環境が醸成されているからである¹⁶。」

3.11 中国問題に関する連邦議会・行政政府委員会 (US Congressional-Executive Commission on China, US-CECC) が2013年10月10日に公表した2013年度年次報告書には、次の記載がある。

「中国で行われている恣意的拘留には、いくつかの異なる形態がある。この中には、『軟禁』 (ruanjin)、『裏監獄』 (hei jianyu)、『双規』 (shuanggui) (中国共産党による懲罰の一形態)、強制失踪、RTL (労働教養—労働による再教育) など様々な形態の行政拘禁、『拘留と教育』 (売春を行った者とその顧客向け) 及び強制的な薬物中毒者向けリハビリ施設などが含まれる。恣意的拘留の形態の多くは、中国の法律自体に違反している¹⁷。」

3.12 同報告書は、次のように追記している。

「本報告年度を通じて、当局は、反体制活動家、人権擁護弁護士、活動家、市民社会メンバー、そして時折こうした人々の家族など、対応に慎重を期すべき「要注意」人物とみなされる個人に対して、引き続きruanjin [軟禁措置] を講じた。(2010年10月以来) 続いているLiu Xia の違法自宅軟禁は、活動家の配偶者に対してruanjin が講じられた事例である。Xu Zhiyongは、2012年7月中旬に拘留される前、3か月間違法に自宅軟禁状態に置かれた。警察は、中国共産党第18回全国代表大会や1989年の天安門抗議記念日など主要な行事や記念日の時期に、「注意を要する」個人を管理下に置き、人目につかない状態にしておくことを目指している¹⁸。」

拷問

3.13 中国は1986年12月12日に「拷問等禁止条約」の締約国になり、1988年10月に同条約

¹⁶ アムネスティ・インターナショナル(Amnesty International, AI)(<http://www.amnesty.org/>)「2012 年度年次報告書: 中国」(強制失踪) (2012 年 5 月 24 日公表)<http://www.amnesty.org/en/region/china/report-2012>, 閲覧日: 2013 年 9 月 2 日

¹⁷ 中国問題に関する連邦議会・行政政府委員会 (US Congressional-Executive Commission on China, CECC)「2013 年度年次報告書」(79 頁: 恣意的な拘留) (2013 年 10 月 10 日公表)

<http://www.cecc.gov/sites/chinacommission.house.gov/files/AR13DJ.PDF>, 閲覧日: 2013 年 10 月 31 日

¹⁸ US CECC 「2013 年度年次報告書」(79 頁: 恣意的な拘留) (2013 年 10 月 10 日公表)

<http://www.cecc.gov/sites/chinacommission.house.gov/files/AR13DJ.PDF>, 閲覧日: 2013 年 10 月 31 日

を批准した¹⁹。

3.14 US CECCの「2013年度年次報告書」は、次のように記載している。

「中国政府がこの問題に対処するために継続的努力を払っているにもかかわらず、警察署、拘留所、行政拘禁施設及び秘密拘留地における拷問と虐待は、中国に蔓延し続けたままである。中国の某雑誌は2013年4月、遼寧省の馬三家(Masanjia)女子RTL[労働教養—労働による再教育]施設において行われている拷問、虐待及び強制労働についての詳細記事を掲載したが、これが火付け役となって、大量のコメントがオンライン上に流れ、RTLの改革又は廃止を求める声が強まった。中国の週刊新聞「南方週末」(Southern Weekend)は2012年5月、元RTL警備員とのインタビューに基づき、RTL施設における腐敗と強制労働の実態を暴露した記事を掲載した。その警備員の1人は、「我々がRTLの被拘留者に労働をさせ、[我々のために]金銭を稼いでもらっているというのが実態だ。どこのRTL施設もやっていることだよ。」ということを述べたと伝えられている²⁰。」

3.15 同報告書は、次のように追記している。

「警察が犯罪捜査の過程で行う拷問はいまだによく遭遇する問題である。政府は、刑事事件における証拠として圧倒的に自白に依存している。売春を行った者は、ヒューマン・ライツ・ウォッチ(Human Rights Watch)のインタビューを受けて、警察が本人たちを拘留した後で売春に関する自白を強要するため、どのようにして殴打するかについて説明した。重慶市において薄熙来(Bo Xilai)が組織犯罪に対して行った取締りの標的となった多くの人々は、警察が自白させるために拷問を加えたと訴えた。Gong Gangmoの場合、警察が本人に対し、本人の弁護士であるLi Zhuangにでっち上げで偽証教唆の罪を着せるよう強要するために拷問を行ったと伝えられている。Gongは、Liと同様に判決の覆しを求めて控訴した。それ以来、罪を被せたとしてLi Zhuangに謝罪したGongは、その控訴でLiの支援を受けることになる²¹。」

3.16 2012年USSD報告書は、次のように記述している。

¹⁹ 国連条約一覧(<http://treaties.un.org/>)「拷問及びその他の残虐な、非人間的な、あるいは品位を傷つける扱いや刑罰の禁止を定める条約」(ニューヨーク)(1984年12月10日付)：(中国)
http://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?mtdsg_no=IV-9&chapter=4&lang=en, 閲覧日：2013年9月3日

²⁰ US CECC 「2013年度年次報告書」(83頁：拘留時における拷問及び虐待)(2013年10月10日公表)
<http://www.cecc.gov/sites/chinacommission.house.gov/files/AR13DJ.PDF>, 閲覧日：2013年10月31日

²¹ US CECC 「2013年度年次報告書」(83頁：拘留時における拷問及び虐待)(2013年10月10日公表)
<http://www.cecc.gov/sites/chinacommission.house.gov/files/AR13DJ.PDF>, 閲覧日：2013年10月31日

「法律により、被拘留者に身体的虐待を加えることは禁じられている。また、刑務官が拷問により自白を引き出すこと、受刑者の尊厳を侮辱すること、及び受刑者を殴打すること又は他者に受刑者を殴打するようけしかけることも禁止されている。全国人民代表大会（NPC）は2012年3月、特定の区分の刑事事件において、拷問を含む違法な手段により入手した証拠（自白を含む）を排除する改正刑事訴訟法を成立させた。同改正法は2013年1月1日に施行される予定である²²。」

3.17 2013年4月に公表された「2012年度外務・英連邦省報告書：人権及び民主主義」には、次の記述がある。

「2012年においては、暴行、虐待及び拷問に関して多様な報告がなされた。人権擁護者は特に危険に晒されていた。各報告書は、睡眠遮断、ストレス・ポジションの利用（被拘留者に無理な体勢をとらせる手法）、殴打、電気ショックを含む虐待や拷問の手法について詳述していた²³。」

3.18 2012年USSD報告書には、さらに次のような記述がなされている。

「非常に多くの元受刑者や被拘留者が、殴打される、電気ショックにかけられる、スツール（背もたれと肘掛けのない椅子）に長時間続けてすわることを強要される、睡眠を遮断される、その他身体的かつ心理的虐待を受けるなどの拷問を加えられていたことを伝えた。通常の受刑者は虐待を受けたものの、政治的反体制派及び宗教的異端者は、特に過酷な処置を行う標的とされた。一部の事例においては、反体制派（異端者）の近親者もまた虐待の対象とされた²⁴。」

超法規的な殺人

3.19 2012年USSD報告書には、以下の記載がある。

²² USSD「2012年人権慣行に関する国別報告書：中国」（拷問及びその他の残酷な、非人間的な、あるいは品位を傷つける扱いや刑罰）（2013年4月19日公表）

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>, 閲覧日：2013年8月30日

²³ 外務・英連邦省（Foreign & Commonwealth Office, FCO）

<https://www.gov.uk/government/organisations/foreign-commonwealth-office>「2012年度外務・英連邦省報告書：人権及び民主主義」（142頁－拷問）（2013年4月公表）

<http://www.hrdreport.fco.gov.uk/wp-content/uploads/2011/01/2012-Human-Rights-and-Democracy.pdf>, 閲覧日：2013年9月4日

²⁴ USSD「2012年人権慣行に関する国別報告書：中国」（拷問及びその他の残酷な、非人間的な、あるいは品位を傷つける扱いや刑罰）（2013年4月19日公表）

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>, 閲覧日：2013年8月30日

「2012年を通じて、治安部隊は恣意的又は違法な殺人を犯したと報じられている（チベット...参照）。多くの事例において、詳細はほとんど又は全く入手することができなかった...。職員が処罰されないということがどの程度問題になっているのかについては明らかにされなかった。警察による殺害の事例があった後、捜査が行われる予定であったという発表がなされる場合が多かった。しかしながら、警察官の不法行為に関する調査結果があったのかどうか、あるいは警察官が処罰を受けた事例があったのかどうかについては明確でなかった²⁵。」

米国国務省(USSD)が2013年4月19日に公表した「2012年人権慣行に関する国別報告書」の中国編²⁶及びチベット編²⁷は、恣意的又は違法な殺人が記録された出来事を引用している（第1節－恣意的又は違法な殺人）。

4. 苦情を申し立てる方法

政府への陳情

4.01 米国国務省が2013年4月19日に公表した「2012年人権慣行に関する国別報告書：中国」（2012年USSD報告書）には、次の記述がある。

「個人は、法律により、政府に陳情する権利を保護されている。しかしながら、政府に陳情を行う人々は、苦情をとりまとめ、提起する権利に制限を課せられる。陳情は、土地、住居、権利、環境又は腐敗に関する苦情を訴えたものがほとんどである。大半の陳情者は、国家及び省レベルの『信訪（書簡と訪問）』事務所に苦情を提出しようとした²⁸。」

4.02 新華社通信（Xinhua news agency）は、2013年7月の報道記事で、陳情制度について次のように説明している。

²⁵ 米国国務省(USSD)(<http://www.state.gov/>)「2012年人権慣行に関する国別報告書：チベット」（第1節－恣意的又は違法な殺人）（2013年4月19日公表）

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204195.htm>、閲覧日：2013年8月30日

²⁶ USSD「2012年人権慣行に関する国別報告書：中国」（拷問及びその他の残酷な、非人間的な、あるいは品位を傷つける扱いや刑罰）（2013年4月19日公表）

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>、閲覧日：2013年8月30日

²⁷ 米国国務省(USSD)(<http://www.state.gov/>)「2012年人権慣行に関する国別報告書：チベット」（2013年4月19日公表）<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204195.htm>、閲覧日：2013年8月30日

²⁸ USSD「2012年人権慣行に関する国別報告書：中国」（第2節b項）（2013年4月19日公表）

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>、閲覧日：2013年8月30日

「中国の陳情制度は1950年代初めまで遡り、中国共産党及び国家機関に対する国民の監視を支援する役割を担っていた。国民は同制度の下で、自己の権利が当局又はその職員によって侵害されたとき、信訪受付機関に訪問することにより又は書簡若しくは電話で申し出ることにより、解決と支援を求めることができる。国民の苦情書は信訪受付機関から関係する当局へ回付される。次いで、回付を受けた関係当局は、ターゲットとなっている当局又はその職員に不適切な慣行を是正するよう促す。しかしながら、陳情は中国にとって頭の痛い問題となった。なぜなら、急速な社会変革の時期に入っている国家においては、利益に関連する様々な紛争が起きているとともに、公務員の汚職や公共サービスの遅れに対して国民の抗議が急激に高まっているからである。近年、広く報道されている陳情の原因として、住居強制取り壊し、不適切な土地収用、管理に問題のある公害対策及び司法制度の不正性などが挙げられる²⁹。」

4.03 また、2012年USSD報告書は、次のように追記している。

「民事問題を審理する裁判所は、司法の独立性に関して、刑事事件と同様の限界に直面していた。国家賠償法（State Compensation Law）は、政府の機関や職員からその権利又は利益を侵害された原告が受けることのできる行政的及び司法的救済措置を定めている。NPC 常任委員会は2010年、同法を改正し、不正拘留、精神的トラウマ又は拘留施設又は刑務官から受けた身体的損傷に対する補償を認めるようにした。しかし、市民は、国家賠償を申請することは稀であった。その理由として、訴訟を提起する費用が高額であること、裁判所に対する信頼度が低いこと、また、国家賠償法（State Compensation Law）に対する市民の認識が欠けていることが挙げられる。また、同法における定義が不明瞭であることや怪我や損傷に関する証拠を入手することが困難であることから、被害者の請求を評価するのが容易でなかった。裁判官は、国家賠償事件を担当するのを嫌がり、政府機関は原告有利の裁判判決を実行に移すことが稀であった³⁰。」

4.04 服役中の受刑者からの苦情に関して、2012年USSD報告書は、次のように記載している。

「刑務所自体にはオンブズマン（行政監察官）がいなかった。ただし、受刑者と被拘留者は、検閲を受けずに司法当局へ苦情を提出し、非人間的な状況について信憑性のある訴え

²⁹ 新華社通信(Xinhua news agency)(<http://www.news.cn/english/>)「中国の陳情制度がオンライン化」(2013年7月1日付) http://news.xinhuanet.com/english/china/2013-07/01/c_132502382.htm, 閲覧日: 2013年9月5日

³⁰ USSD「2012年人権慣行に関する国別報告書: 中国」(第1節e項—民事裁判手続き及び救済措置)(2013年4月19日公表) <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>, 閲覧日: 2013年8月30日

を調査するよう要求する権利を法的に認められている。受刑者から刑務所の高位当局に提出される書簡は、内容の検査を受けることを免れると法律で規定されている。当局は時折、非人間的な状況について信憑性のある訴えを調査する一方、その結果は、公的に入手できる方法で文書化されることがなかった³¹。」

(第6節：「刑務所の環境」も参照されたい)

4.05 2012年USSD報告書が次のように伝えているとおり、陳情者の中には、報復を受ける者もいた。

「報復が行われる一つの理由として、中央政府は、陳情者が苦情を高位レベルに持ち込むことを防止するため、地方職員にインセンティブを提供していることが挙げられる。インセンティブには、各省から提出される陳情の数に一部基づき、省幹部職員を評価するというものが含まれていた。この制度は、地元及び省の職員が合法的な苦情を自ら解決するよう奨励することを目指すものであったが、結果として、地元の職員が、本人たちに関する苦情が中央政府に提出されるのを防止するため、北京へ保安職員を送って、陳情者を地元の省へ連れ戻す動きにつながった。そのような拘留はしばしば記録されずに行われた。中国國務院総務局（General Office of the State Council）が発行した規則では、陳情された問題を地元内で解決するために北京から職員を当該省に派遣することが定められている。これによって、北京に上京する陳情者の数を減らすことを目的としている。また、同規則は、陳情に対して60日間の対応期間を設けるとともに、各事案においては1つのみの訴えを行うことを定めている。」さらに、2012年USSD報告書は次のように追記している。

「北京外からの陳情者は、苦情を申し立てるために北京へ上京しようとした際、嫌がらせや違法拘留、あるいはそれ以上に厳しい形態の処罰さえ受けた。中国共産党第18回全国代表大会開催までの期間に行われた陳情者に対する大規模取締りの一環として、雲南省の宣威市は[2012年]8月、40人の陳情希望者の身柄を拘束し、一部の人々を精神病院に送りこんだと報じられている。宣威市の陳情者 Cai Huaxian は、RTL[労働教養－労働を通した再教育]施設に1年間収監される刑を受けたと伝えられている³²。」

4.06 ラジオ・フリー・アジア (Radio Free Asia) が2013年11月に行ったニュース報道は、

³¹ USSD「2012年人権慣行に関する国別報告書：中国」（第1節c項－刑務所及び拘留施設の環境）（2013年4月19日公表）<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>、閲覧日：2013年8月30日

³² USSD「2012年人権慣行に関する国別報告書：中国」（第2節b項）（2013年4月19日公表）<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>、閲覧日：2013年8月30日

「強制退去、農地喪失、事故又は拘留中の死亡及び虐待といった出来事をしばしば理由として、政府に対して陳情を行おうとする者は、高位レベルの政府に陳情しようとした場合、当局によって繰り返し妨害され、『裏監獄』に拘留され、殴打され、嫌がらせを受けたと語っている³³。」と伝えている。

4.07 BBCは、2011年11月のオンライン・ニュース記事で、「地方自治体は、その行政地域において認識された不正について苦情を申し立てるために北京へ上京する市民を阻止するため、民間企業を採用している。」と報じている。また、フリーダム・ハウス (Freedom House, FH) は、2013年1月に公表した「2013年世界の自由度に関する報告書: 中国³⁴」(2012年の出来事が対象)の中で、「地方職員は、不正を中央政府に報告するために北京へ上京する陳情者の流れを制限できなければ処罰される。そのため、陳情者は日常的に妨害され、嫌がらせを受け、違法に『裏監獄』に拘留され、あるいは裁判を受けることなく強制労働収容所へ送られる。次のように記述している。拘留された陳情者は、殴打や心理的虐待、性的暴力に晒されると報じられている³⁵。」と付け加えている。

4.08 新華社通信 (Xinhua news agency) は2013年7月、次のように報じている。

「国民からのコメントや苦情を処理する中国の最高位当局は、月曜から正式にインターネットを介して提出される陳情の受付を開始した。国家信訪局 (State Bureau of Letters and Calls, SBLC) は、そのウェブサイト上に、インターネット利用者がサインアップ (プロバイダへの登録) を行い、陳情を提出することが認められる特別のコーナーを設定した。同局のウェブサイトに掲載されている手引きによると、当局、企業、公的機関、市民社会又はそれらの従業員・職員が権限を濫用した結果、その権利が侵害された場合、人々は苦情を申し立てることができる。また、人々は、上述した事業体及びその従業員・職員の業務に関してコメントや提案を行うことができる³⁶。」

³³ ラジオ・フリー・アジア (Radio Free Asia, RFA) (<http://www.rfa.org/>) 「中国の陳情制度改革は、公正性の向上を意味する『可能性が低い』」 (2013年11月19日付)

<http://www.rfa.org/english/news/china/petition-11292013103445.html>, 閲覧日: 2013年12月3日

³⁴ フリーダム・ハウス 「「2013年世界の自由度に関する報告書: 中国」(2013年1月公表)
<http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/china>, 閲覧日: 2013年9月2日

³⁵ BBC ニュース(<http://www.bbc.co.uk/>) 「中国政府、裏監獄を厳重に取り締まる方針」(2011年12月2日付) <http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-china-15998076>, 閲覧日: 2013年9月5日

³⁶ 新華社通信(Xinhua news agency)(<http://www.news.cn/english/>) 「中国の陳情制度がオンライン化」(2013年7月1日付) http://news.xinhuanet.com/english/china/2013-07/01/c_132502382.htm, 閲覧日: 2013年9月5日

4.09 ラジオ・フリー・アジア (Radio Free Asia) が 2013 年 11 月に行ったニュース報道は、「中国共産党は、政府に対して苦情を申し立てる制度を改革する予定であると発表した」と伝えている。しかしながら、同報道はまた、「権利擁護活動家は、この改革が陳情者のために公正性がより確保されることにつながる...可能性は低いと懸念を表明した」と伝えている。さらに、同報道は、次のように付け加えた。

「陳情者は、その多くが北京の『陳情者村』にある倒壊しそうな宿泊施設を賃借している所得の全くないあるいはほとんどない中年又は老人である。こうした人々は、地元職員に関する苦情を申し立てる市民の数を減らすことだけを目的として北京に駐在員事務所を置く当該地元職員によって拘留されるのではないかと常に恐れている。木曜日に公表された公式数値によると、苦情受付事務所に直接出向いて提出する苦情の数が中国全土で 1 日当たりほぼ 2 万件となっている³⁷。」

裏監獄

本節は、「第6節：刑務所の環境」と併せて読むべきである。

4.10 BBC が2011年12月のオンライン記事の中で使用した裏監獄という言葉は、「中央政府に個々の問題を報告するために北京に上京した陳情者を拘禁する目的で設置された一時的拘留施設...」を指している³⁸。

4.11 ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch, HRW) は、2009年11月12日に公表した報告書「中国：秘密の『裏監獄』が重大な権利侵害を隠蔽」の中で、次のように記載している。

「裏監獄は、中国政府が非居住者や路上生活者を恣意的に拘留することを許可する法律を廃止してから、現れてきたように見える。この決定は、恣意的な拘留に対する警察の権利を抑止する上で歓迎すべき動きであったものの、今や裏監獄は、都市にいる『好ましからざる人物』向けの超法規的な拘留施設として機能するようになってきている。裏監獄は、県、地区及び省の各レベルにおける政府職員が、それぞれの行政地域に住む市民により北

³⁷ ラジオ・フリー・アジア (Radio Free Asia, RFA) (<http://www.rfa.org/>) 「中国の陳情制度改革は、公正性の向上を意味する『可能性が低い』」 (2013年11月19日付)

<http://www.rfa.org/english/news/china/petition-11292013103445.html>, 閲覧日：2013 年 12 月 3 日

³⁸ BBC ニュース(<http://www.bbc.co.uk/>) 「中国政府、裏監獄を厳重に取り締まる方針」 (2011 年 12 月 2 日付) <http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-china-15998076>, 閲覧日：2013 年 9 月 5 日

京などの主要都市で行われる陳情活動の数を制限することに関係して、金銭面及び昇進面の処罰を受けるのを避ける手段として利用する陳情者を拘留するための非合法的な制度である³⁹。」

4.12 2013年5月、昨年4月に北京で11人の陳情者を違法に監禁した罪で10人の職員が6か月から2年に及ぶ懲役刑を言い渡された。新華社（Xinhua）の2013年2月5日付ニュース記事によると、全員が中国中部の河南省禹州(Yuzhou)市出身であるWang Gaoweiとその共犯者 9人は「5月2日に警察に逮捕されるまで、11人の陳情者を騙して北京市朝陽区(Chaoyang district)のWangsiying townshipにある2か所の中庭に2～6日間監禁した。裁判所は、被告のWangとその他9人は、11人の陳情者の人格権を侵害し、偽計監禁の罪を犯したという判決を下した。被告たちは、懲役刑の他、損害賠償として、各陳情者に「1,300元（208米ドル）ないし2,400元を支払うよう命じられた、と裁判所は語った⁴⁰。」

4.13 2012年11月のCNNニュースで報道されたとおり、Xie Jinghua とその夫は、意思に反して、ホテルの別々の部屋に8日間も監禁されていた。この夫婦は、「2005年に拡張される上海浦東国際空港向けの用地として家族の所有する農家を取り壊したが、その対価として受け取った補償金が少ないと抗議するために3月、初めは北京に上京した。二人が北京に到着した際、私服の警察官に逮捕され、強制的に数百マイルを移動して上海に戻され同地のホテル内に別々に監禁された、とXieは語った⁴¹。」

4.14 CNN報道はさらに次のように付け加えている。

「Xieとその夫だけではなかった。他に3人がCNNに同じ体験を語った。この3人は、3月に開催される第10回中国立法府年次会合の期間中に中央政府へ苦情を申し立てるのを妨害され、意思に反して上海郊外の臨港新城市にあるホリデイインエクスプレスナンフィズィ（Holiday Inn Express Nanhuizui）に監禁されていた。ホテルの経営陣とオーナーは、この訴えを否定している⁴²。」

³⁹ ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch, HRW）（<http://www.hrw.org/>）「中国：秘密の『裏監獄』が重大な権利侵害を隠蔽」（2009年11月12日公表）
<http://www.hrw.org/news/2009/11/02/china-secret-black-jails-hide-severe-rights-abuses>, 閲覧日：2013年9月5日

⁴⁰ 新華社通信(Xinhua news agency)「陳情者を偽って監禁した罪で10人が投獄される」（2013年2月5日付）http://news.xinhuanet.com/english/china/2013-02/05/c_132152264.htm, 閲覧日：2013年9月5日

⁴¹ ケーブル・ニュース・ネットワーク(CNN)（<http://edition.cnn.com/>）「中国人の陳情者がホテルを『裏監獄』として使用されたと訴える」（2012年11月14日付）
<http://edition.cnn.com/2012/11/14/business/china-hotel-black-jail/>, 閲覧日：2013年9月5日

⁴² ケーブル・ニュース・ネットワーク(CNN)（<http://edition.cnn.com/>）「中国人の陳情者がホテルを『裏監獄』として使用されたと訴える」（2012年11月14日付）

4.15 インドのシンクタンク「平和と衝突の研究所」(Institute of Peace and Conflict Studies, IPCS)の研究員は2011年12月、中国における裏監獄とその活動形態に関する報告書の中で、次のように記載している。

「こうした刑務所には未成年者でさえも拘留されている。また多くの報告がこの施設内で発生しているレイプの事例に焦点を当ててきた。民間の警備会社が多数登録されているものの、巨額の金が絡むことから、多くの違法な拘留施設が誕生してきている。地方自治体は、こうした裏監獄の運営に一人当たりおよそ 29 米ドルを支払っている。最近摘発された違法な拘留施設は、5 つの地方自治体から支払いを受けていた。こうした拘留施設網全体が中央政府にも寄与しているため、中国国家は、これらの違法な拘留を阻止するための大々的な活動を一切行っていない⁴³。」

4.16 IPCSの同報告書は、次のように付け加えている。

「中国の官僚は、こうした裏監獄の存在を表立って認めたことは一度もない。陳情者が高位当局に到達するのを省政府が阻止しようとするのは、各省内で優れた職務成果を挙げた職員が党内における昇進を果たすことができるため、このような陳情の事例は、職員の履歴にとって好ましい証しとはならないという事実に基づいている。また、2003年、居住要件又は戸籍管理制度(hukou rule)が緩和されたことを受けて、公式の拘留施設が閉鎖された。こうした事情を背景に、居住する行政地域における不正に関して市民が苦情を申し立てるために北京へ上京するのを阻止するため、地方自治体が民間企業を採用し始めるにつれて、裏監獄も誕生したのである。

「外務省スポークスマンの Qin Gangは、最近の記者会見の場で、こうした裏監獄の存在自体さえ否定し、『中国にはいわゆる裏監獄というものが一切存在しないことを請け合う』と語った。しかしながら、中国の国営及び国際メディアは、その存在を報道することが多い⁴⁴。」

獄』として使用されたと訴える」(2012年11月14日付)

<http://edition.cnn.com/2012/11/14/business/china-hotel-black-jail/>, 閲覧日: 2013年9月5日

⁴³ 平和と衝突の研究所(Institute of Peace and Conflict Studies, IPCS)(<http://www.ipcs.org/>)「中国の裏監獄:『地獄の路地』?」(2011年12月29日付), <http://www.ipcs.org/article/military/chinese-black-jails-an-alleyway-in-hell-3535.html>, 閲覧日: 2013年9月5日

⁴⁴ 平和と衝突の研究所(Institute of Peace and Conflict Studies, IPCS)(<http://www.ipcs.org/>)「中国の裏監獄:『地獄の路地』?」(2011年12月29日付), <http://www.ipcs.org/article/military/chinese-black-jails-an-alleyway-in-hell-3535.html>, 閲覧日: 2013年

裏監獄に関する詳細情報は、ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch, HRW) が 2009 年 11 月 12 日に公表した報告書『『地獄の路地』：中国の『裏監獄』の実態』で入手できる⁴⁵。

5. 法律問題

二重の危険

5.01 刑法第8条から12条（下記）において、中華人民共和国の領土外で犯罪に関与した者が同国に戻ったときに再び裁判にかけられる状況が規定されている。

第8条

「中華人民共和国の領土外で同国および同国の国民に対しこの法律により懲役3年以上の刑の適用対象となる犯罪を行った外国人には、この法律を適用することができる。ただし、犯罪が行われた土地で施行される法律により処罰の適用対象とはならない場合はこの限りではない。

第9条「この法律は、中華人民共和国が締約国であり、また加盟国の義務として裁判権を行使している国際条約に指定される犯罪に適用することができる。

第10条

「中華人民共和国の領土外で犯罪を行い、この法律に従い刑事責任を負った者は、外国で裁判を受けた後もこの法律に従って処分される場合がある。ただし、外国で処罰をすでに受けた者は、処罰の適用を免れるか、減刑処分の対象となる場合がある。

第11条

「外交特権と刑事免責を持つ外国人の刑事責任という問題は、外交ルートを通じて解決されるものとする。

第12条

「中華人民共和国が建国された後、およびこの法律が実施される前に行われた行為が当時

9月5日

⁴⁵ ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch, HRW) (<http://www.hrw.org/>) 「中国：秘密の『裏監獄』が重大な権利侵害を隠蔽」(2009年11月12日公表)
<http://www.hrw.org/news/2009/11/02/china-secret-black-jails-hide-severe-rights-abuses>, 閲覧日：2013年9月5日

の法律に基づき犯罪とは見なされなかった場合、当時の法律が適用されるものとする。当時の法律に基づき犯罪であると見なされ、かつこの法律の一般条項第IV章第8節の規定に基づき訴追されるべきであると判断される場合、当時の法律に従い刑事責任が問われるものとする。しかし、この法律に基づき犯罪とは見なされない場合、またはこの法律がより軽い刑罰を定めている場合、この法律が適用されるものとする。

「この法律が実施される前に当時の法律に従って下された有効な判断は効力を持ち続けるものとする⁴⁶。」

身代わり/代役

5.02 法廷審問に出廷するために「身代わり」又は「代役」を雇う慣行が中国で広く報じられてきた。ウェブサイト「中国数字時代」(China Digital Times)が2012年8月に報告した事例には、以下の記載がなされている。

「2009年、死亡交通事故を引き起こした病院経営者が本人の代役として自白させるため、従業員の父親を雇った。また、某社の会長が、他の2社の取締役たちの犯した罪を被る身代わりを手配した嫌疑で現在告発されている。他の事例では、無免許で車を運転していた男がオートバイをはね、その運転者を死亡させた後、およそ8千ドルで身代わりを雇った。さらに、今年初め、家屋を違法に取り壊した解体企業のオーナーが、破壊された家々の瓦礫の中で残飯をあさって生活していた極貧の男を雇い、刑務所で過ごす『身代わり』として1日当たり31ドルを支払うことを約束した。中国では、こうした慣行が極めて一般的であり、この代役を意味する『ding zui』という用語さえある。Dingとは『身代わり』を意味し、zuiは『犯罪』を指す。換言すれば、『犯罪人の身代わり』を意味する⁴⁷。」

5.03 中国の元政治家で知名度の高い薄熙来(Bo Xilai)の妻で、英国人実業家のニール・ヘイウッド(Neil Heywood)を殺害したとして2012年8月に執行猶予付き死刑を宣告されたGu Kailaiの裁判中、身代わりが裁判所に出廷していたと広く報じられた。メディアが配布したGu Kailaiの写真は、法廷内の人物と以前に撮られた本人の写真の間に著しい違いがあることを示していた。BBCは2012年8月、次のように報じている。

⁴⁶ 国家立法機関(National Legislative Bodies)データベース(<http://www.refworld.org/>):「中華人民共和国刑法」(1997年10月1日に施行)(3頁)

<http://www.refworld.org/publisher/NATLEGBOD..CHN.3ae6b5cd2.0.html>, 閲覧日:2013年9月11日

⁴⁷ 中国数字時代(China Digital Times)(<http://chinadigitaltimes.net/>)「二重の危険:中国の偽の受刑者」(2012年8月6日付) <http://chinadigitaltimes.net/2012/08/double-jeopardy-chinas-fake-prisoners/>, 閲覧日:2013年9月11日

「裁判の公式報道の中にGu Kailaiの映像が現れるとすぐに、被告席にいる女性の正体について、インターネット上で噂が流れ始めた。同じ日に中国のソーシャルメディアに法廷内の一場面を掲載した複数の記事及び再掲載記事が出た。これらの記事は、Gu よりも肥って見えるこの女性は身代わりであることをほのめかしていた。あるインターネット利用者は、『ビフォー・アフター』の写真（以前の写真と法廷内の写真）を数枚掲載し、『我々は同一の女性を見ているのだろうか？法廷内に現れた女性は身代わりだという噂が立っている。なぜなら、肥っていようが、やせていようが、骨格は変わりようがないからだよ。』と述べていた⁴⁸。」

5.04 ハフィントンポスト (Huffington Post) は Gu Kailai 裁判に関して報道する一方、2012 年 8 月に、「刑期を務めさせるために身代わりを雇うというのは西欧社会にとって異様な概念ではあるものの、英紙デイリー・ヘラルド (Daily Herald) は、中国では本人の身代わりをさせるため代役を雇うというのは一般的な慣行である⁴⁹。」と述べている。

6. 刑務所の環境

本節は、「第3節：治安部隊（治安部隊による人権侵害）」、「第4節：苦情を申し立てる方法」及び「第4節：裏監獄」と併せて読むべきである。

6.01 米国国務省 (USSD) が2013年4月19日に公表した「2012年人権慣行に関する国別報告書：中国」には、次のような記載がある。

「政治犯及び刑事犯罪者向けの刑務所の環境は一般に厳しく、しばしば劣悪であり...

「受刑者と被拘留者は日常的に衛生状態の悪い過密な状態の中で収監されていた。食物は十分でない場合が多く、しかも質は悪かった。被拘留者の多くは、親戚が差し入れる補助的な食物や医薬品、暖かい衣類などに頼っていた。受刑者はベッドや寝具が全くないため、床で眠っているとしばしば報告した。受刑者が迅速な医療を受ける権利を有していると当局が公式には断言しているものの、受刑者のために十分かつ適時な医療がなされていないことも引き続き深刻な問題であった...

⁴⁸ BBC ニュース(<http://www.bbc.co.uk/>)「Gu Kailai とその身代わりに関する論議」(2012 年 8 月 24 日付) <http://www.bbc.co.uk/news/magazine-19357107>, 閲覧日：2013 年 9 月 11 日

⁴⁹ ハフィントンポスト (Huffington Post) (<http://www.huffingtonpost.co.uk/>) 「ニール・ヘイウッド(Neil Heywood)の殺害：Gu Kailai が『本人の刑期を務めさせるため、身代わりを雇う』」(2012 年 8 月 21 日付) http://www.huffingtonpost.co.uk/2012/08/21/gu-kailai-lookalike-murder-body-double-bo-xailai_n_1816468.html, 閲覧日：2013 年 9 月 11 日

「RTL（労働教養－労働による再教育）施設など行政拘禁施設の状況は、こうした刑務所と類似していた。撲殺は行政拘禁施設やRTL 収容所で発生した。被拘留者は、殴打、性的暴行、まともな食事の不足、そして医療が利用できないことを報告した...

「受刑者の記録管理が十分であるかどうかは明確でなかった。当局は暴力犯、非暴力犯いずれに対しても、監禁に代わる措置を講じている。司法部の趙大程（Zhao Dacheng）次官（Vice Minister of Justice）によると、2003年以来、100万人を超える受刑者がコミュニティ矯正プログラムの中で刑期を務めた...

「関連する強制労働収容所及び工場を含む刑務所についての情報は、国家機密と考えられており、政府は一般に独立機関が刑務所又は RTL 施設を監視することを認めなかった。地元で活動するあるいは国際的な人権機関やメディア・グループは受刑者と面会することができないままであった。当局は、赤十字国際委員会（International Committee of the Red Cross）が受刑者と面会するあるいは国内の刑務所を正式訪問することを認めなかった⁵⁰。

6.02 国際刑務所研究センター（International Centre for Prison Studies, ICPS）

の「世界の刑務所の概要」（閲覧日：2013年9月6日）は、中国⁵¹に加え、マカオ特別行政区（SAR）⁵²、香港⁵³特別行政区（SAR）の受刑者数に関する統計情報を提供している。

6.03 2012 年 USSD 報告書は、次のように追記している。

「受刑者や被拘留者の多くは、妥当と考えられる範囲では訪問者と接触することができず、宗教的儀式を行うことも許されなかった。監獄法（prison law）第 52 条に基づき、『少数民族集団の受刑者が有する特別の習慣及び慣習に対して考慮しなければならない。』また、拘留施設規則（Detention Center Regulation）第 23 条には、類似の要件が規定されている。こうした規則の実施に関して入手できる情報はほとんどない⁵⁴。」

⁵⁰ USSD 「2012 年人権慣行に関する国別報告書：中国」（第 1 節 c 項－刑務所及び拘留施設の環境）（2013 年 4 月 19 日公表）<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>, 閲覧日：2013 年 8 月 30 日

⁵¹ 国際刑務所研究センター（International Centre for Prison Studies, ICPS）及びエセックス大学（University of Essex）（<http://www.prisonstudies.org/>）「世界の刑務所の概要：中国」（2012 年最終更新）<http://www.prisonstudies.org/country/china>, 閲覧日：2013 年 12 月 3 日

⁵² 国際刑務所研究センター（International Centre for Prison Studies, ICPS）及びエセックス大学（University of Essex）（<http://www.prisonstudies.org/>）「世界の刑務所の概要：マカオ」（2012 年最終更新）<http://www.prisonstudies.org/country/china>, 閲覧日：2013 年 12 月 3 日

⁵³ 国際刑務所研究センター（International Centre for Prison Studies, ICPS）及びエセックス大学（University of Essex）（<http://www.prisonstudies.org/>）「世界の刑務所の概要：香港」（2012 年最終更新）<http://www.prisonstudies.org/country/china>, 閲覧日：2013 年 12 月 3 日

⁵⁴ USSD 「2012 年人権慣行に関する国別報告書：中国」（第 1 節 c 項－刑務所及び拘留施設の環境）（2013

6.04 2012 年 USSD 報告書は、さらに次のように続けている。

「人権擁護グループは、受刑者から臓器を摘出する事例を報告し続けた。衛生部の黄潔夫（Huang Jiefu）次官（Vice Minister of Health）は2012年3月、死刑囚から移植用の臓器を摘出する慣行を3～5年以内に廃止することを約束したと報じられている。また、同年11月、衛生部（Ministry of Health）職員のWang Haiboは、受刑者の臓器を使用するのは『非倫理的』であるとし、2013年初めに開始される新臓器提供制度によって、受刑者に依存する現在の国の状況を段階的に解消していくと述べたことが報じられている⁵⁵。」

6.05 中国日報（China Daily）ニュースは2011年12月1日、囚人の権利を保護するために実施された新たな改善策について次のように報じた。

「囚人の人権研究を担当している司法職員によると、中国は近年、同性愛禁止規定の撤廃や薬物注射による死刑執行の推進など囚人の権利を保護するための措置を改善した。

「[2011年]9月22日に北京で開催された人権フォーラムの場で、司法部犯罪防止研究所人権事務所（Human Rights office of the Ministry of Justice's Institute for Crime Prevention）のFeng Jianchang所長は、『刑務所は厳粛な雰囲気を持つていなければならない。しかし、囚人の威厳や人権が無視されるのであれば、その意味がない。』と語った。

「Feng氏によると、司法部（Ministry of Justice）は、囚人に適用する国家倫理規程を改定し、同性愛禁止規定を撤廃するとともに、刑務所では以前許可されていなかったその他の生活様式や習慣を認めることとした。

「これまで、初めて入所する受刑者の士気を阻喪させる目的で一般的に行われていた慣行、すなわち、両手を頭の後ろに置いてしゃがませる行為は今後強制できなくなる。また、女性の受刑者は、髪を染めたままにしておくことが認められる。Feng氏によると、これは『（改定の）些細な部分であるが、人権の尊重という点で大きな意義を有するものである。』

「死刑囚に関してはより寛大な措置が講じられている、とHong教授は語っている。例えば、死刑囚は執行前に家族と面会することが認められ、また、執行方法として、薬物注射又は

年4月19日公表)<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>, 閲覧日: 2013年8月30日
⁵⁵ USSD 「2012年人権慣行に関する国別報告書: 中国」(第1節c項—刑務所及び拘留施設の環境)(2013年4月19日公表)<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>, 閲覧日: 2013年8月30日

銃殺を選択することができる⁵⁶。」

本節は、「第3節：治安部隊（治安部隊による人権侵害－拷問）」と併せて読むべきである。

行政拘禁/強制労働収容所

軽犯罪に対する刑罰及び労働教養（RTL）

6.06 与党である中国共産党の重要な意思決定機関の会議が 2013 年 11 月初めに開催された後、重要な政策文書が公表され、RTL（労働教養－労働による再教育）の改革が告知された。新華社通信（Xinhua News Agency）のプレスリリースによると、「論争的となっている矯正制度（一般には『Laojiao』（劳教（労働教養の略）として知られている）は、1950 年代に始まった。この制度は通常、罪の内容が裁判にかけるほど重大ではない軽犯罪者に適用される⁵⁷。

6.07 ラジオ・フリー・アジア（Radio Free Asia, RFA）の2013年1月8日付記事は、次のように報じている。

「弁護士、元受刑者及び人権擁護活動家が長期に亘って労働教養の廃止を訴えるキャンペーンを行ったことを受けて、中国は物議を醸している行政拘禁である『労働教養』制度を改革することを誓った、と公式メディアは報じた。しかしながら、人権擁護活動家や海外の諸団体は、この報道を歓迎しているものの疑いの目を向けた。祝うにはあまりにも速すぎると語っている者もいる。月曜日に中国の警察官僚の首脳会談が行われた後、新華社通信(Xinhua news agency)は、『中国政府は本年、論争的となっている労働教養制度の改革を進める』と報じた。しかし、改革についての詳細情報は入手できなかったとも伝えたことから、政府は本当に廃止することを避けているのではないかという疑問が湧き上がっている⁵⁸。」

6.08 CNNニュースは2013年1月16日、次のように報じた。

⁵⁶ 中国日報（China Daily）(<http://europe.chinadaily.com.cn/>)「四人の人権保護に関して見られる進展」（2011 年 12 月 1 日付）http://europe.chinadaily.com.cn/china/2011-12/01/content_14198203.htm, 閲覧日：2013 年 9 月 6 日

⁵⁷ 新華社通信(Xinhua news agency)「中国は労働教養を廃止する方針」（2013 年 11 月 15 日付）

⁵⁸ ラジオ・フリー・アジア（Radio Free Asia, RFA）(<http://www.rfa.org/>)「強制労働収容所改革に関する懸念」（2013 年 1 月 8 日付）<http://www.rfa.org/english/news/china/rtl-01082013152629.html>, 閲覧日：2013 年 9 月 6 日

「影響力の強い中国共産党内政法委員会（Political and Legal Committee of the Chinese Communist Party）の孟建柱（Meng Jianzhu）委員長は[2013年]1月7日、政府が、『刑罰を与えるほど重大ではない犯罪』によって裁判を受けずに16万人にも上る人々が最長で4年間も拘留される同制度について、2013年末までに『その利用を取り止める』と発表したことが伝えられている⁵⁹。」

6.09 強制労働収容所がどのような経緯で誕生したのかについて、英紙エコノミストは2012年1月の記事で、次のように説明している。

「毛沢東政権の下で1957年に設置された労働教養制度（Laojiao[労教]として知られている）は、警察が独断で人々を投獄するための手っ取り早い方法として利用されてきた。2008年末時点の公式統計によって、中国全土で16万人が350か所の労働教養施設に投獄されていることがわかった（Laojiao[労教]収容所は、裁判所による正式な判決を介した受刑者向けのlaogai[労改]収容所とは異なる）。外国の圧力団体は、それ以上の受刑者が収監されていると語っている⁶⁰。」

6.10 中国で国際的な人権を推進する非政府機関である「中国人権」（Human Rights in China, HRIC）は、日付のない記事（閲覧日：2013年9月9日）の中で、中国の労働教養について、次のように述べている。

「労働教養（RTL）はおおよそ45年間存在している。はじめは、中国共産党が1955年に展開した肅清反革命分子運動期間中に利用された。公式報告によると、それ以来350万人を超える人々がRTLの下で刑罰に晒された。法律学者の中には、被害を受けた人々の数は遥かに多いと訴え、この数値に異論を唱える人たちもいる...

「過去20年に亘って、RTL施設送致による刑罰の対象者として、2つのグループがますます標的とされるようになってきた。薬物使用者と売春従事者又はその顧客である。一般的には、再犯者が最も頻繁にRTL施設に送致される人々である。しかしながら、省によっては、特に目標数値を達成しなくてはならないような運動期間中、初犯者も送致されること

⁵⁹ CNN (<http://edition.cnn.com/>) 「人権権利擁護グループ：中国は強制労働収容所を改革する態勢を整えていない可能性がある」（2013年1月16日付）
<http://edition.cnn.com/2013/01/15/opinion/china-labor-camps-human-rights-watch>, 閲覧日：2013年9月9日

⁶⁰ エコノミスト(Economist)(<http://www.economist.com/>) 「強制労働収容所、大幅な遅延、中国政府は強制労働収容所制度を改革すると語る」（2013年1月12日付）
<http://www.economist.com/news/china/21569448-government-says-it-will-reform-its-system-labour-camps-long-overdue>, 閲覧日：2013年9月9日

がある。薬物使用者が RTL 人口全体の 3 分の 1 を占める省もある。また、相当な数の政治的反体制派や宗教的異端者が RTL 収容所に送致されている⁶¹。

6.11 被拘留者の合法的権利を保護し、軽犯罪者を拘留している国内の拘留施設を管理することを目的として、2012年4月1日から新たな規則が施行された。中国の公式ポータルサイトであるチャイナネット（China.org）は2012年3月2日、次のように報じている。

「中国においては、治安を乱した者又は裁判所命令に背いた者など軽犯罪者は、最長 15 日間拘留される。拘留施設と看守は規則により、被拘留者に対して侮辱、虐待及び身体的処罰を行うことが禁じられている。拘留施設は、被拘留者が有している権利と遵守すべき規則を被拘留者に伝えなければならない。また、拘留施設は、被拘留者の家族に適時の通知を行わなければならない。拘留施設は規則により、受刑者のために適切な身体的及び文化的活動を企画することを義務付けられるとともに、受刑者は 1 日当たり 2 時間以上、戸外活動が認められなければならない。さらに、拘留施設における強制労働は禁止されている。上記に加えて、拘留施設は必要な薬物リハビリ治療を、拘留されている薬物中毒者に施すよう指示されている。また、女性被拘留者に対するボディチェックと女性被拘留者の事務管理は、規則によって女性警察官のみが行える⁶²。」

6.12 中国唯一の全国版ニュース週刊誌である北京週報（Beijing Review）は、2010年8月に公表した浙江省における軽犯罪に対処するための新計画に関する記事の中で、次のように報じている。

「浙江省東部に位置する寧波市の人民検察院は、『起訴免除のための善行』として知られる軽犯罪者向けプログラムを実施した際、議論的となった。同プログラムに基づき、違反者は、所定の執行猶予期間、適切な社会奉仕活動を行うことを条件として起訴を免除されることがある。

「同プログラムが[2010年] 5月に実施されて以来、13人の違反者が執行猶予期間を無事終え、起訴を免れた。直近では、寧波市の浙江省東部に位置する寧波(Ningbo)市の北侖区(Beilun District)において7月初旬、地元の検察院が交通事故を起こした男性に交通監督者として奉仕することを命じ、起訴するかどうかは、その奉仕活動状況に基づいて判断するという事

⁶¹ 中国人権(HRIC)(<http://www.hrichina.org/>)「恣意的なかつ過度の刑罰、労働教養」（日付なし）
<http://www.hrichina.org/crf/article/4593>, 閲覧日：2013年9月9日

⁶² チャイナネット（China.org）(<http://www.china.org.cn/>)「被拘留者の権利の保護を目指す中国」（2012年3月2日付）http://www.china.org.cn/china/NPC CPPCC 2012/2012-03/02/content_24777695.htm, 閲覧日：2013年9月6日

例があった。

「新プログラムを実施するに当たっては、厳格な条件が付けられている、と地元検察院の消息筋が語った。すなわち、同プログラムは初犯者及び軽犯罪者のみに適用されること、違反者が有罪となった場合、3年未満の懲役刑に服することになること、そして、違反者が執行猶予期間中に社会に害を及ぼさないことを示す確かな証拠がなければならないこととう条件である⁶³。」

6.13 米国国務省（USSD）が2012年5月24日に公表した「2011年人権慣行に関する国別報告書：中国」（2011年USSD 報告書）には、次のような記載がある。

「法律によって、労働教養委員会と呼ばれる司法制度の枠組みには含まれない行政上の委員会が裁判を行うことなく、人々を RTL 収容所その他の行政拘禁施設に最長 3 年間再拘留することが認められている。労働教養委員会は刑期を最長で 1 年間延長する権限を有している。被拘留者は RTL 送致刑に異議を申し立て、刑期の短縮または保留を上诉することが厳密に言えば認められている。しかし、上诉が聞き入れられることは稀であった⁶⁴。」

6.14 中国で国際的な人権を推進する非政府機関である「中国人権」（Human Rights in China, HRIC）は、日付のない記事（閲覧日：2013年9月9日）の中で、中国の労働教養について、次のように記述している。

「政治的な被拘留者その他の人々からの報告によると、RTL 収容所の環境は一般に苛烈である。主な憂慮事項として、虐待、過密状態、不衛生な生活状況、粗末な食物、暴力の蔓延、及び長時間労働などが挙げられる。公式統計によると、中国全土では現在ほぼ 300 か所の RTL 施設がある。RTL 施設の被拘留者は、刑事司法制度に基づく受刑者と全く同じように扱われる。ただし、以前と異なり現在では、RTL 施設の被拘留者と刑事犯罪で有罪となった受刑者を隔離するのが一般的となっている⁶⁵。」

⁶³ 北京週報（Beijing Review）（<http://www.bjreview.com.cn/>）「軽犯罪者は情状酌量されるべきか？」（2010年8月19日付）http://www.bjreview.com.cn/quotes/txt/2010-09/10/content_297281.htm, 閲覧日：2013年9月6日

⁶⁴ USSD「2011年人権慣行に関する国別報告書：中国」（第1節d項－逮捕手続き及び拘留中の扱い）（2012年5月24日公表）
http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?dynamic_load_id=186268, 閲覧日：2013年9月9日

⁶⁵ 中国人権(HRIC)「恣意的なかつ過度の刑罰、労働教養」（日付なし）
<http://www.hrichina.org/crf/article/4593>, 閲覧日：2013年9月9日

その他の形態の行政拘禁

6.15 行政処罰法第8条は、以下のように規定している。

「行政処罰には、以下の種類が存在する。

- 1 懲戒警告
- 2 罰金
- 3 不法利得の没収、不法に所持された財産または価値のある物品の没収
- 4 製造または取引の中止命令
- 5 許可の一時的な停止または取り消し、またはライセンスの一時的な停止または取り消し
- 6 行政拘禁
- 7 法律、行政規則および規定が定めるもの⁶⁶」

6.16 第9条には、「法律により様々な種類の行政処罰を定めることができる。人の自由の規制を含む行政処罰は、法律によってのみ定められるものとする⁶⁷」と規定されている。

6.17 2012年USSD報告書には、次のような記載がある。

「行政拘禁のその他の形態には、『拘留と教育』（売春婦及び売春勧誘者向け）及び『拘留と訓練』（軽犯罪者向け）が含まれる。法律は、『薬物リハビリ向けに強制隔離』の制度を設けている。このような施設の拘留期間は最低2年であり、法律は、被拘留者の扱いの中に労働を含めることができる旨規定している。公安機関がこうした施設への拘留を承認するが、刑事上の措置というよりも行政的措置として扱われる場合が多かった。当局は、政治活動家を恫喝するため、また、民衆のデモを防止するために行政拘禁を使った⁶⁸。」

（第8節：「活動が禁止された精神的団体—法輪功」も参照されたい）

7. 政治的所属

7.01 米国議会図書館の議会調査局（Congressional Research Service、CRS）の報告書「中

⁶⁶ チャイナネット(China.org.cn)「行政罰に関する中華人民共和国の法律(1996年3月17日第8期全国人民代表大会第4回会議で採択され、1996年3月17日に中華人民共和国主席令第63号により公布)」(2頁), <http://www.china.org.cn/english/government/207306.htm>, 閲覧日: 2013年9月9日

⁶⁷ チャイナネット(China.org.cn)「行政罰に関する中華人民共和国の法律(1996年3月17日第8期全国人民代表大会第4回会議で採択され、1996年3月17日に中華人民共和国主席令第63号により公布)」(2頁), <http://www.china.org.cn/english/government/207306.htm>, 閲覧日: 2013年9月9日

⁶⁸ 米国国務省(USSD)(<http://www.state.gov/>)「2012年人権慣行に関する国別報告書: 中国」(第1節d項: 逮捕手続き及び拘留中の扱い) ((2013年4月19日公表) <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>, 閲覧日: 2013年8月30日

国の政治制度を理解する」(2013年3月20日付)には、次のような記載がある。

「中国は事実上一党国家であるが、政治制度の中に複数の連立政党、党派及び選挙区が存在する」[17頁]「... 中国には共産党以外に、8つの中小政党がある。その役割は厳しく制限されているが、中国共産党は中小政党の存在を利用して、中国は『複数政党による協力体制』をとっており厳密な意味では一党国家ではないと主張している。中小政党はすべて中国共産党の永続的指導を受容するよう義務付けられていることが決定的に重要である。中小政党は、『中国的特徴を加えた社会主義を発展させる』ために、共産党と『一致協力して』活動していくことが期待されているとともに、野党として活動していくことを禁止されている。各党が年間に受け入れる党員数は共産党によって上限を定められていることから、全中小政党を合わせた総党員数は、共産党の8,260万人に対し、100万人に満たない。最小政党の場合、党員数はわずか2,100人に過ぎない⁶⁹。」

政治的な表現の自由

7.02 中国憲法第2章第35条には、「中華人民共和国公民は、言論、出版、集会、結社、行進及び示威の自由を有する」と規定されている⁷⁰。

7.03 しかしながら、フリーダム・ハウス (Freedom House) が 2013 年 7 月 1 日に公表した報告書「2013 年報道の自由」によると、「そのような権利は、CCP [中国共産党] の裁量及びその統治権に劣位する。」同報告書は、さらに次のように記載している。

「また、裁判においては、大半の場合、個人の権利を主張する際の法的根拠として憲法を引き合いに出してはならない。裁判官はCCP によって任命され、特に政治的に神経をとがらす必要のある事例においては、CCPの指示に従うのが一般的である。また、ジャーナリストの保護又はその攻撃者に対する刑罰を規定する出版法は一切ない。逆に、CCPが『好ましくない』と判断する中国市民を投獄するために、刑法及び国家機密法の不明瞭な規定が日常的に適用されている。同様の効果を得るために名誉棄損罪法も利用されることがある。2012年3月に可決された改正刑事訴訟法によって、国家安全機関は、『国家の安全に危害を及ぼす』罪で容疑者を逮捕することができるようになった。この犯罪は、非暴力活動や政治的表現を処罰し、非公式な施設へ最長6か月間拘留する目的でしばしば適用されるこ

⁶⁹ 米国議会調査局 (Congressional Research Service, CRS) (<http://www.fas.org/>) 「中国の政治制度を理解する」(33 頁) (2013 年 3 月 20 日付) <http://www.fas.org/sgp/crs/row/R41007.pdf>, 閲覧日: 2013 年 10 月 15 日

⁷⁰ 国家立法機関(National Legislative Bodies)データベース(<http://www.refworld.org/>): 全国人民代表大会 (<http://www.npc.gov.cn/>) 「中華人民共和国憲法」(1982 年 12 月 4 日に採択、2004 年 3 月改定) http://www.npc.gov.cn/englishnpc/Constitution/node_2825.htm, 閲覧日: 2013 年 10 月 9 日

とから、当該規定は強制失踪を事実上合法化するものだという懸念が生じている⁷¹。」

7.04 また、同報告書は次のように追記している。

「2008年に『開かれた政府に向けた規制』が施行されて以来、多くの機関がより積極的に公式文書を公表するようになっていたが、裁判所は概して情報提供要求を強制するのを躊躇しており、政府機関は、たとえ国民の関心が極めて高い事項に関してであっても情報を留保しているのが通常である。ジャーナリストやその他のメディア従事者は、正規の報道記者とみなされるために、政府が発行したプレス・カードを保有することが義務付けられている。記事内容規制に違反する報道関係者は、本人のプレス・カードの更新を遅延される若しくは拒否され、直ちにブラック・リストに載せられる、あるいは刑事罰を問われるおそれがある⁷²。」

7.05 アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International, AI) が 2012 年 5 月 24 日に公表した 2012 年度年次報告書「世界の人権状況：中国」(2011 年の出来事が対象) (AI レポート 2012) には、次のように記載されている。

「当局は、表現の自由を抑圧するために刑法を濫用し続けた。当局は、中東や北アフリカにおける民衆運動に触発され、中国で[2011年]2月に始まった『ジャスミン』革命運動に対して取締まりを行った際、ほぼ50人を拘留又は逮捕し、さらに数十人を恫喝した。当初は平和的な日曜行進を呼びかける匿名の電話から始まったが、徐々に腐敗、権力の抑圧、政治改革の不在などに反対する抗議形態となって、参加する都市が増え続けた。

「2011年3月に出版管理規則 (Regulations on the Administration of Publications) が改正されたことで、インターネット又は情報ネットワーク上で出版物を配信する人々はライセンスを得なければならず、無許可の場合刑事罰を問われるおそれがあるという新たな要件が追加された。これを受けて当局は、デリケートな問題に関して調査分析的なジャーナリズム記事を掲載した多数の出版社を閉鎖する又は直接支配した。また、当局は携帯電話のテキスト・メッセージに『民主主義』や『人権』をふくむ数百の語句を使用することを禁止した」(表現の自由)⁷³。

⁷¹ フリーダム・ハウス (Freedom House) (<http://www.freedomhouse.org/>) 「2013 年報道の自由：中国」(2013 年 7 月 1 日公表) <http://www.freedomhouse.org/report/freedom-press/2013/china>, 閲覧日：2013 年 10 月 9 日

⁷² フリーダム・ハウス (Freedom House) 「2013 年報道の自由：中国」(2013 年 7 月 1 日公表) <http://www.freedomhouse.org/report/freedom-press/2013/china>, 閲覧日：2013 年 10 月 9 日

⁷³ アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International, AI) (<http://www.amnesty.org/>) 「2012 年度

(第 6 節：「刑務所の環境－行政拘禁/強制労働収容所」も参照されたい)

結社及び集会の自由

7.06 法律は、平和的集会の自由を規定しているものの、米国国務省 (USSD) が2013年4月19日に公表した「2012年人権慣行に関する国別報告書：中国」(2012年USSD報告書)には、「実際面において、中国はこの権利を厳しく制限した」と記載されている⁷⁴。

7.07 ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch, HRW) が2013年1月31日に公表した、「2013年世界人権年鑑」(2012年の出来事が対象)は、次のように記述している

「中国市民は、土地収用、強制退去、汚職幹部による権限濫用、差別及び経済的不平等など不安定な生活問題に関して、当局に異議を申し立てる態勢を整えつつある。警察の報告によると、正式統計及び学術統計において、毎日250～500件の抗議が行われており、各抗議には1万から数万人に至るまでの市民が参加していることが推定されている⁷⁵。」

7.08 2012年USSD報告書は、次のように追記している。

「コンサート、スポーツ行事、エクササイズ教室及び200人を超えるその他の会合はすべて、公安当局から許可を得る必要がある。平和的な抗議は合法的であるものの、実際面において、警察が許可を与えることは稀である。制限が課されているにもかかわらず、デモは多く行われていた。しかし、政治的あるいは社会的テーマを掲げたデモは、時には過度の力により、すぐに解散させられた。某国際NGOによると、地元政府に反対する数件の暴力的抗議活動を含み、『集団事件』及び抗議の数は2012年を通じて増加した。過去数年の場合と同様に、デモ活動の大半は、土地紛争、住居問題、産業問題、環境問題、労働問題、政府汚職、税金、その他の経済的・社会的事項に関係していた。その他、事故によって、あるいは個人的陳情、行政訴訟その他の法的手続きに関係して引き起こされるデモもあった⁷⁶。」

年次報告書：中国」(2012年5月24日公表) <http://www.amnesty.org/en/region/china/report-2012>, 閲覧日：2013年9月2日

⁷⁴ 米国国務省(USSD)(<http://www.state.gov/>)「2012年人権慣行に関する国別報告書：中国」((2013年4月19日公表)(第2節b項：集会の自由)

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>, 閲覧日：2013年8月30日

⁷⁵ ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW) (<https://www.hrw.org/>)「2013年世界人権年鑑」(2012年の出来事が対象)(300頁)(2013年1月31日公表) https://www.hrw.org/sites/default/files/wr2013_web.pdf, 閲覧日：2013年8月30日

⁷⁶ 米国国務省(USSD)(<http://www.state.gov/>)「2012年人権慣行に関する国別報告書：中国」((2013年4月19日公表)(第2節b項：集会の自由)

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>, 閲覧日：2013年8月30日

7.09 結社の自由に関して、2012 年 USSD 報告書は、次のように記載している。

「CCP [中国共産党] の政策及び政府規制によって、すべての職業的、社会的及び経済的組織は正式に政府に登録し、許可を得ることを義務付けられている。こうした規則によって、実際面においては、政府の権威に異議を唱える可能性がある」と政府が判断するもので、真に自律的な政治的組織、人権機関、宗教グループ、精神的団体、労働団体その他の組織を設立することができなかった⁷⁷。」

7.10 2013年4月に公表された「2012年度外務・英連邦省報告書：人権及び民主主義」には、次の記述がある。

「中国共産党は、引き続き唯一の公式な全国的規模の労働組合連合である中華全国総工会 (All-China Federation of Trade Unions) を統制している。団体交渉及びストライキ権は、法律、運用両面において制限されている。2012 年 1 月 1 日、新たな『企業における労働争議向け協議及び調停に関する規則』が発効した。同規則は前向きな一歩であり、やがて労働争議の解決方法を改善する上で有用になってくるはずであるが、即効性については限定的であった⁷⁸。」

国民による騒乱

7.11 ラジオ・フリー・アジア (Radio Free Asia, RFA) は2013年10月7日、「...先週、チベットのDuruで起きた事件であるが、地元の抗議活動に参加した後に拘留されたDorje Draktselの自宅を捜索しようとした警察に立ち向かうため集合した抗議者に警察が発砲したと消息筋は語った...」と報じている。また、同報道は、「中国警察が発砲した際、少なくとも60人が負傷したが、その多くは手足に銃弾を受けて苦悶していた。また、警察が催涙ガスを群衆に放った際、多数の人々が意識を失った、と消息筋は語った」と追記している。

さらに、同報道は次のように伝えている。

⁷⁷ 米国国務省(USSD)(<http://www.state.gov/>)「2012 年人権慣行に関する国別報告書：中国」((2013 年 4 月 19 日公表) (第 2 節 b 項：集会の自由))

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>、閲覧日：2013 年 8 月 30 日

⁷⁸ 外務・英連邦省 (Foreign & Commonwealth Office, FCO) (<https://www.gov.uk>)「2012 年度外務・英連邦省報告書」(138 頁—表現及び集会の自由) (2013 年 4 月公表)

<http://www.hrdreport.fco.gov.uk/wp-content/uploads/2011/01/2012-Human-Rights-and-Democracy.pdf>、閲覧日：2013 年 10 月 9 日

「同町のYangthang 村の住民である[Dorje] Draktselは、チベットのDriru 地域で、自宅に中国国旗を掲げよという命令に抵抗し、抗議したチベット人のリーダーの1人として目を付けられていた。『彼は、Dathang町から逃げてきており、拘留された時は Driru町へ向かう途中だった。』と亡命生活を送っているチベット人のTashi Dondrubは、同地域の連絡を担当しているRFAのチベット・サービス (Tibetan Service) に語った。Draktselが拘留された後、『[中国] 武装警察隊は彼の自宅を捜索し始めた。村人が抗議した際、さらに多くの武装警察隊が到着し、群衆に向かって発砲した』とDondrub は語った。少なくとも抗議者2人が重傷を負った⁷⁹。」

(第9節：「チベットーチベットにおける人権」も参照されたい)

7.12 2012年USSD報告書は、記録された以下の事例を引用している。

「[2012年]7月1日、四川省什ほう市 (Shifang) に住む数百人の学生が、同地に銅精錬所を建設する計画に抗議するため、役所ビル前に集まった。その後数日の間に、数千人にも上るデモ参加者が垂れ幕を持ってこの抗議に参加した。公式メディアは、デモ参加者が警察の車両をひっくり返し、政府ビルにレンガを投げつけるなどして、この抗議活動は凶暴化した、と報じた。警察は、催涙ガスとスタン擲弾を群衆に放ち、27人の抗議者を拘留した。抗議者が血だらけになって、殴打される場面と画像がオンライン上に流れた。地元当局は7月3日、銅精錬所の建設を中断することを発表し、後刻、27人の被拘留者の内21人を釈放した。

「[2012年]10月、数千人の抗議者が、寧波市 (Ningbo) にある石油化学工場の拡張とパラキシレンの製造に抗議して街頭でデモを繰り広げた。3日間続いた抗議活動の間、警察は催涙ガスを放ち、100人を超えるデモ参加者を拘留した。新聞報道によると、逮捕された人々の大半はその後釈放された。後日、当局は同工場の拡張を中断することに同意した。

「2012年4月、南京に拠点を置くNGO [非政府機関] のTianxiagong (万人に正義を) が主催した公益弁護士50人が参加する研修行事が直前になって、開催場所となる蘇州市のホテルが、政府により徴用されたとして、突然参加者向けの部屋と会議場をキャンセルしたため、遅延した。予備用として手配していた開催場所からも予約を取り消された。蘇州市の他の

⁷⁹ ラジオ・フリー・アジア (Radio Free Asia, RFA) (<http://www.rfa.org/>) 「Driru で中国警察が武器を持たないチベット人の抗議者集団に発砲する」(2013年10月7日付)
<http://www.rfa.org/english/news/tibet/unarmed-10072013172339.html>, 閲覧日：2013年11月15日

場所を確保しようとしたが、うまくいかなかった。結局、公益弁護士たちは近隣市内の公園で時間を短縮した研修行事を開催せざるを得なくなった⁸⁰。」

7.13 国際先住民問題作業グループ (International Work Group for Indigenous Affairs, IWGIA) は、2013年5月25日に公表した報告書「2013年度先住民の世界、国別プロフィール：中国」の中で、次のように記述している。

「チベット人による抗議活動と焼身自殺に関する報道は、国際的に大きな注目を集めた。また、2012年には、新疆ウイグル自治区のカシュガル市 (Kashgar) においてウイグル人と漢民族の間で暴動や衝突が見られた他、内モンゴル自治区内のモンゴル民族による抗議活動や人権侵害に関するそのたの事例が起きた。

「国際的な報道範囲が拡大していく中、こうした出来事は、少数民族地域を含む中国内で沈黙させられていた。中国においては、こうした少数民族に絡む問題やその抗議活動に関する報道の多くは、国家メディア及び大半の地元ニュースから消えているのが一般的であった。少数民族の人々は、発言が沈黙させられ、表現の自由及びメディアへのアクセス権を喪失してしまったように窺える。こうした自由と権利は、大いなる中国人の祖国の保護と仁愛という名の下に失われたのである⁸¹。」

7.14 ツァイシン(Caixin) オンライン・ニュースは2012年7月3日、広東省において発生し、300人を超える負傷者を出した暴動について報道した。2012年6月25日に発生したこの事件は、移住労働者の息子が地元の男たちに殴打されたことがきっかけとなった。この記事は次のように伝えている。

「証言者たちによると、重慶市出身でタン (Tan) という名字の14歳の少年と地元の学生の間の喧嘩が群衆を集めた。その後現れた地元の男たち3人は、少年を殴打する間、頭にポリ袋を被せ、両手を背中に縛り付けていた。3人の内の1人は村の警備員と認識され、警察に連行されていった。ある店主は、大勢の人々が『タンを殴打した他の2人に対する罰を求める』ため、村の委員会事務所の前に集まった、と語った。『この暴動は、個人的な誤解が発端であった』と中山 (Zhongshan) 市の党書記であるXue Xiaofengは語り、『噂と群集

⁸⁰ 米国国務省(USSD)(<http://www.state.gov/>)「2012年人権慣行に関する国別報告書：中国」((2013年4月19日公表)(第2節b項：集会の自由)

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>, 閲覧日：2013年8月30日

⁸¹ 国際先住民問題作業グループ (International Work Group for Indigenous Affairs, IWGIA) (<http://www.iwgia.org/>)「2013年度先住民の世界」(232頁)(2013年5月25日公表)

http://www.iwgia.org/publications/search-pubs?publication_id=613, 閲覧日：2013年10月9日

心理』が広まったことによって、事件がエスカレートしてしまった、と付け加えた。6月25日の午後10時までには、およそ300人に及ぶ村民が村の委員会事務所の外に集まっていた、と警察は語った。群衆は6月26日の午前3時に解散した⁸²。」

7.15 英国放送協会（British Broadcasting Corporation, BBC）の記事は、2012年7月に起きた暴力的な抗議活動について報道している。この事件は、四川省南西に位置する什ほう市（Shifang）において、同市に銅精錬工場を建設することを許可する政府方針に対し、同工場が及ぼす公害を憂慮したため、数千人の人々が、街頭に繰り出して環境保護を求める抗議活動を展開したというものである。この記事は次のように伝えている。

「住民による暴力的な抗議活動を受けて、四川省に銅精錬工場を建設する計画は中止になった、と中国国家職員は語っている。什ほう市（Shifang）の職員は[2012年7月3日の]夜、同市のツイッターのようなウェイボー（weibo）（中国最大級のSNS）に、計画中止を知らせる発言を掲示した。『什ほう市（Shifang）は今後、このプロジェクト（銅製錬所）を建設しない』と、什ほう市（Shifang）共産党トップのLi Chengjingは掲示記事の中で語った。また、同氏は、この決定が公衆の懸念に対応して行われたものである、と付け加えた...

「地元当局は、数百人の住民や学生がこの抗議活動に加わったと語ったが、中国国営の日刊紙である環球時報（Global Times）は、匿名の警察官の言葉を引用して、『数千人』が参加したと語っている。この暴動で、ビンが投げられ、車が壊される中、警察、住民とも負傷した、と同紙は伝えている。また、警察は抗議者の一部を拘留した。水曜日[7月4日]の市政府の告知には、27人が連行された後、6人は拘留中だが、残り的人々は釈放されたと記載されていた⁸³。」

7.16 カタールに本拠を置く衛星テレビ局アルジャジーラ（Al Jazeera）は、次のように奉じている。

「什ほう市（Shifang）政府は、警察が[2012年]7月2日及び3日、市政府ビルのドアをたたき壊し、窓を粉々に砕き、警察や政府職員に向けてレンガや石を投げつけたとして、『27人の容疑者を強制的に連行した』ことを確認した。その後、政府職員は、被拘留者の内21

⁸² ツァイシン(Caixin) (<http://english.caixin.com/>) 「少年への殴打が3日間の騒動に発展」(2012年7月3日付) <http://english.caixin.com/2012-07-03/100406897.html>, 閲覧日: 2013年10月15日

⁸³ BBC ニュース(<http://www.bbc.co.uk/>) 「中国—暴力的な抗議を受けて什ほう市（Shifang）工場建設を『中止』」(2012年7月4日付) <http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-china-18700884>, 閲覧日: 2013年10月15日

人が『批判と教育』を受けた後、翌日釈放されたことを確認した⁸⁴。」

政治的な反対勢力と政治活動家

7.17 米国議会図書館の議会調査局 (Congressional Research Service, CRS) の報告書「中国の政治制度を理解する」(2013年3月20日付)には、「中国は事実上一党国家であるが、政治制度の中に複数の連立政党、党派及び選挙区が存在する」と記載されている⁸⁵。

7.18 アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International, AI) が2013年5月23日に公表した2013年度年次報告書「世界の人権状況」(2012年の出来事が対象) (AI レポート2012) には、次のように報告されている。

「当局は、政治活動家、人権擁護者及びオンライン活動家に対する締め付けを継続し、多数の人々を嫌がらせ、恫喝、恣意的な拘留、強制失踪の対象にした。批判を抑圧するとともに、2012年11月に開催される中国共産党第18回全国代表大会における指導部交代に先立ち行われる抗議活動を防止するため、少なくとも130人が拘留又はその他の方法で身柄を拘束された⁸⁶。」

7.19 しかしながら、フリーダム・ハウス (Freedom House, FH) は、2013年1月に公表した「2013年世界の自由度に関する報告書：中国」(2012年の出来事が対象)の中で、次のように記載している。

「近年、野党を結成しようとする又は民主的改革を主唱する市民は、長期間の懲役刑を言い渡されてきた。湖北省の Li Tie は2012年1月、中国社会民主党 (China Social Democracy Party) の党员であること及びオンラインに掲載した文書を理由に懲役10年の判決を受けた。また、雲南省の Cao Haibo は同年10月、結成する可能性のある政党に関してオンライン上の協議グループを組成した罪で8年の懲役刑を言い渡された。民主主義の主唱者であり、2010年ノーベル平和賞受賞者の Liu Xiaobo は、2009年に懲役11年の判決を受けて、

⁸⁴ アルジャジーラ (Al Jazeera) (<http://www.aljazeera.com/>) 「中国は計画を中止した後に抗議者を釈放」(2012年7月4日付) <http://www.aljazeera.com/news/asia-pacific/2012/07/20127452518723296.html>, 閲覧日：2013年10月15日

⁸⁵ 米国議会調査局 (Congressional Research Service, CRS) (<http://www.fas.org/>) 「中国の政治制度を理解する」(17頁－派閥争い) (2013年3月20日付) <http://www.fas.org/sfp/crs/row/R41007.pdf>, 閲覧日：2013年10月15日

⁸⁶ アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International, AI) (<http://www.amnesty.org/>) 「2013年度年次報告書「世界の人権状況」(2012年の出来事が対象) (61頁) (2013年5月23日公表) <http://www.amnesty.org/en/library/asset/POL10/001/2013/en/b093912e-8d30-4480-9ad1-acbb82be7f29/poll00012013en.pdf>, 閲覧日：2013年9月16日

2012 年の間ずっと服役中であった。同氏の妻 Liu Xia は、2012 年を通じて自宅軟禁状態にあった⁸⁷。」

7.20 さらに、フリーダム・ハウス (Freedom House) 報告書は「民主主義活動家に加え、数万人の草の根活動家、陳情者、法輪功信徒、キリスト教徒、チベット人及びウイグル人が、その政治的若しくは宗教的見解のために、収監又は超法規的な形態で拘留されていると考えられている。ただし、関連の数値が完全に入手できているわけではない。」と追記している⁸⁸。

第9節：チベットーチベットで拘留されている政治犯も参照されたい。

7.21 「中国人民政治協商会議：建国のプロセスと歴史上の重要な成果」 (The Chinese People's Political Consultative Conference, Process of Founding and Key Achievements in History) (日付なし、閲覧日：2013年10月16日) には、次の記述がある。

「中国には、CPC [中国共産党] の他に、民主党派に属する 8 党がある。それらは、中国国民党革命委員会 (Revolutionary Committee of the Chinese Kuomintang)、中国民主同盟 (China Democratic League)、中国民主建国会 (China Democratic National Construction Association)、中国民主促進会 (China Association for Promoting Democracy)、中国農工民主党 (China Peasants and Workers' Democratic Party)、中国致公党 (China Zhi Gong Dang)、九三学社 (Jiu San Society) 及び台湾民主自治同盟 (Taiwan Democratic Self-Government League) である。抗日戦争 (1937～1945 年) 及び中国国民党の専制支配との闘争の間に結成され、発展したこれらの民主党派各党は、主に中国のブルジョアジー (有産階級)、都市上流プチ・ブルジョワジー界に加え、知識人やその他の愛国者が源となっている。」 (民主党派各党の結成及び発展⁸⁹)

7.22 人民日報 (The People's Daily) は、日付のない記事の中で、次のように報じている。

⁸⁷ フリーダム・ハウス (Freedom House, FH) (<http://www.freedomhouse.org/>) 「2013 年世界の自由度に関する報告書：中国」 (2013 年 1 月公表) <http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/china>, 閲覧日：2013 年 9 月 2 日

⁸⁸ フリーダム・ハウス (Freedom House, FH) (<http://www.freedomhouse.org/>) 「2013 年世界の自由度に関する報告書：中国」 (2013 年 1 月公表) <http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/china>, 閲覧日：2013 年 9 月 2 日

⁸⁹ チャイナネット (China.org) (<http://www.china.org.cn/>) 「中国人民政治協商会議：建国のプロセスと歴史上の重要な成果」 (日付なし) <http://www.china.org.cn/english/archiveen/27750.htm>, 閲覧日：2013 年 10 月 16 日

「こうした民主各党は、中国憲法の一定の範囲内で政治的自由、組織的独立性及び合法的公正性を享受している。CPC [中国共産党]とその他政党の協力体制における基本原則は、長期的共存、相互監視、相手に対する誠実な対応及び禍福の共有である。

「民主各党は、政治活動を行っていない党でもなければ、野党でもない。これらの政党は、国家の政治活動に全面的に参画している。現在、人民会議のすべての常任委員会、CPPCC [中国人民政治協商会議] の各委員会及びすべてのレベルにおける政府機関に加え、経済的、文化的、教育的、科学的、技術的その他の各部門は、民主各党の党員をリーダーに据えている。例えば、民主党派 8 党の中央委員会の各委員長は、NPC [全国人民代表大会] 常任委員会及び CPPCC 国家委員会の副議長職を務めている。民主各党の党員数も増加した。現在、すべての省、自治区、直轄市、大都市及び中都市には、民主各党の地元及び基礎組織がある⁹⁰。」

7.23 アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International, AI) は、2013年度年次報告書の中で、次のように追記している。

「継続的に政治改革を呼び掛けていた数人の人権擁護者が、執筆あるいは表現し、頒布した記事や詩を介して『国家権力の転覆を駆り立てた』罪で、2011年末から2012年初めにかけて長期間の懲役刑を言い渡された。判決は、貴州省 (Guizhou) の人権擁護フォーラム・リーダーChen Xi 及び活動家Li Tieに懲役10年、四川省の人権擁護活動家Chen Wei に懲役9年、浙江省の民主党党員Zhu Yufu に懲役7年というものであった。また、2012年末には、憲法と民主主義を議論するためにオンライン・グループを立ち上げた江蘇省のインターネット活動家Cao Haibo に8年の懲役刑が科された⁹¹。」

(第2節：「人権問題に関する序論」も参照されたい)

(第9節：「チベットーチベットにおける人権」も参照されたい)

中国民主党 (CDP)

7.24 中国民主党 (CDP) は、国家を内部から改革するための方策として、中国共産党が

⁹⁰ 人民日報(People's Daily)オンライン(<http://english.people.com.cn/>)「民主党派各党」(日付なし)
http://english.people.com.cn/data/China_in_brief/Political_Parties/Democratic%20Parties.html、閲覧日：2013年10月16日

⁹¹ アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International, AI) (<http://www.amnesty.org/>)「2013年度年次報告書「世界の人権状況」(2012年1月～12月の出来事が対象)(62頁)(2013年5月23日公表)
<http://www.amnesty.org/en/library/asset/POL10/001/2013/en/b093912e-8d30-4480-9ad1-acbb82be7f29/poll00012013en.pdf>、閲覧日：2013年9月16日

主導する一党国家に対する代替政党として結成された⁹²。同党は活動を禁止されたが、政府は、現役及び元CDP党員を監視し、拘留し、投獄し続けた⁹³。CDPの創立者の1人であるQin Yongminは、「国家の安全保障を危険に晒した」罪で1998年に投獄された。同氏は12年間拘留された後、2010年11月に釈放された。釈放する際、「...職員は同氏の獄中記録を押収した上で、レポーターに話し掛けてはならない又は他の反体制活動家と会ってはならないと同氏に警告した。」他の2人の創設者であるWang YoucaiとXu Wenliも同じ罪で有罪判決を受けたが、比較的軽い刑を言い渡された。この2人はその後米国へ亡命した⁹⁴。

7.25 2012年USSD報告書には、「その他の現役又は元CDP党員は...政治改革の呼び掛けとCDPへの帰属の罪で 刑務所又はRTL [労働教養] 収容所に収監されたままであった」と記載されている⁹⁵。

7.26 米国に拠点を置く CDP のウェブサイトには、「CDP は、米国で抗議を行った。CDP は米国で中国系米国人を惹きつけ、究極的には中国へ帰還し、民主的な統治制度を構築することを目的として大衆運動を盛り上げていくことを目指している」との記載があった。同ウェブサイトには、中国内外の人々が CDP に入党するための手続きが示されていた（閲覧日：2013年10月21日）。

中国民主党に関する詳細情報については、第7.26項に記載されてある通り、同党のウェブサイトを確認することができる⁹⁶。

7.27 中国民主党の英国支部と自称する組織は、そのウェブサイトによると、「中国民主党の全般的方針及び個別政策を宣伝し、新党員を募り、幹部と活動家を育成する」ことを任務とする独立政治機関である。中国民主党に関する詳細情報については、同党英国支部の

⁹² アジア・ニュース(AsiaNews)(<http://www.asianews.it/>)「中国民主党の共同創立者 Qin Yongmin が本日釈放される」(2010年11月29日付)
<http://www.asianews.it/news-en/Qin-Yongmin,-cofounder-of-the-China-Democracy-Party,-freed-today-20125.html>, 閲覧日：2013年10月21日

⁹³ 米国国務省(USSD)「2012年人権慣行に関する国別報告書：中国」((2013年4月19日公表)
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>, 閲覧日：2013年8月30日

⁹⁴ アジア・ニュース(AsiaNews)(<http://www.asianews.it/>)「中国民主党の共同創立者 Qin Yongmin が本日釈放される」(2010年11月29日付)
<http://www.asianews.it/news-en/Qin-Yongmin,-cofounder-of-the-China-Democracy-Party,-freed-today-20125.html>, 閲覧日：2013年10月21日

⁹⁵ 米国国務省(USSD)「2012年人権慣行に関する国別報告書：中国」((2013年4月19日公表)
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>, 閲覧日：2013年8月30日

⁹⁶ 中国民主党(China Democracy Party)(<http://www.hqcdp.org/>)「中国民主党の政治原則」(2008年2月11日付) <http://www.hqcdp.org/english/>, 閲覧日：2013年10月21日

ウェブサイトで確認することができる⁹⁷。

天安門広場の活動家

7.28 米国国務省が2013年4月19日に公表した「2012年人権慣行に関する国別報告書：中国」（2012年USSD報告書）には、次の記述がある

「オブザーバーは、人々が1989年の天安門民主化運動に関与した罪で拘留されたままでいることを確信していた。ただし、関係する公式統計が決して公表されないため、その人数は不明であった⁹⁸。」⁹⁹

（第7節：「政治的所属－結社及び集会の自由」も参照されたい）

（第7節：「政治的所属－政治的な反対勢力と政治活動家」も参照されたい）

8.活動が禁止された精神的団体

概観

8.01 中国憲法第2章第36条は、中華人民共和国公民が宗教信仰の自由を享受することを認めている⁹⁹。しかしながら、米国国際宗教自由委員会(U.S. Commission on International Religious Freedom, USCIRF)の年次報告書（対象期間：2012年1月31日～2013年1月31日）に報告されている通り、「中国政府は宗教団体を厳しく管理し、『迷信的な』宗教、『カルト（狂信的集団）』的な宗教、国家の安全保障又は社会の調和に対する脅威となる宗教、又は用語の定義としては極めて曖昧ではあるが『通常の』宗教的实践から外れる宗教活動を積極的に抑圧し、攻撃した¹⁰⁰。」

8.02 いくつかの宗教団体は、法律によりその活動を禁止されている。米国国務省が公表し

⁹⁷ 中国民主党英国支部(China Democracy Party UK Branch)「中国民主党の英国支部」

<http://www.ukcdp.co.uk/ukcdp/ukcdp.htm>, 閲覧日：2013年10月21日

⁹⁸ 米国国務省(USSD) (<http://www.state.gov/>) 「2012年人権慣行に関する国別報告書：中国」（第1節e項－政治的受刑者及び被拘留者）（2013年4月19日公表）

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>, 閲覧日：2013年8月30日

⁹⁹ 全国人民代表大会(National People's Congress)(<http://www.npc.gov.cn/>)「中華人民共和国憲法」（1982年12月4日採択、2004年3月改正）http://www.npc.gov.cn/englishnpc/Constitution/node_2825.htm, 閲覧日：2013年10月9日

¹⁰⁰ 米国国際宗教自由委員会(U.S. Commission on International Religious Freedom, USCIRF)(<http://www.uscifr.gov/>)「米国国際宗教自由委員会年次報告書(対象期間:2012年1月31日～2013年1月31日)」(31頁)（2013年4月公表）
[http://www.uscifr.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20\(2\).pdf](http://www.uscifr.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20(2).pdf), 閲覧日：2013年9月25日

た「2012年度世界における信教の自由に関する報告書」((US-IRF) 2012年報告書) には、この禁止団体として、観音法宗派 (観音[Guanyin Famin]又は慈悲の女神の道とも呼ばれる)、中功 (気功を実践する団体)、法輪功 (Falun Gong) の他、シャウターズ (Shouters)、東方閃電、信奉者社会(Society of Disciples) (Mentu Hui)、全範囲教会(Full Scope Church)、スピリット派 (Spirit Sect)、新約聖書教会 (New Testament Church)、三段階奉仕者 (San Ba Pu Renとしても知られる)、信奉者協会 (Association of Disciples)、主たる神派 (Lord God Sect)、正統王教会 (Established King Church)、世界基督教統一神霊教会、愛の家族、および南中国教会などを含むいくつかのキリスト教系団体が挙げられている¹⁰¹。

8.03 オーストラリアの難民審理法廷 (Refugee Review Tribunal) が公表した報告書「中国におけるプロテスタント」2013年3月21日には、禁止された団体に関する詳細情報が提供されている¹⁰²。

8.04 しかしながら、米国国際宗教自由委員会 (USCIRF) は、「制限、嫌がらせ、逮捕そして政府監視に晒されながらも、宗教信奉者の数は中国において増加の一途を辿っており、政府も法的に承認されている宗教団体や一部の未登録宗教団体が日常的あるいは公的に行う礼拝活動を容認し続けている。未登録の宗教活動に対する容認度合は、各省、地域性、省政府職員とのつながりなどの状況に応じて変わってくる」と報告している¹⁰³。

8.05 また、USCIRFは、「政府が恣意的に『邪悪なカルト宗教』とみなす未登録のプロテスタント系宗教団体の信徒は、拘留、逮捕及び嫌がらせに最も晒されやすい人々である。『6-10 オフィス』と呼ばれる超法規的安全保障機関は、その取締り対象を法輪功のみならず、プロテスタントと自称するグループも含めるまで拡大してきている。政府はこれまで18のプロテスタント団体の活動を禁止してきた。」と付け加えている¹⁰⁴。

¹⁰¹ 米国国務省(<http://www.state.gov/>)「2012年度世界における信教の自由に関する報告書：中国」((US-IRF)2012年報告書) (第2節：法律/政策枠組み) (2013年5月23日公表)
<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2012&dliid=208222#wrapper>, 閲覧日：2013年9月25日

¹⁰² オーストラリア：難民審理法廷 (Refugee Review Tribunal) (<http://www.mrt-rrt.gov.au/>)「中国におけるプロテスタント」(2013年3月21日付) (レフワールド[Refworld]経由)
[http://www.refworld.org/cgi-bin/texis/vtx/rwmain?page=country&docid=51f27dcd4&skip=0&coi=CHN&quersy="](http://www.refworld.org/cgi-bin/texis/vtx/rwmain?page=country&docid=51f27dcd4&skip=0&coi=CHN&quersy=) south china, 閲覧日：2013年12月10日

¹⁰³ USCIRF「米国国際宗教自由委員会の年次報告書(対象期間：2012年1月31日～2013年1月31日)」(31頁) (2013年4月公表)
[http://www.uscirtf.gov/images/2013%20USCIRTf%20Annual%20Report%20\(2\).pdf](http://www.uscirtf.gov/images/2013%20USCIRTf%20Annual%20Report%20(2).pdf), 閲覧日：2013年9月25日

¹⁰⁴ USCIRF「米国国際宗教自由委員会の年次報告書(対象期間：2012年1月31日～2013年1月31日)」(38頁) (2013年4月公表)
[http://www.uscirtf.gov/images/2013%20USCIRTf%20Annual%20Report%20\(2\).pdf](http://www.uscirtf.gov/images/2013%20USCIRTf%20Annual%20Report%20(2).pdf), 閲覧日：2013年9月

8.06 禁止されている宗教団体に関係していると告発された市民は誰でも、中華人民共和国刑法（1997年10月1日施行）第300条に基づき有期懲役刑を科された¹⁰⁵。US-IRF 2012年報告書は、「禁止されているその他の宗教団体に属している又はその宗教団体を支持している個人は、『邪悪なカルト宗教の材料をばらまいている』又は『法律の適用を回避するために、異端の機関を利用している』罪で投獄されるか行政的に RTL 送致にされた¹⁰⁶。」と記述している。

8.07 USCIRF2013年度年次報告書には、刑法が執行されている複数の事例が引用されている。以下はその一部である。

「[2012年]2月、陝西省榆林市（Yulin）にある家庭教会のリーダー2人が、『邪悪なカルト宗教』を主導している容疑で強制労働収容所に送致された。また、同年4月には、河南省平頂山市（Pingdingshan）にある家庭教会のリーダー7人が類似の罪で逮捕された。さらに、12月には、広東省深圳市（Shenzhen）の牧師 Cao Nan と同牧師の教会の信者数名が、地元の公園で公的な礼拝活動を行った嫌疑で逮捕された。信者たちは数日後に釈放されたが、Cao Nan は、『社会秩序を乱す』ため『えせ宗教』を利用しているとして、行政拘禁処分となり、数週間拘留された。Cao牧師は、拘留されたことに対して地元警察を訴えている。

「プロテスタントの牧師 Alimjan Yimit (Himit)は、『海外の組織に国家機密を漏洩した』罪で懲役15年の刑を言い渡され、現在新疆ウイグル自治区（XUAR）で服役中である。また、Jiang Yaxi も裁判を待って拘留中のままである。彼女は、キリスト教のドキュメンタリーの販売、流通を行ったとして2011年11月に逮捕された¹⁰⁷。」

法輪功（ファルンダーファ[Fulan Dafa]）

8.08 法輪功の活動について、ブリタニカ百科事典（Encyclopedia Britannica）には、「...李洪志(Li Hongzhi) という人物が1992年に創始したもので、物議を醸している中国の精神

25 日

¹⁰⁵ 国家立法機関(National Legislative Bodies)データベース(<http://www.refworld.org/>):「中華人民共和国刑法」(1997年10月1日に施行)

<http://www.refworld.org/publisher/NATLEGBOD..CHN.3ae6b5cd2.0.html>, 閲覧日:2013年9月25日

¹⁰⁶ 「US-IRF2012年度年次報告書:中国」(第II節:政府の慣行)(2013年5月23日公表), 閲覧日:2013年9月25日

¹⁰⁷ 米国国際宗教自由委員会(USCIRF)「米国国際宗教自由委員会の年次報告書(USCIRF)(対象期間:2012年1月31日~2013年1月31日)」(38頁)(2013年4月公表)

[http://www.uscirtf.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20\(2\).pdf](http://www.uscirtf.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20(2).pdf), 閲覧日:2013年9月25日

的団体である。その信徒は、心理的及び精神的再生を得るため、儀式的な身体運動を行う。ファルンダーファ[Fulan Dafa]の教えは、仏教、道教、儒教及び中国の民間伝承などアジアの伝統的な宗教及び西洋新時代運動（Western New Age movement）の要素を取り入れている。」と記述されている。また、同百科事典には、「この団体が1990年代に突如として現れたことで、中国政府は大きな懸念を抱えることになった。」と追記されている¹⁰⁸（閲覧日：2013年9月11日）。

8.09 この精神的団体は、1999年にその活動を禁止され、政府によって、「邪悪なカルト宗教」として分類された。ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch, HRW）の「2013年世界報告」で報告されている通り、法輪功信徒は逮捕や嫌がらせ、恫喝に晒されやすかった¹⁰⁹。

8.10 USCIRF2012年度年次報告書には、「法輪功の信徒数は、政府が1999年に法輪功を禁止する前で7千万人と推定されていた」と記述されている¹¹⁰。

8.11 USCIRF2012年度年次報告書には、さらに、次のような記述がある。

「報道されている法輪功信徒への虐待に関して、そのいくつかの側面を確認することは困難なままであった。法輪功関連の国際的な各非政府機関（NGO）と国際メディアは、法輪功実践者の拘留事例は、神経をとがらしてしまう微妙な日の前後に増加し続けた、と報告した。当局は、複数の近隣コミュニティに法輪功信徒の存在を職員に報告するよう指示するとともに、法輪功実践者に関して情報を提供した市民に報奨金を手渡したことが報じられている。法輪功関連の NGO は、当局が、拘留されている法輪功実践者に対し、強制的に法輪功信仰を否定させるため、あらゆる種類の身体的及び精神的強要を行っている、と訴えた。法輪功の情報筋は、1999 年以来少なくとも 6 千人の法輪功実践者が懲役刑を科されていると推定した。また、法輪功信徒は、RTL [労働教養] 収容所に最長 3 年間拘留される行政拘禁処分を受けていた。海外の法輪功関連擁護団体からの報告によると、中国国内で数千人の信徒が RTL 送致刑を科されていると推定されている。メディアは、遼寧省の馬三

¹⁰⁸ ブリタニカ百科事典（Encyclopedia Britannica）（オンライン・アカデミック版）
(<http://www.britannica.com/>)「法輪功」（日付なし）

<http://www.britannica.com/EBchecked/topic/724793/Falun-Gong>, 閲覧日：2013 年 9 月 11 日

¹⁰⁹ ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW) (<https://www.hrw.org/>)「2013 年世界人権年鑑」(2012 年の出来事が対象) (306 頁 - 信教の自由) (2013 年 1 月 31 日公表)

https://www.hrw.org/sites/default/files/wr2013_web.pdf, 閲覧日：2013 年 8 月 30 日

¹¹⁰ 「US-IRF2012 年度年次報告書：中国」(第 I 節：宗教の人口統計) (2013 年 5 月 24 日公表)

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2012&dliid=208222#wrapper>, 閲覧日：2013 年 9 月 13 日

家（Masanjia）強制労働収容所に、裁判を受けることなく拘留されている法輪功実践者の訴えを報道した¹¹¹。」

8.12 USCIRFの2013年度年次報告書は、「法輪功は、最も厳しいかつ暴力的な形態の迫害に直面している。信徒は、拘留施設で拷問や虐待を受け、また、『邪悪なカルト宗教』を根絶やしにする許可を与えられた超法規的な治安部隊によって追跡されている。さらに、中国政府は、脆弱な宗教団体の信徒を擁護する弁護士に対して、嫌がらせ、拘留、恫喝、そして弁護士免許の剥奪という行為を続けている¹¹²。」と記述している。

8.13 また、USCIRFの「2013年度年次報告書」には、次のように記述されている。

「伝えられているところによれば、政府の承認した迫害が行われた結果、3,500人を超える法輪功実践者が死亡した。中国は、法輪功活動を撲滅する超法規的な治安機関である6・10オフィスを抑えるとともに、拷問や医学実験の手法を用いることによって強制的に法輪功実践者に信仰を放棄させるために、『再教育施設を介した変身』として知られる特殊施設を利用している。法輪功実践者は、こうした変身施設において発生した数十件の死亡事例を文書化してきた。

「省当局は、市民集会や反カルト『誓約カード』への署名を含む反カルトキャンペーンを展開するよう促されている。CECC〔中国問題に関する連邦議会・行政府委員会（Congressional-Executive Commission on China）〕によると、こうしたキャンペーン向けの訓練資料が政府のウェブサイトで提供されていた¹¹³。」

8.14 USCIRF報告書は、次のように追記している。

「法輪功実践者は労働教養（RTL）収容所や精神病院に監禁される場合が極めて多いことから、何人拘留されているかを把握することは容易でない。しかしながら、米国国務省は、

¹¹¹ 「US-IRF2012年度年次報告書：中国」（第II節：政府の慣行）（2013年5月24日公表）

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2012&dliid=208222#wrapper>, 閲覧日：2013年9月13日

¹¹² USCIRF「2013年度年次報告書（対象期間：2012年1月31日～2013年1月31日）」（6頁：中国）（2013年4月30日公表）

<http://www.uscifr.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20%282%29.pdf>, 閲覧日：2013年9月13日

¹¹³ USCIRF「2013年度年次報告書（対象期間：2012年1月31日～2013年1月31日）」（38頁：法輪功）（2013年4月30日公表）

<http://www.uscifr.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20%282%29.pdf>, 閲覧日：2013年9月13日

法輪功信徒が RTL 収容所の受刑者として公式に記録されている 25 万人の内、半数を占めている可能性がある」と述べている。拷問に関する国連特別報告官は、法輪功実践者が拷問を受けたと訴えている被害者の 3 分の 2 を占めていると報告した。

「2012年12月末現在、CECCの受刑者データベースには、現在懲役刑に服している法輪功実践者が486人記録されている。ただし、実際の人数は遥かに多い可能性がある。そのような受刑者の1人にWei Junがいる。彼女は現在、1999年以来4度目の入所となる黒竜江 (Heilongjiang) 女子刑務所において、5年の懲役刑に服している。刑務所からひそかに持ち出された拷問と虐待に関する彼女の供述書によると、看守や他の受刑者により殴打されたことが原因で彼女は現在、半身不随に苦しんでいる。法輪功情報センター (Falun Dafa Information Center, FDIC) は、2011年以来、50人を超える法輪功実践者が拘留中に死亡したことを示す証拠があると主張している。

「政府承認の臓器摘出や精神医学実験が行われているという訴えも非常に多く明るみになってきており、国連の拷問に関する特別報告官及び国連条約監視機関である拷問禁止委員会は懸念を強調した¹¹⁴。」

8.15 フリーダム・ハウス (Freedom House, FH) は、2013 年 1 月に公表した報告書「2013 年世界の自由度：中国」 (2012 年の出来事が対象) の中で、次のように記述している。

「CCP [中国共産党] は、精神的団体である法輪功を抑圧し、その信徒に信仰を放棄するよう強制するために、相当な資源を注ぎ込み続けている。2012 年を通じて、当局は家宅を急襲して法輪功実践者を連行し、強制労働収容所送致と長期の懲役刑を言い渡すとともに、連行された人々に代わって上訴した人々を処罰した¹¹⁵。」

8.16 US-IRF 2012年度報告書は、法輪功に関係する人々に関して、記録されている次のような出来事を引用している。

「オンライン報告によると、広州市の海珠区人民裁判所 (Haizhu District People's Court)

¹¹⁴ USCIRF 「2013 年度年次報告書 (対象期間：2012 年 1 月 31 日～2013 年 1 月 31 日) (38~39 頁：法輪功) (2013 年 4 月 30 日公表) <http://www.uscirt.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20%282%29.pdf>, 閲覧日：2013 年 9 月 13 日

¹¹⁵ フリーダム・ハウス (<http://www.freedomhouse.org/>) 「「2013 年世界の自由度に関する報告書：中国」 (2013 年 1 月公表) <http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/china>, 閲覧日：2013 年 9 月 2 日

は2011年7月、法輪功の書籍とDVDを所有していたとして、弁護士Zhu Yubiaoを2年の懲役刑に処した。以前に法輪功の事件を担当したZhuは、『法律を弱体化させるためにカルト宗教を利用した』罪で2010年8月以来警察の留置所に拘留されていた。Zhuは8月に釈放される予定であったにもかかわらず、当局が同氏を三水 (Sanshui) 法科大学院に移送した。同大学院では、法輪功の実践者が強制的な勉強会に出席させられているとの報道がなされている。

「オンライン報告によると、当局は[2011年] 10月、警察官3人と地元の居住委員会 (Residence Committee) の職員1人が法輪功実践者Chen Linfenの家宅を搜索し、法輪功の書籍を押収した後、彼女を福建省ショウ州市 (Zhangzhou) のナンバーワン拘留施設に拘留した。

「北京警察は 2011 年 11 月、Zhang Fengying が地元住民に法輪功を実践することの効用について話した後、食料品を買いに行く途中で、彼女を逮捕した。娘の証言によると、Zhang はその後、法の執行力を弱めるために『邪悪なカルト宗教』を利用した罪で告発された¹¹⁶。」

8.17 アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International , AI) が 2012 年 5 月 24 日に公表した 2012 年次報告書「世界の人権状況：中国」(2011 年の出来事が対象) (AI レポート 2012) には、次のように記載されている。

「当局は、1999年以来『異端カルト宗教』としてその活動が禁止されている法輪功に対して、組織的、全国的、そして多くの場合暴力的な撲滅運動を展開し続けた。政府は、法輪功実践者がしばしば受ける精神的及び身体的拷問によって、法輪功に対する信仰及び法輪功の実践を放棄するよう圧力をかけられるプロセスを介して、法輪功実践者の変身率を高める3年間キャンペーンの2年目を迎えていた。信仰を放棄することを拒んだ実践者は、一段と厳しい拷問やその他の虐待を受けるおそれがあった。当局は、非公式には上記のようなプロセスを形容した『洗脳施設』と呼ばれている違法な拘留施設を運営していた。法輪功の情報筋は、公式の拘留中又は釈放後まもなく、3日ごとに1人の実践者が死亡していると報告し、数千人が消息不明であると語った¹¹⁷。」

¹¹⁶ 「US-IRF2012 年度年次報告書：中国」(第 II 節：政府の慣行) (2013 年 5 月 23 日公表)
<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2012&dliid=208222#wrapper>, 閲覧日：2013 年 9 月 25 日

¹¹⁷ アムネスティ・インターナショナル(Amnesty International, AI)(<http://www.amnesty.org/>) 「2012 年度年次報告書：中国」(法輪功) (2012 年 5 月 24 日公表)
<http://www.amnesty.org/en/region/china/report-2012>, 閲覧日：2013 年 9 月 2 日

8.18 米国に本拠を置く法輪功情報センターは、その「法輪功に関する2010年度年次報告書」（2010年4月25日付）の中で、次のように述べている。

「現在、中国にいる法輪功実践者の正確な数を算定するのは困難であるが、法輪功の主要な中国語ウェブサイトの編集長と2009年を通じて行われた西欧メディアの報道の両方が、法輪功の根強い人気と中国国内においても拡大している状況を指摘した上で、その人数を数千万人と推定した。中国における数百万の法輪功実践者は、その信奉する宗教のために、絶えず拘留、拷問そして死に晒されたままである。2009年、共産党が法輪功を実践している市民を扱う際の無法性と残虐性は信じ難い状況のままである。息の詰まるような監視、実践者の自宅への深夜の急襲、電気棒による殴打、そして長期収監はすべて、中国当局が、中国にいる法輪功実践者たちを特定し、一人残らず強制的に『変身』させるために行う執拗な取組みの日常的な側面を表している。一方、拘留中に受けた拷問その他の虐待による死亡についての報告は、ほぼ毎日中国から流れ続けている¹¹⁸。」

（第3節：「治安部隊－拷問」も参照されたい）

（第6節：「刑務所の環境－行政拘禁/強制労働収容所」も参照されたい）

起源と支持

8.19 ブリタニカ百科事典（Encyclopedia Britannica）には、以下の記述がある（閲覧日：2013年9月11日）。

「法輪功団体の起源は、長年に亘る中国の慣行と最近発生した出来事に求めることができる。良好な健康状態と心の平静の両方を得るために瞑想技術と身体運動を取入れた気功（中国語－『エネルギー（気）の活動』）は、中国の文化や宗教の中で長い歴史を持っている。しかしながら、現代中国における実践者は、独立した宗教活動に対する政府の制限を逃れるため、こうした教えを宗教とは一切関係のないものとして表現している。それにもかかわらず、20世紀後半になって、より明確に宗教に根付かせた形の気功を教えた新たな導師たちが現れた。この中で最も影響力のあった人物が李洪志(Li Hongzhi)（1951年生まれ。信徒によれば1952年生まれだが、批評家は、李が自分の誕生日に仏教徒の精神的意義を与える目的で生年月日を『調整した』と主張している）であった。同氏は警察と民間企業の警備部門に勤務した後、1992年に法輪功の精神的指導者に専念するようになった。

「伝統的な中国仏教において、ファルン（falun）は『法則の輪』又は『ダルマ[dharma, 法]

¹¹⁸ 法輪功情報センター(Falun Dafa Information Centre)(<http://faluninfo.net/>)「2010年度年次報告書」（2010年4月25日付）<http://faluninfo.net/topic/166/>, 閲覧日：2013年9月13日

の輪』を意味するが、李はこの言葉を精神的な気（エネルギー）の中心という意味で使っている。李はこの気を臍下丹田に見出しており、Xiu Lian（『修練』）と呼ばれる一連の身体運動を通して覚醒させることができると信じている。他の気功団体と異なり、精神的修養、すなわち法輪功は、その創始者だけが、正しい身体運動を決定するための権威ある拠り所であり、Xinxing（『心性』）の養成が身体運動を正しく導くために必要不可欠である、と主張している。また、李は、悪魔的な異星人が人間性を破壊しようとしており、1900年にこの地上に現れて以来、科学者や世界の指導者たちを巧みに操ってきた、とより難解な表現を使って説いている。この団体を批判する人々は、こうした考えを冷笑するだけでなく、Xiu Lian（修練）への依存は、承認された医薬品に代わるものとみなされ、これは信徒の健康にとって有害なものであると考えている。実際、中国政府は、修練によって現代の医薬品が拒絶された（疑いがある）結果、1,400人の法輪功信徒が死亡したと主張している。

「李は、中国国内で多数の信徒（法輪功によれば1億人、中国政府によれば2～3百万人）を集めた後、1990年代半ばにはその活動を海外に移し、1998年にはニューヨーク市に永住した。翌年、医学界（開業医や学術界を含む）及び中国政府によって、法輪功をxiejiao（『邪教』又は『カルト宗教』）として非難する大々的な運動が展開された。中国における他の団体と異なり、法輪功は激しく反発し、1999年4月25日には北京で1万人を超える信徒により無許可のデモ行進が行われた。この事件が契機となって、中国政府側は一段と厳しい対応をとるようになった。10月に新たな反カルト法が施行されたことを受けて、（以前に逮捕されていた1,000人の信徒に加え）100人の法輪功信徒が逮捕された。11月には公判が開始され、これまで多くの被告人が最長12年の懲役刑を科されるなど、21世紀まで継続されている。中国政府は、法輪功を『カルト宗教』として暴露するための国内及び国際キャンペーンを展開する中で、西欧における一部の『反カルト宗教』団体の協力を得られたが、特に中国の刑務所に拘留されている法輪功信徒の不審死（中国政府側は事故死と主張）を糾弾する人権諸団体によって批判されもした¹¹⁹。」

法輪功情報センターは、教えや信仰を含む法輪功の情報を提供している¹²⁰。

法輪功の信徒の家族に対する扱い

8.20 2011年USSD報告書には、「一部の法輪功実践者の家族は、恣意的な逮捕、拘留及

¹¹⁹ ブリタニカ百科事典 (Encyclopedia Britannica) (オンライン・アカデミック版)「法輪功」(日付なし) <http://www.britannica.com/EBchecked/topic/724793/Falun-Gong>, 閲覧日: 2013年9月11日

¹²⁰ 法輪功情報センター「法輪功」(<http://faluninfo.net/>), 閲覧日: 2013年12月3日

び嫌がらせの対象となった」と記載されている¹²¹。

8.21 US-IRF2011 年度年次報告書には、以下の記載がある。

「湖南省当局は[2011 年]11 月、『カルト宗教』活動を抑圧するため、家族を標的としてキリスト教徒や法輪功信徒を非難する運動を開始したことが報じられた。降回 (Longhui) 県 Beishan 村の 200 人を超えるキリスト教徒や法輪功信徒は、勉強会への出席を強制され、『反カルト宗教』情報の伝達に関する授業を受けた。この運動の一環として、1 万 1,000 人を超える地元住民が、宗教的及び精神的活動に参加しないことを確約する保証書に無理やり署名させられたと伝えられている¹²²。」

9. チベット

9.01 英国放送協会 (British Broadcasting Corporation, BBC) は、その「国別報告書：チベット」(2013年8月13日最終更新)の中で、「遠隔の地にあり、主に仏教徒が居住する地域で、『世界の屋根』として知られているチベットは、中国の自治区として統治されている。中国政府は、ヒマラヤ地区に対して数百年来の主権を有していることを主張している。しかしながら、多くのチベット人は、亡命しており、信徒からは現人神 (あらひとがみ) と見られている精神的指導者ダライ・ラマ (Dalai Lama) に忠誠を誓っている。中国側はダライ・ラマ (Dalai Lama) を分離主義者と評している¹²³。」と述べている (閲覧日：2013年9月16日)。

9.02 米国国務省が 2013 年 4 月 19 日に公表した「2012 年人権慣行に関する国別報告書：中国」(2012 年 USSD 報告書)には、次の記述がある

「PRC [中華人民共和国] のチベット政策は、中国共産党中央委員会の統一戦線工作部 (2012 年 9 月から Ling Jihua が主導) によって監督されている。湖南省出身の漢民族である Chen Quanguo が 2011 年 8 月に TAR (チベット自治区) の党初書記になった¹²⁴。」

¹²¹ USSD 「2012 年人権慣行に関する国別報告書：中国」 ((2012 年 5 月 24 日公表)

http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?dynamic_load_id=186268, 閲覧日：2013 年 9 月 16 日

¹²² US-IRF 「2011 年報告書：中国」 (第 II 節：政府による宗教的な自由の尊重に関する状況－政府の慣行) (2012 年 7 月 30 日公表)

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?dlid=192619#wrapper>, 閲覧日：2013 年 9 月 16 日

¹²³ BBC ニュース (<http://www.bbc.co.uk/>) 「国別報告書：チベット」 (2013 年 8 月 13 日最終更新)

<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-pacific-16689779>, 閲覧日：2013 年 9 月 16 日

¹²⁴ USSD 「2012 年人権慣行に関する国別報告書：中国(チベット)」 (2013 年 4 月 19 日公表)

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204195.htm>, 閲覧日：2013 年 8 月 30 日

チベットにおける人権

この節は、第7節：「政治的所属－国民による騒乱」と併せて読むべきである。

9.03 アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International, AI) が2013年5月23日に公表した2013年度年次報告書「世界の人権状況」(対象期間：2012年1月～12月)(AI レポート2012) には、「チベット民族に対する社会経済的差別が持続していた¹²⁵」と記載されていた。USSDの「2012年度報告書：中国(チベット)」もAI レポート2012に同調して、次のように記載している。

「2012 年を通じて、TAR [チベット自治区] 及びその他のチベット地域における人権に対する中国政府の敬意と保護は著しく低下した。政府は、社会安定の維持という名の下に、とりわけ、中国のチベット民族の(言論、信教、結社及び移動の自由を含む) 市民権を厳しく制限する方法によって、チベット固有の宗教的、文化的及び言語的遺産を非情に抑圧した。また、政府は日常的にダライ・ラマ (Dalai Lama) を中傷し、2012 年を通じて発生した 83 人に上るチベットの市民、僧侶及び尼僧の焼身自殺をけしかけたとして、『ダライ・ラマ一派』(Dalai clique)と『外部の勢力』を非難した¹²⁶。」

9.04 USSDの同報告書はまた、次のように記載している。

「その他の人権侵害には、... 超法規的殺人、拷問、逮捕、超法規的拘留及び自宅軟禁が含まれる。チベット人の中では、チベット人が組織的に経済的疎外化(経済的に取り残されるようになる)及び教育面や雇用面における差別の対象とされている認識が深まっている。チベット高原全土に亘る各コミュニティにおける中国人民武装警察部隊 (People's Armed Police, PAP) やその他の治安部隊の駐留は、高い水準にとどまっていた。2012年を通じて、政治的及び宗教的に神経過敏となる記念日や行事の前及びその期間中は、抑圧が厳しく、また増加した¹²⁷。」

¹²⁵ アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International, AI) (<http://www.amnesty.org/>)2013 年度年次報告書「世界の人権状況」(対象期間：2012 年 1 月～12 月)(63 頁－チベット自治区)(2013 年 5 月 23 日公表)

<http://www.amnesty.org/en/library/asset/POL10/001/2013/en/b093912e-8d30-4480-9ad1-acbb82be7f29/pol100012013en.pdf>, 閲覧日：2013 年 9 月 16 日

¹²⁶ USSD「2012 年人権慣行に関する国別報告書：中国(チベット)」(要約)(2013 年 4 月 19 日公表)

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204195.htm>, 閲覧日：2013 年 8 月 30 日

¹²⁷ USSD「2012 年人権慣行に関する国別報告書：中国(チベット)」(要約)(2013 年 4 月 19 日公表)

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204195.htm>, 閲覧日：2013 年 8 月 30 日

9.05 さらに、USSD の「2012年度報告書：中国（チベット）」には、次のように記録されている。

「すべてのチベット人、特に僧侶や尼僧に関して、移動の自由は、チベット自治区（TAR）全土の他、青海、甘肅、四川各省のチベット人居住区において厳しく禁止された。但し、エピソード的な証拠となるが、雲南省における唯一のチベット人居住区（TAP）である Diqing (Degen) TAP においては、この移動の禁止が大きな問題にならなかった。同地域では、チベット人が人口の 40 パーセントを占めており、政府の政策に抗議することは稀であった。中国人民武装警察部隊（People's Armed Police, PAP）及び公安局（Public Security Bureau, PSB）は、特に神経過敏となる日の前後に、主要な道路、市内、市郊外及び修道院にバリケードや検問所を設置し、僧衣を身に付けて旅行するチベット人は、沿道の検問所で警察により特別に厳格な検査を受けた¹²⁸。」

9.06 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch, HRW）が 2013 年 1 月 31 日に公表した、「2013 年 2013 年世界人権年鑑」（2012 年の出来事が対象）は、2012 年 USSD 報告書に同調して、次のように記述している。

「チベット自治区及び近隣の青海、四川、甘肅、雲南各省のチベット人居住区における状況は、2008年に発生し、チベット高原を席卷した民衆抗議に対して大規模弾圧が行われた後、また、これらの地域に永続的に駐留することになる中国政府職員がチベットのすべての修道院を直接管理下に置くことを目的とした政策が導入された後、緊張が続いている…。

「中国の治安部隊は大編隊を組んで駐留を続けており、当局は、特にジャーナリストや外国の訪問者がチベット地域に旅行することに対する厳しい制限を解いていない。チベット人は、中国の政治的、宗教的、文化的あるいは経済的政策が組織的に、『分離主義』を責めることに向けられていると批判している。四川省裁判所は2012年6月18日、チベットの上位聖職者である Yonten Gyatso に対し、チベットの状況に関する情報を公表し、外国の人権諸団体に接触した罪で懲役7年を言い渡した。

「秘密裡に行う逮捕や拘留中の拷問は蔓延したままであった。2012 年 6 月、Karwang という 36 歳のチベット僧が、甘孜（Ganzi）（チベット語でカンゼ[Kardze]）の警察留置所で長期間に亘る拷問を受けたことが原因で死亡した。この僧は、チベットの独立を呼び掛け

¹²⁸ USSD「2012 年人権慣行に関する国別報告書：中国(チベット)」(移動の自由) (2013 年 4 月 19 日公表)
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204195.htm>, 閲覧日：2013 年 8 月 30 日

るポスターを貼った容疑で5月中旬に逮捕されていた¹²⁹。」

9.07 中国当局は、人権侵害に関するこれらの訴えに異議を唱え、これらは「共産党と政府に対する民族的不満を煽るための陰謀である」と主張した。HRW が2013年6月27日に公表した報告書「中国側は我々が感謝すべきだと言っている」は、「中国政府は通常、チベット人の権利が法律に基づき全面的に保証されていることを強調するとともに、これまでの半世紀間に成し遂げた政治的、社会的及び経済的發展を、チベット民族の人権が完全に保護されていることの現れであると指摘している」と記述している¹³⁰。

9.08 アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) の「2013年度年次報告書」には、「反政府抗議活動に参加した極めて多数の人々が、殴打され、拘留され、強制失踪に晒され、あるいは不公正な裁判により有罪判決を言い渡された。警察による殴打で被った怪我が原因で、少なくとも2人が死亡したと考えられている。」と記録されている¹³¹。

9.09 また、USSD の「2012年度報告書：中国（チベット）」には、「チベット地域の警察と刑務所当局は、一部の被拘留者と受刑者を扱う際、拷問や体面を傷つけるような仕打ちを加えた」と記録されている。さらに同報告書は、次のように追記している。

「2012年を通じて、自主的にあるいは強制送還の結果ネパールから帰還した数名のチベット人が中国職員によって刑務所に収監されている又はその他の方法で拘留されている間、電気ショック、寒冷暴露、激しい殴打に加え、強制的な重い肉体労働など、拷問に晒されたという諸報告があった。治安部隊は日常的に、『政治的調査』時間と称して被拘留者や受刑者を厳しく取り調べ、国家に対する忠誠が不十分であると判断された場合は、処罰した¹³²。」

¹²⁹ ヒューマン・ライツ・ウォッチ(Human Rights Watch, HRW) (<https://www.hrw.org/>) 「2013 年世界報告」(2012 年の出来事が対象) (309 頁 - チベット) (2013 年 1 月 31 日公表)

https://www.hrw.org/sites/default/files/wr2013_web.pdf, 閲覧日: 2013 年 8 月 30 日

¹³⁰ HRW 「中国側は我々が感謝すべきだと言っている」 (33 頁) (2013 年 6 月 27 日公表)

http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/tibet0613webwcover_0.pdf, 閲覧日: 2013 年 9 月 16 日

¹³¹ アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International, AI) (<http://www.amnesty.org/>) 「2013 年度年次報告書「世界の人権状況」(対象期間: 2012 年 1 月～12 月) (63 頁 - チベット自治区) (2013 年 5 月 23 日公表)

<http://www.amnesty.org/en/library/asset/POL10/001/2013/en/b093912e-8d30-4480-9ad1-acbb82be7f29/pol100012013en.pdf>, 閲覧日: 2013 年 9 月 16 日

¹³² USSD 「2012 年人権慣行に関する国別報告書：中国(チベット)」(拷問及びその他の残虐かつ侮辱的な扱い) (2013 年 4 月 19 日公表)

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204195.htm>, 閲覧日: 2013 年 8 月 30 日

9.10 BBCは2012年4月18日、「中国の規則に抗議したチベット人は、1960年代から1970年代にかけて続いた文化大革命で数万人の人々が殺害されて以来、最悪の弾圧を受けている」と報じた¹³³。

9.11 アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) は 2012 年 1 月、「前月、中国の治安部隊とチベット僧の間に多数の衝突があったことで、3 人が死亡、36 人が負傷した」と伝えた¹³⁴。また、2012 年 1 月 14 日付の BBC ニュース記事によると、この衝突は、チベット人が中国で自らに火を付けたこと（これは一連の焼身自殺の中で直近の出来事となった）が発端となって引き起こされた可能性がある。チベット人の焼身自殺は、昨年 16 件を記録した¹³⁵。

9.12 CNNは2012年1月31日、中国は事態を收拾するため、『四川省の甘孜 (Ganzi) チベット自治区に命令を下す目的で』増援部隊を送り込んだ、と報じた。同報道は、国営メディアが、『外部の人権擁護諸団体と亡命しているチベットの精神的指導者ダライ・ラマ (Dalai Lama) がこの騒動の責めを負うべきだ』と報道している」と付け加えた¹³⁶。

9.13 別に発生した事件では、中国国内を違法に旅行していた途中で拘留されたベトナム人の法輪功信徒が、母国へ追放される前の数日間、警察により殴打された上で刑務所に収監されていたことが、本人たちの証言でわかった。ラジオ・フリー・アジア (Radio Free Asia) は2013年9月16日、「このベトナム人たちは、7月に中国へ旅行した12人の法輪功信徒一行の一部であった。残りの6人はすべて女性であったが、先週、母国へ追放された」と報道した。また、ラジオ・フリー・アジア (Radio Free Asia) は、この報道に加えて、次のように伝えた。

「男性たちは、全員が 9 月 6 日に北京市内で警察により検挙されてからほぼ 1 週間後となる木曜日[2013 年 9 月 12 日]に航空機でハノイへ戻された。男性たちの 1 人が語ったところ

¹³³ BBC ニュース (<http://www.bbc.co.uk/>) 「チベットに対する中国の弾圧ー『文化大革命以来最悪』」(2012 年 4 月 18 日付) <http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-17761598>, 閲覧日: 2013 年 9 月 18 日

¹³⁴ アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International, AI) 「中国は、チベット人の抗議に対して過度の力を避けなければならない」(2012 年 1 月 24 日付) <http://www.amnesty.org/en/news/china-must-allow-independent-investigation-tibetan-protest-clashes-2012-01-24>, 閲覧日: 2013 年 9 月 18 日

¹³⁵ BBC ニュース 「チベット人の自殺が中国における衝突の引き金になる」(2012 年 1 月 14 日付) <http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-china-16561227>, 閲覧日: 2013 年 9 月 18 日

¹³⁶ ケーブル・ニュース・ネットワーク (CNN) (<http://edition.cnn.com/>) 「中国がチベット祝日前の騒動を弾圧する」(2012 年 1 月 31 日付) http://edition.cnn.com/2012/01/30/world/asia/china-tibetans-crackdown/index.html?hpt=hp_t3, 閲覧日: 2013 年 9 月 18 日

によると、このグループは、天安門広場で、『邪悪なカルト宗教』としてその活動が中国で禁止されている法輪功の実践者に対する中国政府の扱いに抗議する計画を立てた後に逮捕された。Vu Hong To によると、グループ内の女性 6 人は正式な渡航文書を携えて中国に入国していたが、一晩拘留された後ハノイに追放された。一方、ビザなしで中国に入国していた男性たちは尋問され、刑務所に 5 日間拘留された¹³⁷。」

9.14 また、チベット人権民主化センター (Tibetan Centre for Human Rights and Democracy, TCHRD) は、その「チベットにおける人権状況に関する2011年度年次報告書」の中で、次のように述べている。

「拷問は、毎年亡命するチベット人の体験によって証明されている通り、チベットにおいて未だに解決されていない問題である。中国政府は、拷問から得られた証言を裁判における証拠として認めないとする新法を提案したが、拷問が何のチェックも受けずに行われることを可能にする多くの抜け道がある。拷問は、過去の事実から新たな『証拠』を得るというよりも将来の反対意見を封鎖するために、それ自体を罰とする目的で行われる。PRC [中華人民共和国] は、国の安全保障にとって脅威となる人々を強制失踪させることを合法化するための新法を起草したところである¹³⁸。」

9.15 TCHRDの「チベットにおける人権状況に関する2012年度年次報告書」は、僧侶が拷問を受けた事例に関する記録を引用している。以下はその一部である。

「2012 年 5 月、チベットの新龍 (Nyagrong) 修道院の僧侶は、刑務所当局が、この僧侶から自白を引き出そうとして行った殴打や拷問によって拘留中に死亡した。36 歳の Karwang は、四川省のカンゼ (中国語で甘孜[Ganzi]) チベット自治県新龍 (Nyagrong) 郡(中国語で Xinlong)にある中国政府ビルの壁にチベットの自由を呼び掛けるポスターが貼られた後で恣意的に拘留された。Karwang の遺体は家族の元へ戻されたが、当局は、Karwang がそのポスターを貼った張本人であることを証明することは決してなかった。

「Kirti 修道院の僧侶であるLobsang Khedup (39歳) は、3年の懲役刑の内6か月が経過した2012年1月に、綿陽 (Mianyang) 刑務所から釈放された。拘留中に看守から受けた拷問

¹³⁷ ラジオ・フリー・アジア (Radio Free Asia, RFA) (<http://www.rfa.org/>) 「中国で拘留されていた残りのベトナム人法輪功信徒が母国へ帰還」(2013 年 9 月 16 日付)

<http://www.rfa.org/english/news/vietnam/falun-gong-09162013193359.html>, 閲覧日: 2013 年 9 月 17 日

¹³⁸ チベット人権民主化センター (Tibetan Centre for Human Rights and Democracy, TCHRD)

(<http://www.tchrd.org/>) 「チベットにおける人権状況に関する 2011 年度年次報告書」(2 頁)

<http://www.tchrd.org/category/annual-reports/>, 閲覧日: 2013 年 9 月 24 日

や殴打のために、彼の下半身は麻痺していた。その麻痺に加え、Lobsangはほとんど話すことができなかった。彼が拘留施設から釈放されたのは、怪我から回復する見込みがほとんどなかったこと、また、もっと重要な事実として、中国当局は、拷問により引き起こされた拘留中の死亡が慎重に醸成してきた『調和を保って発展する』中国のイメージを損なう新たな事例となることを嫌ったことが理由である¹³⁹。」

9.16 TCHRD の 2011 年度年次報告書は、「チベット人が懸念する事項を訴える唯一の機会、民衆の抗議活動を介する場合が多い。しかしながら、中国政府は、チベット人の懸念を訴えさせないよう恫喝し、嫌がらせをするためにあらゆる手段を駆使する。当局は、こうした抗議が政治的な性質を帯びていると考えていることから、チベット人が殴打され、逮捕され、発砲さえされることは決して珍しいことではない」と追記している¹⁴⁰。

チベット人の焼身自殺

9.17 フランスに拠点を置く非政府団体の国際人権連盟（International Federation for Human Rights, FIDH）の報告書「人権侵害及び亡命中のチベット人による焼身自殺についての証言」（2012年5月16日付）には、次のような記述がある。

「ダライ・ラマ（Dalai Lama）と数万人のチベット人がチベットからインドに逃亡する原因となった残忍な弾圧が行われてから50年後、四川省にあるKirti 修道院の若いチベット僧が2009年2月27日に焼身自殺したことは、中華人民共和国（PRC）がチベット人民へ行った厳しい抑圧に対する抗議活動の新たな形態の始まりを象徴した。2011年3月16日から2012年4月20日にかけて、さらに34人のチベット人民が焼身自殺を図った（その大半は死亡）ことによって、チベット地域に広がる緊張関係の度合いが白日の下に晒された。また、PRC[中華人民共和国]が採用したチベット問題への対処方針が失敗したことをこの上なく示していた¹⁴¹。」

9.18 英紙テレグラフの2013年6月のオンライン版では、「2009年以降、これまでに少なくとも117人のチベット人が、大半の場合中国が名付けるチベット自治区ではなく四川、甘粛、青海の各省のチベット人が多数居住する地域で、焼身自殺を図った。ほとんどが死亡した。」

¹³⁹ TCHRD, 「チベットにおける人権状況：2012 年度年次報告書」(33 頁)
<http://www.tchrd.org/category/annual-reports/>, 閲覧日：2013 年 9 月 24 日

¹⁴⁰ TCHRD, 「チベットにおける人権状況：2012 年度年次報告書」(33 頁)
<http://www.tchrd.org/category/annual-reports/>, 閲覧日：2013 年 9 月 24 日

¹⁴¹ 国際人権連盟（International Federation for Human Rights, FIDH）(<http://www.fidh.org/>) 「人権侵害及び亡命中のチベット人による焼身自殺についての証言」に関する報告書(序論) (2012 年 5 月 16 日付)
<http://www.fidh.org/IMG/pdf/tibet587a.pdf>, 閲覧日：2013 年 9 月 18 日

と報道された¹⁴²。

9.19 2012 年を通じて、報道されているチベットの僧侶や仏教を信奉する一般の人々の昇進自殺の数は 83 人であった（アムネスティ・インターナショナル[Amnesty International]、63 頁）。米国国務省が 2013 年 4 月 19 日に公表した「2012 年人権慣行に関する国別報告書：チベット」（2012 年 USSD 報告書）には、この人数が 2011 年の 6 倍以上に達した、と記述されている。同報告書は、次のように追記している。

「焼身自殺の事例が増えていることに加え、こうした焼身自殺の地理的範囲はチベット高全土に広がった（北京市における事例も1件あった）。また、（現在又は元の仏教徒や尼僧とは対照的に）一般の人々による焼身自殺も増加しており、そのほとんどが21歳以上であった。特に、2012年10月から12月にかけて焼身自殺が急増したことは極めて憂慮すべき事態であった。この期間、甘粛省で18人（以前には2人の焼身自殺の事例しか確認されていなかった）、青海省で16人、四川省で6人、チベット自治区（TAR）で3人、合計43人のチベット人が焼身自殺を試みたと報道されているが、その内の35人は一般の人々であった。こうした人々の大半は死亡に至っている¹⁴³。」

9.20 BBC は 2013 年 4 月、「焼身自殺の大半は 2011 年以来、チベット以外にあるチベット民族地域で発生しており、特に阿坝県（Aba county）の事例が多い。チベットの活動家グループによると、その大半が更なる宗教的自由と亡命している精神的指導者ダライ・ラマ（Dalai Lama）の帰還を求める仏教の僧侶や尼僧であった。」と報道している。BBC は、「中国政府は、抗議活動を画策しているとしてダライ・ラマ（Dalai Lama）を非難している。同師は強く否定している。外国メディアはチベット人居住区への立ち入りを禁止されていることから、焼身自殺を検証することが困難になっている。中国の国営メディアは、すべてではないが、一部は確認した¹⁴⁴。

9.21 USSD の「2012年度報告書（チベット）」は、次のように記述している。

¹⁴² テレグラフ（Telegraph）（<http://www.telegraph.co.uk/>）「チベット人の焼身自殺による効果を疑うダライ・ラマ」（2013 年 6 月 13 日付）
<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/asia/tibet/10117850/Dalai-Lama-doubts-effect-of-Tibetan-self-immolations.html>, 閲覧日：2013 年 9 月 18 日

¹⁴³ USSD 「2012 年人権慣行に関する国別報告書：中国（チベット）」 <http://www.state.gov/>（2013 年 4 月 19 日公表）（チベット人の焼身自殺） <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204195.htm>, 閲覧日：2013 年 9 月 18 日

¹⁴⁴ BBC ニュース（<http://www.bbc.co.uk/>）「2 人チベット僧が焼身自殺を試みた後に死亡」（2013 年 4 月 25 日付） <http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-china-22290746>, 閲覧日：2013 年 9 月 18 日

「海外の様々な人権擁護団体によると、青海省の黄南（チベット名：マロ[Malho]）チベット自治州は2012年11月14日、災害救済金を含む公的給付金を支給しないことで焼身自殺者の遺族を罰するよう地元党員及び政府職員に命令する通達を出状した。この通達はまた、葬儀あるいは埋葬儀式を執り行う又はそれらに参列する一般の人々、僧侶、家族及び職員を罰することも命じている。焼身自殺が行われた村では、公的資金による開発事業や災害救援プロジェクトが中止に追い込まれ、資金調達活動又は焼身自殺者若しくはその家族のための祈りの儀式に関与したことがわかったあるいはその活動・儀式を主催していることがわかった僧院は、公的資金受給の取消し又は僧院閉鎖の処分まで受けることになった。

「通達が11月14日に出状されてからまもなく、チベット高原全土に亘る焼身自殺者の多数の友人、親族及び知り合いが拘留され、逮捕され、有罪判決を言い渡された。例えば、国営の新華社通信は12月9日、『警察は、キルティ僧院（Kirti Monastery）の僧侶 Lorang Konchok とその甥 Lorang Tsering を拘留し、焼身自殺をけしかけた容疑で告発した』ことを報道した。Phayul（チベット人の亡命者が運営するニュース・ウェブサイト）は12月14日、『青海省の黄南（チベット名：マロ[Malho]）チベット自治州ゼクウ[Zeku]（チベット語で Tsekhog）郡の17歳の学生 Bhenchen Ky が12月9日に焼身自殺したことに連関して、5人のチベット人を逮捕した』と報道した。5人のその後の消息は不明である。また、Phayul は12月27日、『甘肅省甘南[Gannan]（チベット語で Kanlho）チベット族自治州ルチュ[Luqu]県で11月26日に焼身自殺した Gonpo Tsering の父親と祖父が12月初旬に拘留された。2人のその後の消息は不明である。』と報じた¹⁴⁵。

9.22 アムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）が2013年5月23日に公表した2013年度年次報告書「世界の人権状況」（対象期間：2012年1月～12月）では、「少なくとも3人の男性が、焼身自殺に関する情報を海外の諸団体やメディアに伝えた罪で、それぞれ別個の訴訟事件で最長7年6か月の懲役刑を言い渡された」との報告がなされている¹⁴⁶。

9.23 中国問題に関する連邦議会・行政委員会（Congressional-Executive Commission on China, CECC）の2012年8月22日付け報告書「チベット人の焼身自殺、頻度の高ま

¹⁴⁵ USSD 「2012年人権慣行に関する国別報告書：中国(チベット)」(チベット人の焼身自殺)(2013年4月19日公表)

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204195.htm>, 閲覧日：2013年9月18日

¹⁴⁶ アムネスティ・インターナショナル（Amnesty International, AI）(<http://www.amnesty.org/>)2013年度年次報告書「世界の人権状況」（対象期間：2012年1月～12月）(2013年5月23日公表)

<http://www.amnesty.org/en/library/asset/POL10/001/2013/en/b093912e-8d30-4480-9ad1-acbb82be7f29/poll00012013en.pdf>, 閲覧日：2013年9月16日

り、発生地域の拡大、多様性の増大」には、次のような記述がなされている。

「中国政府と共産党職員は、チベット人が焼身自殺の決心をする上で、党の政策や政府の法的措置が大きな要素を占めていることを未だに認めていない。中国官僚は、焼身自殺をダライ・ラマ（Dalai Lama）と共産党が同師と関連付けている団体や個人（『ダライ・ラマ一派(Dalai Clique)』）の責任にしている。中国外交部（Ministry of Foreign Affairs）の報道官は2012年1月12日、焼身自殺は『海外の諸団体と人々によって画策され、周到に準備され、駆り立てられた』と主張した。中国共産党の中央統一戦線工作部（United Front Work Department, UFWD）の朱維群（Zhu Weiqun）上級副部長（Executive Deputy Head）とチベット問題中央調整委員グループ本局局長（Director of the Party's General Office of the Central Coordinating Group for Tibet Affairs）は2011年12月29日、欧州連合職員に向かつて、焼身自殺に関してダライ・ラマ（Dalai Lama）を直接非難するとともに、チベット問題に関する中国政府の政策に何らかの変化があると一切期待してはならないと語った...。」同報告書は、2009年2月27日から2012年8月10日にかけて発生し、政治的又は宗教的抗議が関係していると報道されているあるいは信じられている焼身自殺の事例を列挙している¹⁴⁷。

フランスに拠点を置く非政府団体の国際人権連盟（International Federation for Human Rights, FIDH）の報告書「人権侵害及び亡命中のチベット人による焼身自殺についての証言」（2012年5月16日付）は、世界で最も多くチベット人を受け入れている欧州3か国ベルギー、フランス及びスイスにおいて、欧州に庇護を求めているチベット人に対してFIDH が2011年を通じて行った30件のインタビューの中から抜粋して6件の証言を掲載している¹⁴⁸。

また、米国国務省が2013年4月19日に公表した「2012年人権慣行に関する国別報告書：中国（チベット）」（2012年USSD報告書）は、チベットにおける人権侵害の問題を含む詳細情報を提供している¹⁴⁹。

¹⁴⁷ 中国問題に関する連邦議会・行政府委員会（Congressional-Executive Commission on China）（<http://www.cecc.gov/>）「チベット人の焼身自殺、頻度の高まり、発生地域の拡大、多様性の増大」（2012年8月22日付）

<http://www.cecc.gov/publications/issue-papers/special-report-tibetan-self-immolation-rising-frequency-wider-spread>, 閲覧日：2013年9月18日

¹⁴⁸ 国際人権連盟（International Federation for Human Rights, FIDH）（<http://www.fidh.org/>）「人権侵害及び亡命中のチベット人による焼身自殺についての証言」に関する報告書(序論)（2012年5月16日付）<http://www.fidh.org/IMG/pdf/tibet587a.pdf>, 閲覧日：2013年9月18日

¹⁴⁹ USSD「2012年人権慣行に関する国別報告書：中国(チベット)」(2013年4月19日公表)
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204195.htm>, 閲覧日：2013年9月18日

(第3節：「治安部隊－拷問」も参照されたい)

チベットで拘留されている政治犯

9.24 中国問題に関する連邦議会・行政府委員会 (US Congressional-Executive Commission on China, US-CECC) が2013年10月10日に公表した「2013年度年次報告書」は、次のように記載している。

「同委員会の2013年9月時点における『政治犯データベース (Political Prisoner Database, PPD) 』には、チベット高原全土を席卷した大半が平和的な政治的抗議活動の始まりとなった2008年3月10日以降に拘留されたチベット人の政治犯が1,531人含まれている。この数は完全には程遠いものであることは間違いない。

「PPD に記録されているもので、2008年3月以降に報告されたチベット人の政治的被拘留者1,531人の中には、労働教養施設における服役を言い渡されたチベット人が28人（23人は刑期を終えた後、釈放されたと考えられている）と裁判所によって6か月から無期懲役に及ぶ懲役刑を科されたチベット人が328人（142人は刑期を終えた後、釈放されたと考えられている）含まれている。また、2013年9月1日時点のPPDデータによると、2008年3月以降に懲役刑を言い渡されたチベット人の政治的受刑者328人に関して、判決情報が入手できるのは315人（この中には、平均4年8か月の懲役刑を科された309人が含まれる）であった¹⁵⁰。」

9.25 USSD 「2012年度報告書：中国（チベット）」は、「TAR [チベット自治区] 司法局 (Justice Bureau) 副局長は2009年、外国の使節に対し、労働教養 (RTL) 施設とは異なる5か所のTAR 刑務所に3,000人の受刑者がいると語った」と記述している。同報告書はまた、次のように追記している。

「極めて多くの情報筋によると、チベット地域に収容されている政治犯は、衛生状態の悪い環境に耐え、体を洗う又は入浴する機会がほとんどないことが多かった。受刑者の多くが毛布やシーツがないまま床で眠った。元受刑者は、何日間も 20 人から 30 人の受刑者と一緒にすし詰め状態にされたこと、あるいは 3 か月もの間独房に入れられたこと、また、日光を浴びることもできず、食物、水、毛布などを一切与えられなかったことを報告して

¹⁵⁰ 中国問題に関する連邦議会・行政府委員会 (US Congressional-Executive Commission on China, US-CECC) (<http://www.cecc.gov/>) 「2013 年度年次報告書」 (184-185 頁・要約：チベット人の政治的拘留及び投獄) (2013 年 10 月 10 公表)
<http://www.cecc.gov/sites/chinacommission.house.gov/files/AR13DJ.PDF>, 閲覧日：2013 年 10 月 31 日

いる。さらに、刑務所当局は、宗教的儀式を行うことも禁止した¹⁵¹。」

9.26 チベット人権民主化センター（Tibetan Centre for Human Rights and Democracy, TCHRD）の「チベットにおける人権状況に関する2012年度年次報告書」は、知られている政治犯」一覧表を提供している¹⁵²。

9.27 BBC は 2013 年 4 月 2 日、「各報道は、中国がチベット人の政治犯 Jigme Gyatso を 17 年間の投獄の後に釈放したと伝えている。亡命中のチベット政府の報道官 Tashi Phuntsok は、Gyatso 氏が分離主義の推進及び国家の安全保障を危険に陥れた罪で 1996 年に投獄され、現在は腎臓疾患を抱えていると考えられている」と報道した¹⁵³。

10. 家族計画（「一人っ子政策」）

10.01 米国議会調査局（Congressional Research Service, CRS）の2013年6月19日付け報告書は、「人口増加に歯止めをかけるために1980年から始まった中国の『一人っ子政策』は、1家族当たり1人の子供という発想を推進している。各省は、独自の家族計画ガイドラインを設けている。多くの行政区域は、少数民族、第1子が女兒であった農村部の夫婦、いずれの両親とも一人っ子である夫婦及びその他様々な状況に置かれた夫婦については2人以上の子供を認めている¹⁵⁴。」と記述している。

10.02 フリーダム・ハウス（Freedom House, FH）は、2013 年 1 月に公表した「2013 年世界の自由度に関する報告書：中国」（2012 年の出来事が対象）の中で、「政治改革に関する議論が増しているにもかかわらず、中国の人口抑制政策は維持されたままであり、夫婦は妊娠前に政府の許可を得ることを義務付けられている。都市部では 1 夫婦当たり 1 人の子供もしか認められない一方、農村部では多くの夫婦が子供 2 人までに制限されている」と記述している¹⁵⁵。

¹⁵¹ 米国国務省(USSD) (<http://www.state.gov/>)「2012 年人権慣行に関する国別報告書：中国(チベット)」(刑務所及び拘留施設的环境) (2013 年 4 月 19 日公表)

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204195.htm>, 閲覧日：2013 年 8 月 30 日

¹⁵² チベット人権民主化センター（Tibetan Centre for Human Rights and Democracy, TCHRD）(<http://www.tchrd.org/>)「チベットにおける人権状況に関する 2012 年度年次報告書」（71～105 頁）

<http://www.tchrd.org/category/annual-reports/>, 閲覧日：2013 年 9 月 24 日

¹⁵³ BBC ニュース (<http://www.bbc.co.uk/>)「中国がチベット人の政治犯を 17 年間の投獄の後に釈放」(2013 年 4 月 2 日付) <http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-china-22003893>, 閲覧日：2013 年 9 月 24 日

¹⁵⁴ 米国議会調査局（Congressional Research Service, CRS）(<http://www.fas.org/>)「中国における人権及び米国の政策：第 113 回議会に関する諸問題」（2013 年 6 月 19 日付）(17 頁 - 中国の家族計画政策)、<http://www.fas.org/sgp/crs/row/R43000.pdf>, 閲覧日：2013 年 9 月 2 日

¹⁵⁵ フリーダム・ハウス（Freedom House, FH）(<http://www.freedomhouse.org/>)「2013 年世界の自由度に関する報告書：中国」（2013 年 1 月公表）<http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/china>, 閲覧日：2013 年 9 月 2 日

10.03 米国国務省が 2013 年 4 月 19 日に公表した「2012 年人権慣行に関する国別報告書：中国」（2012 年 USSD 報告書）には、次の記述がある。

「法律は、夫婦に1人の子供を持つ権利を与えている他、各地域や省の規則に定める条件を満たせば、2人目の子供を持つ許可を求めることも認めている...

「国家人口・家族計画委員会（National Population and Family Planning Commission）は、すべての省が第一子を妊娠する前に出産許可を求めるという要件を撤廃したと報告したが、各省は依然として、両親が第一子を出産する前に妊娠を『登録する』ことを義務付けている可能性がある。この登録要件は、一部の地方自治体が妊娠した独身女性に堕胎を強制し続けていることから、事実上の許可制度として利用することができる省もある。各省と地方自治体は、未婚の母親に様々な金額の罰金を科している¹⁵⁶。」

10.04 米紙ニューヨーク・タイムズは2013年9月、「中国における19の省政府は昨年、通常は夫婦に1人の子供に制限する家族計画法に違反した両親から総額27億ドルの罰金を徴収した、と当該データを要求していた弁護士（浙江省のWu Youshui）が語った...¹⁵⁷」と伝えている。

10.05 中国問題に関する連邦議会・行政府委員会（US Congressional-Executive Commission on China, US-CECC）が 2013 年 10 月 10 日に公表した「2013 年度年次報告書」は、ニューヨーク・タイムズに同調して、「中国における 31 の省レベル行政区域のすべての人口計画政策は、夫婦が持てる子供を 1 人に制限している」と記載している¹⁵⁸。

10.06 （1982 年 12 月 4 日に採択された）中国憲法第 25 条（第 I 章）は、「国家は、計画出産を推進して、人口の増加を経済及び社会の発展計画に適応させる」とうたっている。また、同じく憲法第49条（第II章）は、「夫婦は、双方ともに計画出産を実行する義務を負

¹⁵⁶ 米国国務省（USSD）（<http://www.state.gov/>）「2012 年人権慣行に関する国別報告書：中国(チベット)」（第 6 節：女性）（2013 年 4 月 19 日公表）

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>, 閲覧日：2013 年 8 月 30 日

¹⁵⁷ ニューヨーク・タイムズ（NYT）（<http://www.nytimes.com/>）「中国において、人口抑制は大きな収入源と呼ばれている」（2013 年 9 月 26 日付）

http://www.nytimes.com/2013/09/27/world/asia/chinese-provinces-collected-billions-in-family-planning-fines-lawyer-says.html?_r=0, 閲覧日：2013 年 11 月 7 日

¹⁵⁸ 中国問題に関する連邦議会・行政府委員会（US Congressional-Executive Commission on China, US-CECC）（<http://www.cecc.gov/>）「2013 年度年次報告書」（99 頁 -序論）（2013 年 10 月 10 公表）
<http://www.cecc.gov/sites/chinacommission.house.gov/files/AR13DJ.PDF>, 閲覧日：2013 年 10 月 31 日

う」と定めている。しかしながら、PRC [中華人民共和国] の人口・家族計画法及び省の実施ガイドラインは、「夫婦が子供を持てるのかどうか、持てるとすればいつか、またどのくらいの間隔で持てるのかについて規定することによって、夫婦の出産選択の自由」を制限している...¹⁵⁹

10.07 英紙ガーディアンのオンライン版は2011年4月11日、中国の一人っ子政策について次のように報道している。

「『一人っ子政策』に関する説明は誤解を招いている。中国における大半の既婚女性は、子供を2人持つ機会がある。ただし、2人目を出産する権利が得られるかどうかは、省ごとに異なり、かつ、村ごとにその適用がしばしば異なる一連の複雑な規則によって決定される。

「大まかに言えば、都市部の夫婦は子供を1人しか認められないが、農村部の夫婦は、第1子が女兒であった場合に第2子の妊娠を試みることができ、また、少数民族の女性は生涯に二、三度出産することが認められている。しかしながら、新生児が障害を持っている場合又は父母が双方とも一人っ子だった場合を含め、12に近い例外規定がある。共産党幹部及び政府官僚は模範を示さなければならない立場にあることから、出産に関する逸脱行為によって罷免されることもある。これとは対照的に、チベット人はほとんど制限を受けない。

「金銭はもう一つの重要な要素である。上海や北京の裕福な人々は第2子あるいは第3子をもうけることに対する罰金を容易に支払うことができる。これとは対照的に、甘粛省や雲南省の貧困層は、出産数の上限を遵守できない場合、なけなしの財産を没収されてしまうおそれがある¹⁶⁰。」

非政府団体である「生殖の権利センター」(Center for Reproductive Rights)が2011年1月7日に公表した報告書『世界の女性：その生殖に関わる生涯に影響を及ぼす法律と政策－東南アジア』は、中国の家族計画に関する政策と法律についての情報を提供している¹⁶¹。

¹⁵⁹ 全国人民代表大会(National People's Congress)(<http://www.npc.gov.cn/>)「中華人民共和国憲法」(1982年12月4日採択、2004年3月改正) http://www.npc.gov.cn/englishnpc/Constitution/node_2825.htm, 閲覧日：2013年10月9日

¹⁶⁰ ガーディアン (<http://www.guardian.co.uk/>)「中国の一人っ子政策は、夫婦が規則に従えば、恩恵となる」(2011年10月25日付) <http://www.guardian.co.uk/environment/2011/oct/25/china-one-child-policy-benefits-rules?intcmp=239>, 閲覧日：2013年10月23日

¹⁶¹ 生殖の権利センター (Center for Reproductive Rights) (<http://reproductiverights.org/>)「世界の女性：その生殖に関わる生涯に影響を及ぼす法律と政策－東南アジア (中国)」(39～44頁) (2011年1月7日公

(本節の別項：「農村部及び都市部における家族計画」も参照されたい)

家族計画法とその他の規定

10.08 中国問題に関する米連邦議会・行政政府委員会 (US-CECC) の「2013 年度年次報告書」は、「PRC [中華人民共和国] の人口・家族計画法及び省の実施ガイドラインが、『夫婦が子供を持てるのかどうか、持てるとすればいつか、またどのくらいの間隔で持てるのかについて規定することによって、夫婦の出産選択の自由』を制限している」と記述している¹⁶²。

10.09 2002年人口・家族計画法 (Population and Family Planning Law) 第1条は、「人口と経済、社会、資源及び環境の調和のとれた発展を実現し、計画出産 (家族計画) を推進し、公民の合法的權益を守り、家庭の幸福、民族の繁栄と社会の進歩を図るため、憲法に基づいてこの法律を制定する」と定めている¹⁶³。

10.10 同じく同法第2条は、次のように規定している。

「中国は人口の多い国である。計画出産を実行することは国の基本政策である。国は総合的措置を講じて、人口の数を抑え人口の社会経済面及び公衆衛生面における質を高めるものとする。」

「国は宣伝・教育、科学技術の進歩、総合サービス並びに報奨及び社会保障制度の確立、整備によって、人口と計画出産の活動を繰り広げる¹⁶⁴。」

10.11 人口・家族計画法第4条は、「各級人民政府とその職員は、計画出産活動の推進にあたって、厳格に法律にのっとり、民主的に法律を執行しなければならない、公民の適法な權益を侵害してはならない。計画出産の行政官庁とその職員の法に基づく公務の執行は法

表) <http://reproductiverights.org/sites/crr.civicaactions.net/files/documents/China.pdf>, 2013 閲覧日: 2013 年 10 月 23 日

¹⁶² US-CECC(<http://www.cecc.gov/>) 「2013 年度年次報告書」 (99 頁 -人口計画) (2013 年 10 月 10 日公表) <http://www.cecc.gov/sites/chinacommission.house.gov/files/AR13DJ.PDF>, 閲覧日: 2013 年 10 月 31 日

¹⁶³ 中国政府公式ウェブポータル(<http://english.gov.cn/>) 「中華人民共和国の人口・家族計画法 (2002 年 9 月 1 日施行): UNHCR 出身国及びその法律に関する情報-中国」

http://english.gov.cn/laws/2005-10/11/content_75954.htm, 閲覧日: 2013 年 11 月 4 日

¹⁶⁴ 中国政府公式ウェブポータル(<http://english.gov.cn/>) 「中華人民共和国の人口・家族計画法 (2002 年 9 月 1 日施行): UNHCR 出身国及びその法律に関する情報-中国」

http://english.gov.cn/laws/2005-10/11/content_75954.htm, 閲覧日: 2013 年 11 月 4 日

的保護を受ける」と規定している¹⁶⁵。

10.12 USSD の「2012年度年次報告書」は、次のように記述している。

「国家人口・家族計画委員会（National Population and Family Planning Commission）は、すべての省が第1子を妊娠する前に出産許可を求めるという要件を撤廃したと報告したが、各省は依然として、両親が第1子を出産する前に妊娠を『登録する』ことを義務付けている可能性がある。この登録要件は、一部の地方自治体が妊娠した独身女性に堕胎を強制し続けていることから、事実上の許可制度として利用することができる省もある。各省と地方自治体は、未婚の母親に様々な金額の罰金を科している。

「家族計画政策に違反する女性に中絶することを義務付ける規則は依然として、遼寧省の人口・出産管理規制第 25 条及び黒竜江省人口・出産管理規制第 22 条の規定として存続している。その他、福建省、貴州省、広東省、甘粛省、江西省、青海省、四川省、山西省、陝西省、雲南省の 10 省は、無許可の妊娠に対処するために詳細不明の『是正措置』を講じることを義務付けている¹⁶⁶。」

10.13 中国問題に関する連邦議会・行政府委員会（US Congressional-Executive Commission on China, US-CECC）が2013年10月10日に公表した「2013年度年次報告書」には、次のような記述がなされている。

「中国法は、人口計画政策を実施する一方、当局が中国公民の権益を侵害することを禁止しているものの、中国公民の権益とは何かについては定義していない。また、中国法は、強制堕胎を要求する又は実施する職員に対する処罰を規定していない。中国の31省の内、少なくとも22省における人口計画規制は、正式な政策文書の中で明示的に、しばしば『是正措置』（bujia cuoshi）と呼ばれる強制堕胎を承認している¹⁶⁷。」

10.14 米国議会調査局（Congressional Research Service, CRS）の2013年6月19日付け報告書「中国における人権及び米国の政策：第113回議会に関する諸問題」には、以下のよう

¹⁶⁵ 中国政府公式ウェブポータル(<http://english.gov.cn/>)「中華人民共和国の人口・家族計画法（2002年9月1日施行）：UNHCR 出身国及びその法律に関する情報－中国」

http://english.gov.cn/laws/2005-10/11/content_75954.htm, 閲覧日：2013年11月4日

¹⁶⁶ 米国国務省（USSD）(<http://www.state.gov/>)「2012年人権慣行に関する国別報告書：中国」（第6節：女性）（2013年4月19日公表）

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>, 閲覧日：2013年8月30日

¹⁶⁷ US-CECC「2013年度年次報告書」（27頁：人口計画－調査結果）（2013年10月10日公表）

<http://www.cecc.gov/sites/chinacommission.house.gov/files/AR13DJ.PDF>, 閲覧日：2013年10月31日

に記載されている。

「中国の 2002 年人口・家族計画法は、『出産計画は主に避妊により実施されるものとする』と規定しており、一人っ子政策に違反した場合の対処法として明示的に堕胎を認めているわけではない。しかしながら、同法は、一人っ子政策の違反者に対して、重い罰金や職に関係する制裁の他、第 2 子以降の子供に公的な医療サービスや教育を提供しない措置をとるなど、その他の罰を科すことを許可している。一人っ子政策によって、地元レベルの職員が法律を執行しようと試みて、強制避妊、不妊化手術、堕胎を含む多くの人権侵害を行うようになった。CECC（中国問題に関する連邦議会・行政府委員会, Congressional-Executive Commission on China）によると、昨年、様々な地方当局は『計画外』妊娠を防止する又は堕胎させるための強制的な措置を講じる計画出産強制執行キャンペーンを展開した¹⁶⁸。」

強制執行

10.15 外務・英連邦省が2013年4月に公表した2012年度年次報告書「人権及び民主主義」は、「中国政府は、家族計画政策を実施し続けており、現在これらの政策の大幅な改革又は廃止を考えてはいないことを確認した。2012年には、引き続き強制堕胎や不妊化手術が違法に行われていたという報告がなされた。」と記載している¹⁶⁹。

10.16 USSD「2012年度報告書」は、「2002年国家人口・家族計画法は、政府が出産制限政策を実施する方法を標準化した、実際の執行は行政区域ごとに大きく異なっていた」と記述している¹⁷⁰。

10.17 中国問題に関する連邦議会・行政府委員会（US Congressional-Executive Commission on China, US-CECC）の「2013年度年次報告書」には、次のような記述がなされている。

¹⁶⁸ 米国議会調査局(CRS)「中国における人権及び米国の政策：第 113 回議会に関する諸問題」(17 頁－中国の計画出産政策) (2013 年 6 月 19 日付) <http://www.fas.org/sgp/crs/row/R43000.pdf>, 閲覧日：2013 年 9 月 2 日

¹⁶⁹ 外務・英連邦省(FCO) (<https://www.gov.uk/>)「人権及び民主主義：外務・英連邦省 2012 年度年次報告書 (143 頁－中国－女性の権利) (2013 年 4 月公表) https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/186688/Cm_8593_Accessible_complete.pdf, 閲覧日：2013 年 11 月 4 日

¹⁷⁰ 米国国務省 (USSD) (<http://www.state.gov/>)「2012 年人権慣行に関する国別報告書：中国」(第 6 節：女性) (2013 年 4 月 19 日公表) <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>, 閲覧日：2013 年 8 月 30 日

「中国法は、人口計画政策を実施する一方、当局が中国公民の権益を侵害することを禁止しているものの、中国公民の権益とは何かについては定義していない。また、中国法は、強制堕胎を要求する又は実施する職員に対する処罰を規定していない。中国の 31 省の内、少なくとも 22 省における人口計画規制は、正式な政策文書の中で明示的に、しばしば『是正措置』（*bujiu cuoshi*）と呼ばれる強制堕胎を承認している。さらに、政府職員は、人口計画政策を実施するために、恣意的な拘留の下での強制堕胎、長期使用向け避妊具の取付けの強制、強制不妊化手術を含むその他の強制手段をとり続けていることが伝えられている¹⁷¹。」

10.18 また、US-CECCの「2013年度年次報告書」は、次のように追記している。

「中国当局は、中国市民が人口計画政策を遵守するよう管理するため、様々な処罰と報償の方法を用い続けた。地方自治体は、国家が講じる措置に従い、違反者に対して『社会養育費』（*shehui fuyang fei*）と呼ばれる重い罰金を科すよう職員に指示した。この費用によって、多くの夫婦は望みもしない堕胎と居住地域の平均年収を遥かに超える罰金の支払いのどちらかを選択することを余儀なくされる。また、PRC [中華人民共和国] の人口・家族計画法には市民の人格権、財産権その他の権利の侵害を禁止する規定があるにもかかわらず、一部の事例では、政府職員が家族計画法の違反者に対して、解雇、共産党からの追放、暴力を実行すると脅かす又は実際に行っている。ここ数年、政府職員が、人口計画政策に従わない夫婦を処罰するために、私有財産の破壊や恣意的拘留などの方法を用いている状況を様々な報告書が文書化してきている¹⁷²。」

10.19 BBCは2011年5月10日、中国当局が、国家の一人っ子政策に基づきおよそ20人の子供たちが当局によって無理やり連れて行かれ、国際養子縁組の対象児として市場に出されているという報告を調査していると報じている。記事は、次のように伝えている。

「中国メディアは、湖南省の家族計画担当職員は、2人以上の子供を持つことに対する罰金を支払えない貧困家庭から子供たちを連れて行ったと報道している。この児童たちは孤児として登録され、1人当たりおよそ3,000ドル（1,800ポンド）の料金で外国人の養子になると言われている。新華社通信は、一部の子供たちが現在、米国やオランダ、ポーランドにいと伝えた。こうした報告は最初にツァイシン（*Caixin*）雑誌で紹介され、国民の間

¹⁷¹ US-CECC「2013年度年次報告書」（100頁：人口計画 - 強制的実施）（2013年10月10日公表）

<http://www.cecc.gov/sites/chinacommission.house.gov/files/AR13DJ.PDF>, 閲覧日：2013年10月31日

¹⁷² US-CECC「2013年度年次報告書」（103頁：人口計画 - 違反者に対する処罰）（2013年10月10日公表）<http://www.cecc.gov/sites/chinacommission.house.gov/files/AR13DJ.PDF>, 閲覧日：2013年10月31日

に激しい怒りが噴き上がったため、湖南省政府は正式な調査に乗り出した…。 ツァイシン (Caixin) は、湖南省の貧困地域に住む一部の家庭が罰金を支払えない場合、当局はその家庭の家屋を取り壊すと報じている。その後、およそ 10 年前から、政府職員はその子供たちを奪い取るようになったと言われている¹⁷³。」

強制堕胎/避妊手術

10.20 フリーダム・ハウス (Freedom House, FH) の「2013年世界の自由度に関する報告書：中国」は、次のように記載している。

「強制堕胎と不妊化手術は、以前ほど一般的ではないものの、依然として相当頻繁に行われており、2012 年を通じて世間の耳目を集めた事例は公衆の怒りに火を付けた。中国問題に関する連邦議会・行政府委員会 (US Congressional-Executive Commission on China) によると、省レベルの 31 の行政単位の内、18 省は強制執行の手段として強制堕胎を明示的に承認している。出産上限や不妊化手術要件を満たさない職員は懲戒処分を受けるおそれがある。2012 年において、不妊化手術を受けていない女性の親族又は承認されないまま妊娠している夫婦は、高額な罰金、解雇及び拘留処分を受けた。こうした管理が、商業的な超音波技術や男児を好む文化・経済的圧力と相俟って、男女産み分けのための堕胎を助長する結果、女性が全般的に不足する状況が生まれ、人身売買の問題が悪化することになる¹⁷⁴。

10.21 英紙テレグラフは2013年3月、「中国の衛生部 (Health Ministry) によると、『一人っ子政策という名の下に、(3億3600万件の堕胎を含む) 5億件を超える産児制限措置が行われた。』また、政府研究者によると、中国では毎年1,300万件、時間当たりになれば1,500件を超える堕胎が行われている。政府研究者はこの高い数値の原因が性教育の不足にあるとしている」と報じている¹⁷⁵。

10.22 英ニュース専門局のスカイ・ニュース (Sky News) は2013年10月4日、ある夫婦が、出産予定の3か月前に中国当局によって無理やり堕胎に追い込まれた事件について報道した。スカイ・ニュースは次のように伝えている。

¹⁷³ BBC ニュース(<http://www.bbc.co.uk/>)「中国の新生児－『海外養子のために当局によって没収される』」(2011 年 5 月 10 日付) <http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-pacific-13350757>, 閲覧日：2013 年 11 月 4 日

¹⁷⁴ フリーダム・ハウス (Freedom House, FH)「2013 年世界の自由度：中国」(2013 年 1 月公表) <http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/china>, 閲覧日：2013 年 9 月 2 日

¹⁷⁵ テレグラフ (Telegraph)(<http://www.telegraph.co.uk/>)「一人っ子政策により 3 億 3,600 万件の堕胎が行われる」(2013 年 3 月 15 日付) <http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/asia/china/9933468/336-million-abortions-under-Chinas-one-child-policy.html>, 閲覧日：2013 年 11 月 5 日

「先週金曜日の午前 4 時、山東省家族計画委員会の職員 20 名の集団が Zhou Guoqiang とその妻 Liu Xinwen の自宅に強行侵入した。職員たちは家宅のドアを蹴り倒した。Zhou 氏は、妻がベッドから引きずり出され、連れ去られる間、組み伏せられていた。Liu Xinwen (33 歳) は、イ坊市 (Weifang City) 坊子区 (Fangzi District) にある人民病院 (People's Hospital) に連行され、そこで堕胎誘導薬を注入された。後で男児と知ることになる彼女の胎児は子宮内で翌日死亡した。胎児を分娩するのはもう一日かかった。夫は、妻がどこに連行されたのか伝えてもらっていなかった。その後、夫が病院で妻を見つけるまで 5 時間かかったが、それまでには、既に薬剤の注入が行われていた¹⁷⁶。」

10.23 2012年6月に起きたもので、メディアで大々的に報道され、オンライン上での抗議たにまで発展した別の事件は、陝西省の家族計画担当職員によって後期中絶を受けさせられたと伝えられているFeng Jianmeiに関する出来事である¹⁷⁷。BBCは、この事件を次のように報道している。

「陝西省出身の Feng Jiamei は、妊娠 7 か月目で堕胎手術を強制された、と地元職員は事件を調査した後に語った。Fengさんは、第 2 子をもうけることに対する罰金を支払えなかったため、強制堕胎に追い込まれた、と米国に拠点を置く活動家は語っている…。事件が起きた鎮坪(Zhenping)県に勤務する匿名の地元職員は、Fengさんが強制的に堕胎させられたことを否認している、と地元メディアは伝えている。しかしながら、陝西省人口・家族計画委員会に予備調査によって、強制堕胎が行われたことが確認された。同委員会は、報告書の中で、Fengさんの名前を出さず、女性が妊娠 7 か月であったことを記載している¹⁷⁸。」

10.24 ラジオ・フリー・アジア (Radio Free Asia, RFA) が報道した通り、「Feng は、中国の過酷な人口抑制政策に基づき、設定された『上限を超える出産』に対して要求される罰金 4 万元 (6,300 米ドル) を支払わなかった後、地元の家族計画局職員によって強制的

¹⁷⁶ スカイ・ニュース(Sky News)(<http://news.sky.com/>)「中国の夫婦が強制堕胎について語る」(2013 年 10 月 4 日付) <http://news.sky.com/story/1150016/china-couple-speak-of-forced-abortion>, 閲覧日: 2013 年 11 月 5 日

¹⁷⁷ 外務・英連邦省(Foreign & Commonwealth Office, FCO)報告書「人権と民主主義: 2012 年外務・英連邦省報告書(143 頁) (2013 年 4 月公表)
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/186688/Cm_8593_Accessible_complete.pdf, 閲覧日: 2013 年 11 月 4 日

¹⁷⁸ BBC ニュース「中国の強制堕胎の写真が怒りに火を付ける」(2012 年 6 月 14 日付)
<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-china-18435126>, 閲覧日: 2013 年 11 月 4 日

に墮胎手術を受けさせられたと RFA に語った¹⁷⁹。」

10.25 中絶のニュースを受けて、ラジオ・フリー・アジア (Radio Free Asia) は、「... 最近、陝西省の妊娠7か月の女性が中絶手術を強制されたことに関して当局職員の反応がほとんどなかったことは、中国の過酷な家族計画政策に何らかの変化が訪れる可能性が低いことを示している。同政策の下では、こうした慣行がほぼ30年間一般的であった、と中国の評論家は語っている」と報道した¹⁸⁰。母親と死亡した胎児の生々しい写真がインターネット上に掲載された後、メディアから大きな注目を集めた事件を起こしたとして、鎮坪 (Zhenping) 県のトップと家族計画局職員2人が停職処分となった¹⁸¹。

10.26 また、別の事案となるが、ラジオ・フリー・アジア (Radio Free Asia) は2012年1月12日、中国南部の福建省の家族計画局職員たちが女性に不妊化手術を施そうと試みたが、その女性によると、手術台に彼女を抑え込んでいた職員たちに彼女が抵抗したため、あきらめた、と報道した。記事は次のように伝えている。

「福建省上杭(Shanghang)県Huyang村に住むHuang Yongchunは、同村職員が初めに彼女に妊娠チェックを受けるよう主張した後、地元の家族計画診療所の手術台に連れていき、台上で彼女を抑え込んだ、と語った。『職員たちは今朝私をここへ連れてきて、手術台上に抑え込んだわ』とHuangは語った。彼女は既に子供を2人出産していた。これは、現在の13億人の人口が今後急速に成長していくのを抑制することを目的とした中国の過酷な『一人っ子政策』の下で一般的に許容される人数よりも1人多い。『抑え込んだ職員の中には女性もいたわ。』 彼女は、医者が彼女の興奮状態を見て最終的に手術を行うのをあきらめた、と語った。『私が恐怖に怯えていたので、医者は手術を行いたくなかったの』とHuangは語った。『私は、無力感を覚え、手術台の上でただ身震いしていた¹⁸²。』

¹⁷⁹ ラジオ・フリー・アジア (Radio Free Asia, RFA) (<http://www.rfa.org/>) 「強制後期中絶—『基準』」(2012年6月21日付) <http://www.rfa.org/english/news/china/abortions-06212012092813.html>, 閲覧日: 2013年11月4日

¹⁸⁰ ラジオ・フリー・アジア (Radio Free Asia, RFA) (<http://www.rfa.org/>) 「強制後期中絶—『基準』」(2012年6月21日付) <http://www.rfa.org/english/news/china/abortions-06212012092813.html>, 閲覧日: 2013年11月4日

¹⁸¹ ハフィントンポスト(Huffington Post)(<http://www.huffingtonpost.com/>) 「中国の強制中絶事件: 中国政府は論議を呼んだ Feng Jianmei 事件で職員3人を停職処分とする」(2012年6月15日付) http://www.huffingtonpost.com/2012/06/15/china-forced-abortion_n_1599485.html?utm_hp_ref=china, 閲覧日: 2013年11月4日

¹⁸² RFA 「女性が強制不妊化手術を逃れる」(2012年1月12日付) <http://www.rfa.org/english/news/china/child-01122012145358.html?searchterm=None>, 閲覧日: 2013年11月4日

10.27 中国東部の山東省家族計画局の職員たちは2011年12月、地元の出産割当人数を超過した容疑で地元の女性と男児を拘留した。夫によると、当局は4万元（6,300米ドル）を要求した。この事件についてラジオ・フリー・アジア（Radio Free Asia, RFA）は、次のように伝えている。

「当局は先週、Wu Donghui を拘留した。彼女の夫である青島市のXiaolizhuang 地区に住むLiu Zhiが証言した。

「『先週、職員たちは偽りの口実を設けて何とか彼女を拘留施設に収容した。私には、妻が健康診断を受けるため家族計画委員会に出向くと語った。それから彼女を連行していった』とLiuは語った。

「Liuは、夫婦が都市部の出産割当人数を超えて第2子をもうけた2010年8月、家族計画制限に違反した、と語った。

「『我々の第2子は、男児であったが、許可も認証もないまま誕生した。しかし、職員たちは罰金の支払い方法を通知するために我々に連絡することは決してなかった』と彼は語った。¹⁸³」

違反に対する罰則

10.28 人口・家族計画法（2002年）第VI章第41条は、次のように規定している。

「本法第18条の規定に適合しない子供を生んだ公民は、法によって**社会養育費**を納付しなければならない。

「納付すべき社会養育費を規定の期間内に完納しない公民は、滞納の日から、国の関係規定に従って滞納金を支払わなければならない。それでもなお納付しない公民については、徴収の決定をした計画出産行政官庁が法に基づき人民法院に強制執行を申し立てる¹⁸⁴。」

10.29 中国問題に関する連邦議会・行政府委員会（US Congressional-Executive

¹⁸³ RFA「職員たちが女性を連行、子供は人質」（2011年12月16日付）

<http://www.rfa.org/english/news/china/family-12162011135742.html?searchterm=None>, 閲覧日：2013年11月4日

¹⁸⁴ 中国政府公式ポータルサイト「中華人民共和国の人口・家族計画法（2002年9月1日施行）、UNHCR出身国及び法律情報：中国」http://english.gov.cn/laws/2005-10/11/content_75954.htm, 閲覧日：2013年11月4日

Commission on China, US-CECC) が2013年10月10日に公表した「2013年度年次報告書」は、「中国政府職員は、中国市民、特に女性の生殖寿命に対する干渉と管理を行う計画出産政策を実施し続けている。職員は政策の違反者を処罰するため、罰金、社会保障給付金の支払い停止、許可証の発付停止、強制不妊化手術、強制堕胎、恣意的拘留を含む様々な方法を用いた。」と記述している¹⁸⁵。

10.30 英週刊誌エコノミスト (Economist) は2012年6月、一人っ子政策に違反した場合の罰則に関する上海市の政策について、次のように報道している。

「上海市の両親は、規定数を超えて出産する子供に関して、いわゆる社会養育費 (SMF) として、同市の平均年収の 3~6 倍の金額を支払っている。独立した学者であり、一人っ子政策の批評家でもある He Yafu は、政府が 1980 年以来 SMF として 2 兆元 (3,140 億ドル) を徴収してきた、と推定している…。

「罰金の未払いは重大な影響を及ぼす。2人目の『ブラック・チャイルド (規定外の子供) 』は、hukou (戸籍制度) に基づく出生登録ができない。この登録ができなければ、教育などの基本的権利が得られない。反動はさらに厳しいものになる可能性がある¹⁸⁶。」

10.31 台湾の英字紙である「英文中国郵報」 (China Post) は2011年4月、次のように報じている。

「地方自治体の人口・家族計画委員会によると、中国の首都 (北京) で国家の家族計画政策に違反して 2 人目の子供を持ち、罰金を科せられる夫婦の数は減少してきている。新ガイドラインに基づき、第 2 子を持った北京の夫婦は、母親が 28 歳未満であり、かつ、第 1 子の誕生から 4 年以内に第 2 子が誕生する場合に限り、罰金を科せられることになる。これまで、第 2 子を持った夫婦は、母親が 28 歳未満である又は第 1 子の誕生から 4 年以内に第 2 子が誕生する場合、年収の 5 分の 1 を支払わなければならなかった。ただし、すべての夫婦が新政策の適用除外となるわけではない。夫婦のいずれかあるいは両方に兄弟姉妹がある場合、この夫婦は第 2 子を持つことを禁止される。新ガイドラインは、中国が家族計画政策の緩和を計画しているという憶測が飛び交う中で導入された。しかし、中国政府

¹⁸⁵ US-CECC 「2013 年度年次報告書」 (79 頁 : 人口計画 - 調査結果) (2013 年 10 月 10 日公表)

<http://www.cecc.gov/sites/chinacommission.house.gov/files/AR13DJ.PDF>, 閲覧日 : 2013 年 10 月 31 日

¹⁸⁶ エコノミスト (Economist) (<http://www.economist.com/>) 「一人っ子政策の結果、母親が直面する危機」 (2012 年 6 月 16 日付) <http://www.economist.com/blogs/analects/2012/06/consequences-one-child-policy>, 閲覧日 : 2013 年 11 月 4 日

は国民の期待に応えないと確信する人々もいる¹⁸⁷。」

福建省で施行される家族計画規定

10.32 2002年福建省人口家族計画規定（2002年9月1日施行）第2条には、「夫と妻は家族計画を実施する義務を持ち、生殖に関する国民の正当な権益は法律により保護される」と規定されている¹⁸⁸。

10.33 第11条には以下のように規定されている。

「承認を受ける場合、以下のいずれかの状況において海外から戻る中国国民は第二子を出産することができるものとする。

- 中国に居住するために戻った時点ですでに妊娠していた場合
- 夫も妻も中国に戻って6年以上経過しておらず、かつ、子供を一人だけ持つ場合
- すべての子供が海外に居住し、中国に戻った夫婦が中国国内に子供を持っていない場合

「前項（3）は、海外から戻り、この省に居住する中国国民の配偶者に適用される。

「この規定は、次の状況に適用される。夫婦のうち一方がこの省の住民であり、もう一方が香港特別行政区及びマカオ特別行政区の住民である場合。しかし、子供が結婚後に出生し、また、子供が結婚前に香港又はマカオの住民の下に出生し、中国本土には居住したことがない場合、その子供は夫婦が出産した子どもの数には入れられない。

「夫婦の一方が台湾の住民である場合、前項は関連して適用される¹⁸⁹。」

¹⁸⁷ 英文中国郵報(China Post)(<http://www.chinapost.com.tw/>)「中国政府は、一部の夫婦向けに一人っ子政策を緩和」（2011年4月4日付）

<http://www.chinapost.com.tw/china/national-news/2011/04/04/297235/Beijing-loosens.htm>, 閲覧日：2013年11月5日

¹⁸⁸ 国家立法機関(National Legislative Bodies)データベース (<http://www.unhcr.org/>)：「福建省人口家族計画規定（2002年7月26日採択、2002年9月1日施行）、UNHCR 出身国及び法律情報－中国」（非公式翻訳）<http://www.unhcr.org/refworld/country,,NATLEGBOD,,CHN,,4242b7394,0.html>, 閲覧日：2013年11月5日

¹⁸⁹ 国家立法機関(National Legislative Bodies)データベース (<http://www.unhcr.org/>)：「福建省人口家族計画規定（2002年7月26日採択、2002年9月1日施行）、UNHCR 出身国及び法律情報－中国」（非公式翻訳）<http://www.unhcr.org/refworld/country,,NATLEGBOD,,CHN,,4242b7394,0.html>, 閲覧日：2013年11月5日

広東省で施行される家族計画規定

10.34 カナダ移民・難民委員会 (Immigration and Refugee Board of Canada) は2012年10月1日付の回答書の中で、次のように記述している。

「2009年1月に施行された広東省人口家族計画規定は、夫婦が第2子を持つことを申請できる8つの状況を概説している。例えば、次に掲げる事項に該当する場合、第2子が許容される。

- 両親とも一人っ子であり、かつ子供を1人しか持っていない場合
- 両親とも農村部の住民であり、かつ、第1子が女兒であり、両親とも県以上に勤務する国家公務員ではない場合
- 両親とも少数民族に属しており、少数民族自治県の農村部住民である場合（2009年広東省人口家族計画規定第19条、第20条、第22条）...

「同規定はまた、『海外から戻ってくる中国人及びその家族、又は戸籍登録は広東省で行われているが、同省外に居住する夫婦...、又は[香港、マカオ若しくは台湾]の居住者又は外国人である夫婦』が広東省で子供を持つ場合にも適用される。（同上第23条）

「社会養育費は、一人当たりの年間可処分所得（都市部住民）又は純所得（農村部住民）に無許可（『割当外』）の子供の数を乗じた金額の3倍から6倍にまで及ぶ（同上第53条）。非嫡出子の出産に対する罰金は、第1子については標準的な罰金の2倍、第2子以降についてはその3～6倍となる一方、婚外関係による出産は、標準的な罰金の6～9倍にもなる（同上）。同規定はまた、無許可の養子縁組にも適用される（同上）。

「同規定により、出産割当に関する証明書（家族計画証明書）を持っていない又は避妊具を使用していない若しくは妊娠テストを提出していない出産年齢の出稼ぎ労働者は、働くこと又は住宅を賃貸することを認められないため、職や住宅を失う可能性が高い（同上第43条、46条）。¹⁹⁰」

¹⁹⁰ カナダ移民・難民委員会 (Immigration and Refugee Board of Canada, IRB) (<http://www.irb-cisr.gc.ca/ENG/Pages/index.aspx>) 「広東省及び福建省における中国：家族計画法、執行及び適用除外規定－強制堕胎及び男女の不妊化手術に関する報告書、女性に堕胎を強制した政府職員に対する措置、家族計画当局は、その決定内容を執行する前に公安局と連絡を取り合っているかどうか？」（対象期間：2010～2012年9月）（2012年10月1日公表） CHN104185.E, <http://www.refworld.org/docid/50a9fb482.html>, 閲覧日：2013年11月5日

(本節の別項：「農村部及び都市部における家族計画」も参照されたい)

少数民族

10.35 チベットにおける家族計画規定に関して、非営利の個人ネットワークである「チベットの真実」(Tibettruth)が2011年1月に公表した報告書「占領下のチベットにおける強制的産児制限：中国が占領下のチベット内で行っている強制的な人口抑制プログラムに関する調査及びその結果の暴露」には、次の記述がある。

「占領下のチベットにおける中国の産児制限政策を正確に説明しようとする、相当の混乱が生じてしまう。これはおそらく、国家の基本方針が、『省』及び地方レベルで修正されることがあるという事実に起因しているであろう。したがって、政策に関する実際の運用状況は地域によって若干異なっている可能性がある...

「地方の政策は地域ごとによって若干異なっているものの、それらはすべて、中国共産党政府が定めた基本方針を遵守していなければならない。また、少なくとも責任の一端は、地方自治体に代わって業務を行う地元職員に求めるべきであるが、政策や実践に関する基本方針の力は、中央政府及び地方自治体の公式声明の中で明確に読み取ることができる。地域の産児制限担当局が、出産に関する国家の政策及び出産許可が厳格に遵守されていることを確認するために行う人口監視の仕事を通じて、多数の地元事務所を管理しているように見える。

「チベットのほとんど**すべての地域**が**出産割当政策**の対象となっているように窺える。チベットの職員は、子供を一人だけ持つことしか認められないか、子供を一人だけ持つよう相当な圧力をかけられているように見える。都市部に住んでいるチベット人は、**2人**までしか子供を持つことが認められないが、『特別な状況』の場合は**3人**まで許される。一方、農村部に住むチベット人は、**2～4人**持つことを認められているように見える。また、出産には年齢制限があるように思える。例えば、一部の地域では、出産するのに**25歳**あるいは**25～35歳**になっていなければならない可能性がある。さらに、夫婦は少なくとも**4年間**に亘る結婚生活を送っていなければならない可能性がある。

「未婚の女性は例外なく、出産する権利を認められていないように窺える。これに加えて、出産許可証の発行枚数を制限することで、地域における年間の出生数に上限が設けられている。したがって、ある地域の夫婦が出産する権利を得ていたとしても、当該地域で発行された出産許可証の割当枚数が既に発行済みである場合は、出産が許可されないこともあ

る¹⁹¹。」

農村部及び都市部における家族計画

10.36 フリーダム・ハウス (Freedom House, FH) は、2013年1月に公表した報告書「2013年世界の自由度に関する報告書：中国」(2012年の出来事が対象)の中で、「政治改革に関する議論が増しているにもかかわらず、中国の人口抑制政策は維持されたままであり、夫婦は妊娠前に政府の許可を得ることを義務付けられている。都市部では1夫婦当たり1人の子どものみしか認められない一方、農村部では多くの夫婦が子供2人までに制限されている。強制堕胎と不妊化手術は、以前ほど一般的ではないものの、依然として相当頻繁に行われており、2012年を通じて世間の耳目を集めた事例は公衆の怒りに火を付けた」と記述している¹⁹²。

10.37 USSD の「2012 年度年次報告書」はフリーダム・ハウス報告書に同調して、「...子供 1 人という制限は、都市部においてより厳格に適用されており、特定の条件を満たす夫婦のみが第 2 子を持つことを認められている(例:両親のいずれも一人っ子である場合)。一方、大半の農村部においては、政策がより緩和され、第 1 子が女兒であった夫婦は第 2 子をもうけることが認められている。少数民族はそれほど厳格な規則に縛られてはいない」と記述している¹⁹³。

11. 医療問題

医療的な処置と医薬品の利用可能性に関する概要

11.01 世界保健機関 (WHO) と中国国民健康開発研究センター (China National Health Development Research Centre) が協力して作成した「2012年度保健サービス提供に関する国別情報：中国」には、次のような記述がある。

「中国における医療サービスは主に、公共システムによって提供されている。公共システムは、緊急医療及び入院患者の 90%をカバーしている。外来患者に関しては、近年、自己

¹⁹¹ チベットの真実 (Tibettruth) (<http://tibettruth.com/>) 「占領下のチベットにおける強制的産児制限：中国が占領下のチベット内で行っている強制的な人口抑制プログラムに関する調査及びその結果の暴露」(3～4 頁) (2011 年 1 月公表) <http://www.crin.org/docs/cbcit.pdf>, 閲覧日：2013 年 11 月 4 日

¹⁹² フリーダム・ハウス (Freedom House, FH) (<http://www.freedomhouse.org/>) 「2013 年世界の自由度に関する報告書：中国」(2013 年 1 月公表) <http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/china>, 閲覧日：2013 年 9 月 2 日

¹⁹³ 米国国務省 (USSD) (<http://www.state.gov/>) 「2012 年人権慣行に関する国別報告書：中国」(第 6 節：女性) (2013 年 4 月 19 日公表)

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>, 閲覧日：2013 年 8 月 30 日

負担による現金支払いが増えてきていることと平仄を合わせて、民間部門が市場シェアを高めてきている。中国の医療制度は 4 つの行政レベル、すなわち、国、省、市及び県単位で構築されている。国有の県病院及び農村社会に根差した診療所は通常、県の保健局によって直接管理されている。それぞれの行政レベルは、伝統的中国医薬品や公衆衛生を含む保健制度を有している。公衆衛生ネットワークは同じ 4 つの行政レベルで形成されており、その中には、疾病対策・予防、保健教育、乳幼児・妊産婦管理、健康管理及び精神衛生その他に関する施設が含まれる。異なる行政レベルの保健機関は異なる責任を担っている。コミュニティの保健機関は主に、予防、医療、保健管理、継続医療、保健教育及び家族計画に関するサービスを提供する。町の保健施設と村の診療所は主に農村部の住民を重視し、一般の流行病と一次的な公衆衛生サービスに関する医療を提供する。県レベルの病院は、救急医療、基本的な保健サービス及び町や県レベル診療所に対する技術サポートを提供する責任を担っている。町レベルの診療所は、一般的な病気の診断と治療及び県レベル診療所に対する技術的・管理的サポートを行う責任を担っている。

「都市保健制度は、基盤としてコミュニティ・レベルの保健サービス機関を有しており、治療可能な病気及び回復可能な病気に責任を負って、住民の健康を守る番人の務めを果たしている。市の病院は、技術サポートや職員向けの訓練を提供することによって、コミュニティ・レベルの保健施設の持続可能な発展を支援する。市、省及び国家レベルの大型の総合病院は、緊急で、重大かつ複雑な疾病の治療、医療教育及び教育的・科学研究に責任を負っている¹⁹⁴。」

11.02 中華人民共和国と世界保健機関(WHO)が共同して2013年2月に公表した報告書「中国・WHO 国別協力戦略(CCS), 2013～2015年」は、2011年時点における状況を次のように記述している。

「中国には、合計で95万4389か所の医療施設がある。この中には、病院、一次医療施設、公衆衛生施設その他の施設が含まれる。病院に加え、複数の区分の一次医療施設（地区の保健施設及び県病院）及び公衆衛生施設（母子保健センター）も入院患者向け医療を提供している。入院患者向けのベッド数516万床の内およそ30%は、これらの区分におけるものだった...

「医療従事者総数は1990年の614万人から2011年には862万人に増加した。医師助手を含む

¹⁹⁴ 世界保健機関(World Health Organization, WHO)(<http://www.wpro.who.int/>)「2012 年度保健サービス提供に関する国別情報：中国」（5 頁 - サービス提供モデル）
http://www.wpro.who.int/health_services/service_delivery_profile_china.pdf, 閲覧日：2013 年 11 月 8 日

医師の数は、人口1,000人当たりで見て、1990年の1.56人から2011年には1.82人に増加した。しかしながら、医療従事者は、質の高い医療サービスを公平に提供する上で制約となったままである。まず、異なる地方や地域によって人的資源に極めて大きな不均衡が存在する...。第2に、公衆衛生従事者の数と質が、予防医療に対する国民のニーズの高まりに対応できていない。一般開業医の訓練、育成及び保持が大きな懸案事項となったままである¹⁹⁵。」

11.03 同報告書はまた、「国家基本医薬品制度は医療制度改革の重要な側面と見られている。2009年、国家基本医薬品リストが初めて作成された。基本医薬品の選択、生産、販売、使用、価格、払い戻し、評価その他の側面において効果的な管理が行われている。全体として見れば、医薬品供給制度は強化された。2011年以来、基本医薬品は、価格が上乗せされていない医薬品販売という形で国営の一時医療施設において使用されてきた」と追記している¹⁹⁶。

伝統的な医薬品

11.04 「2012年度保健サービス提供に関する国別情報：中国」には、「中国の伝統的医薬品(TCM)は中国における保健サービスにとって不可分の一部を構成している。公的なTCM病院は、3つの階層、すなわち、国家、省/市及び県レベルで設置されている。大半の公立病院にはTCMを扱う部門がある。また、TCMサービスを提供する私立病院もある」と記述されている¹⁹⁷。

HIV/エイズ(AIDS) (後天性免疫不全症候群)

11.05 中国問題に関する連邦議会・行政府委員会 (US Congressional-Executive Commission on China, US-CECC) が2013年10月10日に公表した「2013年度年次報告書」には、「HIV/エイズ患者(PLWHA)が治療を受ける際に直面する差別は、中国では依然として解決されていない難題である」と記述されている。同報告書は次のように引用している。

「2012年10月、中国の天津市に拠点を置くNGO(非政府団体)は、地元の男性がHIV陽性

¹⁹⁵ WHO「中華人民共和国及び世界保健機関(WHO)の共同報告書『中国・WHO 国別協力戦略(CCS), 2013～2015年』」(11～12頁) (2013年2月公表) http://www.wpro.who.int/china/en_chinaccs13.pdf, 閲覧日: 2013年11月7日

¹⁹⁶ WHO「中華人民共和国及び世界保健機関(WHO)の共同報告書『中国・WHO 国別協力戦略(CCS), 2013～2015年』」(11～12頁) (2013年2月公表) http://www.wpro.who.int/china/en_chinaccs13.pdf, 閲覧日: 2013年11月7日

¹⁹⁷ 世界保健機関(World Health Organization, WHO)(<http://www.wpro.who.int/>)「2012年度保健サービス提供に関する国別情報：中国」(5頁 - サービス提供モデル) http://www.wpro.who.int/health_services/service_delivery_profile_china.pdf, 閲覧日: 2013年11月8日

であるために、数か所の病院で肺がん治療を拒否された事例を報告した。2012年11月、衛生部 (Ministry of Health, MOH) は、李 克強首相の指示に基づき、病院に対して、PLWHA の『治療を受ける権利を保証するための措置を講じる』よう命令する指令書を出状したことが伝えられている。しかしながら、公的な健康擁護機関である北京愛知行研究所 (Beijing Aizhixing Institute) は、MOHの指令書が、PLWHAへの治療を拒否した病院に対する罰則などの執行規定を欠いているとして、懸念を表明した¹⁹⁸。」

11.06 国連合同エイズ計画 (joint United Nations Programme on HIV/AIDS, UNAIDS) に沿って、中華人民共和国衛生部 (Ministry of Health) が2012年3月に公表した「2012年度中国のエイズ対策の進捗報告」には、次のような記述がある。

「事例報告のデータによって、報告された HIV とエイズの事例 (HIV に感染しており、かつ、AIDS を発症した人々を含む) の数は、2007 年から 2011 年にかけてそれぞれ、48,161 件 (2007 年)、60,081 件 (2008 年)、68,249 件 (2009 年)、82,437 件 (2010 年) 及び 92,940 件 (2011 年) となっており、毎年増加したことが明らかになっている。新たに HIV あるいはエイズと診断される事例及び死亡事例の数も毎年増加している。新規診断事例は、10,742 件 (2007 年)、14,509 件 (2008 年)、20,056 件 (2009 年)、34,188 件 (2010 年)、39,183 件 (2011 年) となっており、死亡事例は、5,544 件 (2007 年)、9,748 件 (2008 年)、12,287 件 (2009 年)、18,987 件 (2010 年)、21,234 件となっている¹⁹⁹。」

11.07 WHO 中国駐在員事務所のウェブサイトには、HIV/STI (性感染症) に関するいくつかの重要な事実が提供されており、次のような記述がある。

- 「2011年において、中国ではHIVに感染している人々が78万人、新たに感染した人々が4万8千人、死亡者が2万8千人と推定されている。

- 「国内のHIV感染率は0.058%であった。HIV感染は、いくつかの省及び重要な人口グループ (元血漿ドナー[献血者]、売春部とその顧客、薬物を注射する人々、男性と性行為に及ぶ男性) に集中している。

¹⁹⁸ 中国問題に関する連邦議会・行政府委員会 (US Congressional-Executive Commission on China, US-CECC) (<http://www.cecc.gov/>) 「2013 年度年次報告書」(123 頁) (2013 年 10 月 10 日公表) <http://www.cecc.gov/sites/chinacommission.house.gov/files/AR13DJ.PDF>, 閲覧日: 2013 年 10 月 31 日

¹⁹⁹ UNAIDS (<http://www.unaids.org/>) 「2012 年度中国のエイズ対策の進捗報告」(5~6 頁: II. エイズ病の概観) (2012 年 3 月公表) [http://www.unaids.org/en/dataanalysis/knowyourresponse/countryprogressreports/2012countries/ce_C_N_Narrative_Report\[1\].pdf](http://www.unaids.org/en/dataanalysis/knowyourresponse/countryprogressreports/2012countries/ce_C_N_Narrative_Report[1].pdf), 閲覧日: 2013 年 11 月 11 日

- 「政府は、称賛に値する指導力を発揮し、HIV/エイズを防止・管理するための資金調達を行った。HIV検査及び相談サービスの件数や抗レトロウイルス治療（ART）を行う施設の数が著しく増加してきた。2011年末現在、全国で3,142か所のART診療所が開業しており、合計で126,448人のHIV感染者が抗レトロウイルス治療を受けている。

- 「ただし、2011年において、HIV感染者の50%を超える人々がHIV陽性であることを知らなかった。感染のリスクに最も晒されている人々に対するテストの件数を増加させるためには革新的な戦略をますます取入れていかなければならない。こうした戦略には、迅速検査を利用したピアベース及びアウトリーチ検査が含まれる²⁰⁰。」

11.08 「2012年度中国のエイズ対策の進捗報告」はさらに、次のように記述している。

「ここ数年、報告される事例の中で、同性愛者及び異性愛者との接触による感染の比率が毎年増加してきている。性行為による感染の事例の比率は、2006年の33.1%から2011年には76.3%まで上昇した。また、同性愛者との性行為による感染の事例の比率は、2006年の2.5%から2011年には13.7%まで上昇した。

「センチネル・サーベイランスのデータによると、MSM [男性と性行為に及ぶ男性] におけるHIV感染率は上昇傾向にあることが明白である一方、薬物を使用していて、HIV検査が陽性であった人々の数は、2005年以降減少傾向にあることが示されている。売春婦、STI [性感染症] 診療所に通う男性、妊婦の中で、HIV検査が陽性である人々の数は相対的に低い水準にとどまっている

「疫病推定値によると、中国における2011年末現在のPLHIVの推定人数は78万人となっている。この内、28.6%が女性である。エイズの事例は15万4千件であり、全体の発症率は0.058%であった。2011年に新たに発症した人は4万8千人、死亡した人は2万8千人と推定されている。HIVに感染していると推定されている78万人の内、46.5%が異性愛者との接触、17.4%が同性愛者との接触、28.4%が薬物の注射により、それぞれ感染し、また、6.6%が元献血者又は輸血受血者であり、1.1%は母子感染によるものだった²⁰¹。

²⁰⁰ WHO, 西太平洋地区、WHO 中国駐在員事務所 「HIV/STI、重要な事実」
http://www.wpro.who.int/china/mediacentre/factsheets/hiv_sti/en/index.html, 閲覧日：2013年11月11日

²⁰¹ UNAIDS (<http://www.unaids.org/>) 「2012年度中国のエイズ対策の進捗報告」（5～6頁：II.エイズ病の概観）（2012年3月公表）
[http://www.unaids.org/en/dataanalysis/knowyourresponse/countryprogressreports/2012countries/ce_CN_Narrative_Report\[1\].pdf](http://www.unaids.org/en/dataanalysis/knowyourresponse/countryprogressreports/2012countries/ce_CN_Narrative_Report[1].pdf), 閲覧日：2013年11月11日

抗レトロウイルス療法

11.09 新華社通信 (Xinhua news agency) は2013年8月、HIV/エイズ患者向けに無料の抗レトロウイルス治療を施す実験プロジェクトを実施することについて報道した。同記事は、次のように記述している。

「当局は、9つの省における12の県や市で、HIV/エイズ患者向けに無料でワンストップ（一か所ですべて行える）抗レトロウイルス治療を施す実験プロジェクトを立ち上げたことを中国疾病管理・予防センター（Chinese Center for Disease Control and Prevention）が金曜日に確認した。実験が行われる地域の患者は、HIVと診断された場合、直ちに抗レトロウイルス治療を受けることができる、と同センターは語った。同センターのエイズ治療・介護部門によると、HIV/エイズ患者はこれまで地元の疾病管理センターや病院の間を移動して治療を受けるのに2か月かかっていた。同部門のディレクターである Wu Zunyou は、このプロジェクトが依然として複数の課題に直面していると語った。プロジェクトを支えるためには、資金をさらに調達し、抗レトロウイルス医薬品を入手する必要がある他、保健施設と地元政府が協力体制を一層強化していくことが求められるからである²⁰²。

11.10 「2012年度中国のエイズ対策の進捗報告」は、次のように記述している。

「2011年末現在、抗レトロウイルス治療を提供する施設は、31の省（又は自治区、直轄市）内にある2082の県（又は地区）に合計で3124あった。全国的に見て、これまで治療を受けたことがある人々及び現在治療を受けている人々の累積総数は、それぞれ2009年の81,739人及び65,481人から、2011年には155,530人及び126,448人に増加した²⁰³。」

HIV/エイズの患者に対する差別

11.11 国際労働機関 (ILO) 及び中国疾病管理・予防センター (Chinese Center for Disease Control and Prevention, CDC) は、「中国におけるHIV/エイズ関連の雇用差別」と題する報告書を共同で2011年1月14日に公表した。同報告書には次のような記述がある。

²⁰² 新華社通信(Xinhua news agency)(<http://news.xinhuanet.com/>)「HIV/エイズ患者向けに無料の抗レトロウイルス治療が施される」（2013年8月2日付）

http://news.xinhuanet.com/english/china/2013-08/02/c_132597166.htm, 閲覧日：2013年11月11日

²⁰³ UNAIDS「2012年度中国のエイズ対策の進捗報告」（41～42頁：2.2.2. 治療の進展及び成果）（2012年3月公表）

[http://www.unaids.org/en/dataanalysis/knowyourresponse/countryprogressreports/2012countries/ce_CN_Narrative_Report\[1\].pdf](http://www.unaids.org/en/dataanalysis/knowyourresponse/countryprogressreports/2012countries/ce_CN_Narrative_Report[1].pdf), 閲覧日：2013年11月11日

「中央政府及び地方自治体とも 2004 年以降、HIV やエイズに関連する差別を禁止する複数の法律、規則及び規定を導入又は改定してきた。例えば、感染症の予防及び治療に関する中華人民共和国の法律が 2004 年に改定され、次の 1 節が加えられた。『雇用者及び個人は、感染症の患者、病原体のキャリア（保菌者）又は感染症に罹っていると疑われている人々を差別してはならない。』これに加えて、国家委員会が 2006 年に発出した『エイズの予防及び管理に関する規定』には、『雇用者及び個人は、HIV 感染者、エイズ患者又はその家族を差別してはならない。HIV 感染者、エイズ患者又はその家族が結婚、雇用、医療及び教育に関して有する権益は、法律により保護されている』と定められている。同様に、雇用促進法（Employment Promotion Law）は、『雇用者は、求職者が感染症の病原体を保有しているという理由で雇用を拒絶してはならない』と規定している。しかしながら、同法はまた、『個人は、感染症から回復し、感染のおそれが払拭されるまで、感染を拡大するおそれがあり、保健当局の法律、規則及び規定により禁止されている職に従事してはならない』とも規定している²⁰⁴。

11.12 しかしながら、米国の国営放送局であるボイス・オブ・アメリカ（Voice of America, VOA）の 2012 年 11 月 30 日付ニュース報道は、「ウィルスが与える社会的烙印は主要な障害となったままである。ウィルスに感染した個人は、社会、職場及び学校においてだけでなく、治療を受ける際にも困難に直面している」と伝えている²⁰⁵。

11.13 米国国務省が2013年4月19日に公表した「2012年人権慣行に関する国別報告書：中国」（USSD 2012年報告書）はVOAに同調して、次のように記述している。

「雇用促進法の規定にもかかわらず、HIV/エイズ患者と(2千万人の慢性保菌者を含む) B型肝炎患者に対する差別は多くの地域で蔓延したままであり、地方自治体はその差別行為を抑圧しようとしたこともあった。例えば、2012年8月には、肝炎を患っていることがわかって雇用を拒否された男性が、西安裁判所の裁定によって8千元（1,280ドル）の損害賠償金を受けた。男性は、当初5万元（8,020ドル）を要求していた。

²⁰⁴ 国際労働機関（ILO）（<http://www.ilo.org/>）「中国における HIV/エイズ関連の雇用差別」（10-11 頁 - 政府の法律、規則及び規定）（2011 年 1 月 14 日公表）
http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---sro-bangkok/documents/publication/wcms_150386.pdf, 閲覧日：2013 年 11 月 12 日

²⁰⁵ ボイス・オブ・アメリカ（Voice of America, VOA）（<http://www.voanews.com/>）「エイズ患者は中国の病院で差別に直面している」（2012 年 11 月 30 日付）
<http://www.voanews.com/content/in-china-aids-patients-face-discrimination-rejection/1555870.html>, 閲覧日：2013 年 11 月 12 日

「北京に拠点を置くNGO [非政府団体] である『愛知行』（Aizhixing）の創設者かつディレクターであり、HIV/エイズ活動家の Wan Yanhaiは、2010年5月に中国を離れてからずっと海外にとどまっていた。このNGO は常に政府からの圧力を受けて現在に至っている。

「HIV/エイズに雇っている人は、医療を受けるために病院へ通うことを禁止されるのが普通である。病院側は、HIV/エイズ患者を治療しているという事実を一般の人々が知ったなら、他の病院に通うことを選ぶのではないかとおそれた。総合病院が感染症を専門に扱う病院に患者を紹介するのは通常の慣行であった。

「HIV/エイズの防止、介護及び治療に関して国際的な関与の度合いが増し、また、中国政府が地方自治体に適切な対応を求めるよう圧力をかけていることが、多くの地方自治体の改善につながった。地元の医療従事者とその管理者が国内及び国際的訓練プログラムによって理解を深めることができるようになったため、以前はHIVエイズ患者の治療を拒否していた病院の一部が積極的な介護・治療プログラムを設けるようになった。北京では、数十の地元コミュニティ・センターがHIVエイズ支援グループを励まし、支援した。

「浙江省は[2012年]3月、薬物使用で逮捕された容疑者に HIV 検査を強制的に実施する規定を削除した。この動きは、個人のプライバシーを保護するための第1歩と見られた²⁰⁶。」

11.14 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch, HRW）が2013年1月31日に公表した、「2013年世界人権年鑑」（2012年の出来事が対象）は、次のように記述している。

「政府は、河南省における1990年代の献血スキャンダルに端を発した補償請求に対して敵対的な態度をとり続けている。[2012年]8月27日、警棒を振り回す警官が、鄭州市の河南省本部前で抗議活動を行うHIV/エイズ患者300人の集団の数人を殴打した。この群衆は、政府が1990年代に河南省で起きた政府主導による大量血漿売却によってウィルスに感染した人々に対する損害賠償を支払わないことに対して抗議していた²⁰⁷。」

11.15 国際レズビアン・ゲイ教会（International Gay & Lesbian Human Rights

²⁰⁶ 米国国務省（USSD）「2012年人権慣行に関する国別報告書：中国」（第6節：その他の社会的暴力又は差別）（2013年4月19日公表）

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>, 閲覧日：2013年8月30日

²⁰⁷ ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch, HRW）（<https://www.hrw.org/>）「2013年世界報告」（2012年の出来事が対象）（306頁）（2013年1月31日公表）

https://www.hrw.org/sites/default/files/wr2013_web.pdf, 閲覧日：2013年8月30日

Commission, IGLHRC) が 2010 年 3 月 24 日に公表した研究報告「中国：中華人民共和国におけるレズビアン、ゲイ、バイセクシャル及びトランスジェンダーの人々の法的位置付け及び地位」(著者：トム・マウントフォード (Tom Mountford)) は、次のように記述している。

「LGBT (レズビアン、ゲイ、バイセクシャル及びトランスジェンダー) の人々は依然として HIV/エイズに関する正確な情報を入手するのが困難な状況にある。HIV 感染者は、十分な医療及び人的サポートを得ることが難しい。中国の公衆は HIV/エイズを同性愛と結び付けるようになった。2006 年エイズ予防及び治療に関する規定 (Regulation on Aids Prevention and Treatment 2006) において明確に差別を禁止しているにもかかわらず、中国における生活の多数の局面で、HIV/エイズ感染・発症者に対する差別が継続している。中国においては、同性愛者 (男女を問わない) による献血は全面的に禁止されている²⁰⁸。

B型肝炎の患者に対する差別

11.16 香港に拠点を置く非政府団体の中国劳工通信 (China Labour Bulletin) の 2009 年 12 月 2 日付記事は、次のように伝えている。

「HBV 活動家及び支援団体が行ったニュース研究報告によると、政府が、B型肝炎を引き起こすウィルスである HBV に感染した人々に対する雇用差別を撲滅するために様々な対策を講じているにもかかわらず、雇用は依然として当たり前のように HBV が陽性である求職者の雇用を拒絶しており、B型肝炎に対する恐れと誤解が今もなお中国社会に広まっている...

「中国には、HBV に感染している人々が 1 億 3 千万人いると推定されているが、その大半は職場や学校での社会的偏見と差別を避けるため、体の状態を秘密にしている。中国の人権 NGO である益仁平 (Yirenping) の報告書の中でインタビューを受けた多くの人々は、『肝炎のことを話し始めた途端に相手の表情が急変する』と指摘している²⁰⁹。」

11.17 中国劳工通信 (China Labour Bulletin) は 2011 年 10 月、差別事件を引用して、次

²⁰⁸ 国際レズビアン・ゲイ教会 (International Gay & Lesbian Human Rights Commission, IGLHRC) (<http://www.iglhrc.org/>) 「中国：中華人民共和国におけるレズビアン、ゲイ、バイセクシャル及びトランスジェンダーの人々の法的位置付け及び地位」 (6 頁－保健及び HIV/エイズ) (2010 年 3 月 24 日公表)

<http://www.iglhrc.org/binary-data/ATTACHMENT/file/000/000/395-1.pdf>, 閲覧日：2013 年 11 月 11 日

²⁰⁹ 中国劳工通信 (China Labour Bulletin) (<http://www.china-labour.org.hk/>) 「B 型肝炎活動家が中国における雇用差別に焦点を当てた新たな本格的調査報告書を公表」 (2009 年 12 月 2 日付)

<http://www.china-labour.org.hk/en/node/100623>, 閲覧日：2013 年 12 月 2 日

のように伝えている。

「ある女性の求職者が、台湾の電子機器メーカー大手であるフォックスコン（Foxconn）が重慶市に置く子会社を相手取って訴訟を起こしている。子会社は、健康診断の結果この求職者が結核に感染していることがわかったため、購入部門への採用を申し出ていたにもかかわらず、その採用を取り消したと言われている。中国の国営新聞である法制日報（Legal Daily）は、この訴訟が結核を根拠にした雇用差別に関しては中国で初の事例と考えられている、と伝えた。

「求職者は、フォックスコン鴻富錦精密工業（Foxconn Hongfujin Precision Electronics）の人事部に対し、子供の頃に結核に罹ったことがあったが今は完全に回復し、健康診断の際に肺に移った石灰化は全く感染力を持たない残渣か昔の病気の傷跡に過ぎないと告げた。それにもかかわらず、彼女は会社から雇用を拒絶された。

「彼女が雇用を拒絶されて2か月経った[2011年]9月21日、原告は重慶市の沙坪ハ区(さへいはく) (Shapingba) 裁判所に訴訟を提起し、フォックスコン鴻富錦社（Foxconn Hongfujin）の雇用差別を訴えた²¹⁰。」

精神衛生

11.18 中国問題に関する連邦議会・行政府委員会（US Congressional-Executive Commission on China, US-CECC）が2013年10月10日に公表した「2013年度年次報告書」は、次のように記述している。

「中国初となる精神衛生法（Mental Health Law, MHL）が2012年10月に可決され、2013年5月1日から施行された。同法は、『精神衛生サービスの利用を拡大させる』ことを目的としている。もう一つの重要な目的は、中国の警察官が陳情者その他の人々を精神病施設に強制的に拘留するために利用されてきた慣行である『精神障害を抱えていると誤認される』（bei jingshen bing）事例の発生を防止することにある。国内及び国際的市民社会団体や人権擁護活動家は新MHLの中に、人権を侵害し続けることにつながりかねない問題のある規定を確認した²¹¹。」

²¹⁰ 中国劳工通信（China Labour Bulletin）「フォックスコン(Foxconn)が結核感染を理由に女性の雇用を拒否したことで訴えられる」（2011年10月13日付）<http://www.clb.org.hk/en/node/101141>, 閲覧日：2013年12月2日

²¹¹ 中国問題に関する連邦議会・行政府委員会（US Congressional-Executive Commission on China, US-CECC）(<http://www.cecc.gov/>)「2013年度年次報告書」（35頁）（2013年10月10日公表）<http://www.cecc.gov/sites/chinacommission.house.gov/files/AR13DJ.PDF>, 閲覧日：2013年10月31日

11.19 世界保健機関（WHO）の「2011年精神保健報告書、国別情報：中国」は、次のように記述している。

「処方規制により、一次医療に従事する医師は、精神療法向け医薬品を処方する及び/又は処方を継続する権限が与えられているが、制限は一部課されている。衛生部（department of health）は、一次医療に従事する看護師に、精神療法向け医薬品を処方する及び/又は処方を継続する権限を与えていない。

「直近の 5 年間で、一次医療に従事する医師及び看護師の大半が精神衛生に関する正式な現場教育を受けた。正式に承認された精神障害の管理及び治療に関するマニュアルは、大半の一次医療診療所で入手できる。公式政策により、一次医療制度の枠内では、一次医療に従事する看護師が独立して精神障害を診断し、治療することは認められていない。患者を一次医療から二次/三次医療に紹介するための公式な推薦手続きが、二次/三次医療から一次医療に紹介するための手続きと同様に存在する（全体の施設数の 3 分の 1 を占める）²¹²。

11.20 アルジャジーラ（Aljazeera）の2012年2月1日付記事は、「最近の調査によって推定1億7千3百万人の中国人が精神障害を患い、精神科医による治療を必要とする12人の内のわずか1人しか、専門医によってその必要性が認められなかったことが明らかにされた。『資金、開業医及び重要性の認識』が欠けていることによって、治療を受けた人はほとんどいなかった」と報じている。また、同記事は、次のように追記している。

「中国では、精神科医療に対して保険はほとんど適用されない。また、農村部コミュニティでは治療施設がほとんどなく、入院患者用のベッドは極めて少なく、精神衛生を管理する政府組織も脆弱である。」

「中国の精神科医は、その大半がどの専攻分野においても学位を持っておらず、まして精神衛生においてはなおさらである。医師や施設が慢性的に不足しているため、家族は精神障害を来した親族を閉じ込めるかあるいは見捨ててしまうことになる。政府は、精神医療への投資額を増やし、精神病院の新設及び改修に数十億ドルを注ぎ込むことを誓約した。現在、精神病院の多くは老朽化し、また、意図的に都市から離れた地に置かれている。一方、精神障害の数は急速に増加している。増加の一因は、精神障害に対する認識の高まり

²¹² 世界保健機関（WHO）「2011年精神保健報告書、国別情報：中国」
http://www.who.int/mental_health/evidence/atlas/profiles/chn_mh_profile.pdf, 閲覧日:2013年11月12日

と報告事例の数が増えてきたことにあるものの、中国社会は国民が適応しきれないほど急速に変化を遂げているため、ストレス障害が急増しているということで地元の専門家の意見が一致している²¹³。」

12. 移動の自由

12.01 法律は、「国内移動、外国旅行、海外移住及び本国帰還の自由」を規定している。しかしながら、USSD「2012年度報告書」で報告されている通り、政府は、『実際面において、これらの権利を尊重しなかった。』当局は、重要な記念日あるいは外国要人の訪中に先立ち、政治に対する脅威とみなされる活動を制限した²¹⁴。一部の学者は、外国旅行を禁止されたあるいは自宅軟禁状態に置かれたと伝えられている²¹⁵。チベット自治区及びその他のチベット居住地域内の移動については、当該地域の至る所に警察の検問所を設置して、禁止される状況が続いた²¹⁶。

出入国手続き

12.02 2013年7月1日に施行された中華人民共和国出入国管理法（Exit and Entry Administration Law of the People's Republic of China）第13条は、以下の通り規定している。

「国外に定住する中国公民が帰国定住を要求する場合、入国前に、中華人民共和国の在外大使館、領事館又は外交部が委託するその他在外機関に申請しなければならないが、本人又は国内の親族が定住予定地の県級以上の地方人民政府華僑事務部門に申請することもできる²¹⁷。」

23.03 中華人民共和国出入国管理法（Exit and Entry Administration Law of the People's

²¹³ アルジャジーラ（Aljazeera）（<http://www.aljazeera.com/>）「中国：裂け目から滑り落ちる」（2012年2月1日付）<http://www.aljazeera.com/programmes/101east/2011/03/201139153815866372.html>, 閲覧日：2013年11月12日

²¹⁴ 米国国務省（USSD）（<http://www.state.gov/>）「2012年人権慣行に関する国別報告書：中国」（第2節d項：移動の自由、国内避難民、難民保護及び無国籍者）（2013年4月19日公表）<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>, 閲覧日：2013年8月30日

²¹⁵ フリーダム・ハウス（Freedom House, FH）（<http://www.freedomhouse.org/>）「2013年世界の自由度に関する報告書：中国」（2013年1月公表）<http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/china>, 閲覧日：2013年9月2日

²¹⁶ 米国国務省（USSD）（<http://www.state.gov/>）「2012年人権慣行に関する国別報告書：中国」（第2節d項：移動の自由、国内避難民、難民保護及び無国籍者）（2013年4月19日公表）<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2012/eap/204193.htm>, 閲覧日：2013年8月30日

²¹⁷ 公安部出入国管理局（Bureau of Exit and Entry Administration of the Ministry of Public Security）（<http://www.mps.gov.cn/>）「中華人民共和国出入国管理法」（2012年6月30日に開催された第11期中華人民共和国全国人民代表大会第27回常任委員会で採択、中華人民共和国国家主席胡錦濤の令により公布され、2013年7月1日より施行（2012年6月30日付）<http://www.mps.gov.cn/n16/n84147/n84196/3837042.html>, 閲覧日：2013年12月9日

Republic of China) には、中国公民及び外国人に適用される全条項が規定されている²¹⁸。

²¹⁸ 公安部出入国管理局 (Bureau of Exit and Entry Administration of the Ministry of Public Security) (<http://www.mps.gov.cn/>) 「中華人民共和国出入国管理法」 (2012 年 6 月 30 日に開催された第 11 期中華人民共和国全国人民代表大会第 27 回常任委員会で採択、中華人民共和国国家主席胡錦濤の令により公布され、2013 年 7 月 1 日より施行 (2012 年 6 月 30 日付) <http://www.mps.gov.cn/n16/n84147/n84196/3837042.html>, 閲覧日 : 2013 年 12 月 9 日